

2018年度 課題研究『探究』 論文集



○ 今年度の研究タイトル一覧.....	1
A. 労働	
1. 長時間労働の悪循環.....	3
2. 女性活躍後進国	8
3. ブラックバイトによる学生の被害を減らすには.....	12
4. 最近の若者は本当にいけないのか?	16
5. 千里生が「働くこと」に対して積極的な見方を持つためにはどうすればよいのか.....	21
B. 人権	
6. なぜ「屠殺(とさつ)」は私たちに身近なものではないのか	25
7. シングルマザーの貧困をなくすためには.....	29
8. シングルマザーと児童虐待の関係は	34
9. 子供の幸せを守るために	39
C. 環境	
10. 起立性調節障害の生徒へのサポート環境をどのように整えていくべきか.....	46
11. 高校生のネットいじめはなぜなくなるらないのか	50
12. 女性が辞めずに済む社会づくりとは.....	56
13. 聴覚障がい者の交通問題 ～梅田駅がディズニーリゾートから学べることは何か～	62
D. 教育	
14. 学費が無償になる?	66
15. 勉強をどうとらえるべきか	72
16. ケニアの初等教育の質を上げるにはどうすればよいのか	79
17. スリランカの教育と日本の教育の比較.....	88
18. 日本の小学校教育に英語はいらない?	96
19. 飢餓地域における食育について.....	101
20. 体力向上には何をすべきか.....	105
E. グローバリゼーション	
21. どちらのワンピースを選びますか ～児童労働を失くすには～	109
22. 広告に見られる人種差別を撤廃するためには ―「話題性」の追求と差別的広告の関係―	114
23. フェアトレードは本当にフェアなのか?	120
24. イギリスの EU 離脱から考えるグローバリゼーションの課題とは?	125

2018 年度 課題研究『探究』講座別 研究タイトル一覧

A. 労働（2 講座）

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 長時間労働の悪循環 2. 千里生が『働くこと』に対して積極的な見方を持つためにはどうすればよいのか 3. 成果主義とは 4. パートタイム労働者に課せられる処遇問題と対応とは 5. スウェーデンと日本の育メン 6. 障がい者雇用～安心して仕事ができるために～ 7. 過労死とその対策 8. ブラック企業 9. なぜ現代日本の女性は仕事と育児の両立が難しいのか 10. 日本が労働先進国のような働きやすい国になるには 11. 女性活躍後進国 12. ブラックバイトによる学生の被害を減らすには | <ol style="list-style-type: none"> 13. AI の利用によりおきている問題、見えない未来の労働環境 14. インドにおける児童労働 15. 雇用形態と幸福の関係とは 16. 最近の若者は本当にいけないのか 17. 労働にとっての睡眠の重要性 18. 中間管理職と心の健康 19. 宝くじで一生暮らせる分のお金が当たったとしても、働きたいと思える職場を作るには 20. 過剰な自主規制を引き起こした原因について 21. 職場における女性の在り方とは 22. 企業で AI を有効活用するには 23. より良い賃金制度へ進むには 24. 少子化のなか、なぜ先生は多忙なのか？ |
|---|---|

B. 人権（2 講座）

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 25. なぜ『屠殺（とさつ）』は私たちに身近なものではないのか 26. シングルマザーと児童虐待の関係は 27. どうすれば児童虐待を減少できるか 28. 貧困世帯にいる子どもと普通の子どもの成績の差をなくすためにはどうしたらよいのか 29. 長時間労働をなくすためにすべきことは 30. 元受刑者が社会復帰するためには 2-1 鈴木陽太 31. 母親が子どもを愛することは“当たり前なのか” 32. 出産後も女性が働き続けるためには 33. 日本において安楽死は合法化されるべきか 34. マタニティハラスメントを解消するためには 35. 少年法は“甘やかし法”であるのか 36. 貧困による子ども虐待をなくすためには | <ol style="list-style-type: none"> 37. 性暴力における男性被害者を救うためには 38. 『ちびくろサンボ』絶版から考える黒人差別を解決するためには 39. 過労による自殺をなくすためには 40. 最期の在り方を選択できるようになるには 41. 子どもの幸せを守るためには 42. 障害者雇用促進法は問題のない障がい者雇用対策か 43. 見た目問題 44. ひきこもりを社会復帰させるには 45. 女性が働きやすい社会を作るには 46. 在日韓国・朝鮮人への差別をなくすには 47. 報道被害をなくすには |
|---|---|

C. 環境（2 講座）

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 48. 聴覚障がい者の交通問題～梅田駅がディズニーリゾートから学ぶこと～ 49. 高校生のネットいじめはなぜなくなるしないのか 50. 子どもを孤食から解放するとともに地域を活性化させるにはどうすればよいのか 51. 大阪湾のプラスチックごみの原因と対策とは 52. 外国人労働者が働きやすい環境を作るには 53. コンビニの 24 時間営業は本当に必要なのか 54. 起立性調節障害の生徒へのサポート環境をどのように整えていくべきか | <ol style="list-style-type: none"> 55. 学生アルバイトの労働環境 56. イリオモテヤマネコを絶滅の危機から守るにはどうすればよいのか 57. 女性が辞めずにすむ会社づくりとは 58. 日本の非正規労働者の待遇を改善するには 59. 和泉葛城山のブナ林を守るために 60. 犬猫の殺処分数を 0 にするために 61. 航空管制官の勤務環境は整備されているのか 62. 長時間労働を改善するには 63. 日本の過疎地域対策とは |
|---|--|

D. 教育（3 講座）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 64. 小学校から英語を教科化して行うことは必要なのか 65. メディアリテラシー教育の在り方 66. 通信制教育と教育課題 67. ゆとりですが何か 68. 日本の教員は働き過ぎ？ 69. 学習の質を高めるために 70. 病気の子どもと兄弟の不安 71. どのように日本語と向き合うべきか 72. 学費が無償になる？ 73. 部活動に意味はあるのか 74. 学習塾は本当に必要なのか 75. 勉強をどうとらえるべきか 76. 奨学金問題 77. 小学生に英語は早いのか 78. 教師の長時間労働の原因と改善方法 | <ul style="list-style-type: none"> 79. 日本の小学校教育に英語はいらない？ 80. 飢餓地域における食育 81. 音楽教育のメリットとは？ 82. 子どもの手本 83. 体罰問題の改善について 84. 勉強がしたくなる講座 85. 高齢者の体力向上には何をすべきか 86. いじめの現状と解決策 87. 待機児童～ゼロへの道～ 88. 体罰は×(バツ)！ 89. ケニアの初等教育の質を上げるにはこうすればよいのか 90. スリランカと日本の比較から生まれる最適な教育 91. ブータン王国の教育から見る日本の教育 92. 『千と千尋の神隠し』から見る思春期の子ども 93. 日本の子どもたちを解放せよ |
|--|---|

E. グローバリゼーション（2 講座）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 94. どちらのワンピースを選びますか？～児童労働をなくするには～ 95. 広告に見られる人種差別を撤廃するには 96. 海洋汚染を解決するには 97. チャドの貧困の原因と解決策とは 98. グローバリゼーションはアイデンティティーを消失させたのか？ 99. LGBT の人々が暮らしやすくするには？ 100. 宗教に対する一方的な嫌悪をなくするには？ | <ul style="list-style-type: none"> 101. イギリスの EU 離脱から考えるグローバリゼーションの課題とは 102. 本当に英語は必要なのか 103. 自動車産業の現状から見える課題と解決策とは 104. フェアトレードは本当にフェアなのか？ 105. グローバル人材を育成するには 106. 外国人労働者の受け入れ現状と難点 107. なぜ日本のファッション業界は海外に進出しないのか 108. 中国における飢餓と経済格差の実情と解決案 |
|---|---|

F. TOEFL 探究（1 講座）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 109. How to Reduce the Number of NEETs 110. The Effects of the Japanese Women's Diet 111. The Decline of Face to Face Communication 112. Gender Discrimination at Japanese Companies 113. Junior High School Graduates and Poverty 114. Art Education in Japan 115. Overcoming Language Barriers 116. Improving the Working Conditions of Technical Intern Trainees 117. Immigrants and Their Families 118. A Comfortable Life for Orphans in Japan | <ul style="list-style-type: none"> 119. Internet Dependence of Students 120. Discrimination of Sexual Minorities 121. Is Japanese Education Truly Good for Us? 122. Closing the Digital Divide 123. Improving Education in Hospitals 124. Supporting the Lives of Poor Children in Japan 125. English Education in Japan 126. The Effects of Poverty on Child Education 127. Motivation for Studying and Getting Good Grades 128. Volunteering for Tokyo 2020? |
|--|--|

【1】 長時間労働の悪循環

Abstract: Today, many problems occur about labor like sexual harassment, working environment and so on in Japan. And these problems have become a major social issue. In this research, I have investigated long working hours and its causes and considered how we solve this problem.

第1章 テーマ設定の動機・目的

今日における労働問題、例えば労働条件に関する問題や性差別、セクシャルハラスメントなどは現代社会の大きな課題となっている。ここでは長時間労働について考える。このテーマを選んだ理由及び目的は長時間労働による労働者への影響の研究をすることにより長時間労働に対しての知識と強い認識を持って欲しいと考えたからだ。

まず、長時間労働の悪循環について考える前に長時間労働とは何かを述べていく。長時間労働とは本来予定されている時間数と比較して特に長いことまたは状態であり、基準としては労働基準法第 32 条で示されている 1 週間で 40 時間、1 日 8 時間、この上限を大幅に超えて働く法定外労働のことを指す。

第2章 長時間労働がもたらす悪循環

次に長時間労働による悪循環について図 1 とともに述べていく。

まず長時間労働を行うことによりストレスの発生と睡眠不足や運動不足などの生活習慣における乱れが起こる。短い睡眠について、肉体疲労は眠りの前半に回復されるがストレスは眠りの後半に回復し始めるため起床した時には体の疲れは取れているがストレスが十分に解消されていない状態となっている。このままの状態では再び長時間労働を行うことによりさらにストレスが溜まり生活習慣の乱れが酷くなる。さらには仕事でのケアレスミスや業務の効率下がってしまい生産性が低下してしまう。(図 1)

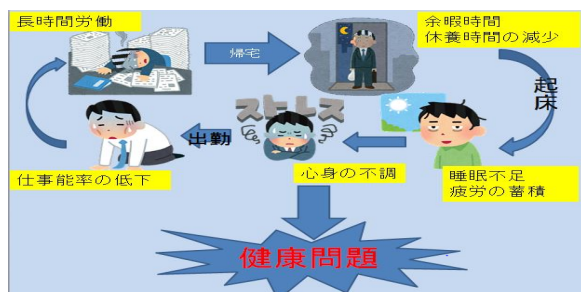


図1 長時間労働の悪循環

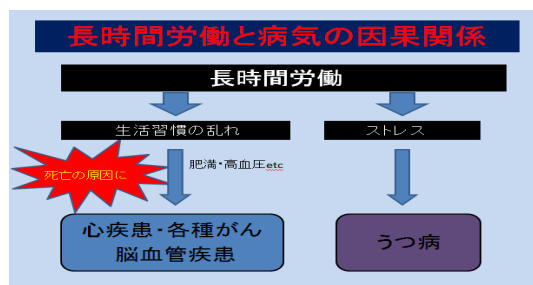


図2 長時間労働と病気の因果関係

溜まりすぎたストレスはうつ病などのストレス疾患、生活習慣の乱れや運動不足は肥満や高血圧、各種がんなどの生活習慣病を招く危険性がある。最悪の場合、死亡することもある。(図2)

第3章 長時間労働の原因「残業」

このような長時間労働による悪循環の原因について私は「残業」であると考えている。理由として、長時間労働の悪循環における睡眠不足を挙げると本来の定められた時間より遅くまで働くことにより退社し帰宅後の時間が少なくなるからだ。ここで1日の生活サイクルに心身に支障をきたすと感じる月残業時間46.2時間を当てはめる(36協定に関する調査2017(日本労働組合総連合会)より)。月勤務日数20~22日月残業46.2時間の人が片道約1時間の会社から19時半頃に退社すると考える。(その企業では17時を定時とする)そうすると20時半頃に帰宅し翌日の勤務開始時刻が8時だった場合、最高でも7時には起きていなければならない。ここで日本人の平均睡眠時間である7時間43分(Society at a Glance 2009 (OECD)より)を当てはめた場合11

時頃には就寝しなければならない。すると帰宅してから就寝するまでの時間は約 2 時間しかなく、その結果食事はお粗末になり運動する時間も少なくなる。食事を丁寧に済まし、きちんと運動をした場合であっても逆に就寝時刻が遅くなり睡眠不足に繋がってしまう。

ではなぜ人は生活習慣の乱れやストレスを招く原因である残業をしてしまうのだろうか。まずは残業の種類について示しそこから人の残業に対する見方から考える。残業の種類については 2 つに分かれており 1 つは明らかに無駄である残業でもう 1 つは一生懸命頑張っているようにみえる残業である。

一見して無駄な残業	一生懸命頑張っているようにみえる残業
生活残業	自己満足残業
罰ゲーム残業	独りよがり残業
付き合い残業	抱え込み残業
だらだら残業	がむしゃら残業
成り行き任せ残業	

生活残業…残業代を生活費やローンの返済に当てため残業をする

罰ゲーム残業…成果をあげている人が遅くまで残り働いているので成果をあげてないので仕事があるわけでもないのに帰りづらいから残る

付き合い残業…上司や同僚が残業をしているので帰りづらく誰かが帰るまで残ってしまう

だらだら残業…仕事の密度が薄いので残業をする

成り行き任せ残業…計画性のなさが原因で締め切りの前日までに遅くまで残業をせざるを得ない状況になる

自己満足残業…重要な部分とそうでない部分の見極めがつかず、完璧に仕上げとするあまり時間がかかってしまう

独りよがり残業…自分 1 人の思い込みで納期間際に出てきたものが当初の狙いからずれてしまっており、結局残業でやり直しをせざるを得ないことになる

抱え込み残業…責任感が強すぎて全て自分でやろうとし、自分のポジションを奪われてしまうのではないかという強迫観念から、なかなか同僚や後輩に仕事を渡そうとせず残業をする

これらの残業について以下の問題点があげられる。

・労働者の残業に対する意識

各残業の説明より労働者は残業をしなければならないという義務感や責任感、強迫観念などを抱いていることが分かる。付き合い残業を例にしてみると上司や同僚が帰らずに自分だけが帰ってしまうと

自分が頑張っていないという評価をもらうのではないかという考えや長時間働くということが偉いという考えに至り、結果的には長く残業をしようという意識になり長時間労働につながってしまう。

・職場内の雰囲気

各残業の説明より職場内の雰囲気が原因による残業もある。罰ゲーム残業を例にすると「成果を上げている人が遅くまで働いている」つまり遅くまで働くということが成果を上げるという意識が職場内に漂う。そうするとその職場内では成果を上げていない人が先に帰ってしまうとその人は遅くまで働いていないから成果を上げることができないということになってしまう。

他にも他の人が遅くまで働いているというのに先に帰ってしまうのは協調性がなく周りの空気を読んでいないなどという雰囲気が間接的に他の人の仕事を手伝うことや残業をすることを強制させる原因にもなる。

第4章 長時間労働への対策

次に長時間労働への対策を①政府が行っている政策 ②企業個人で行っている政策 に分けて述べていく。

①政府が行っている政策

・働き方改革

現在、労働基準法が定める労働時間は1日8時間、週40時間である。これを超えて働くことは本来なら違法であるが、労働基準法第36条(36協定)によって「労協使定をし、行政官庁に届け出た場合においては、その協定に定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」と労働基準法準監督署長に届け出をすることにより年6ヶ月までの労働時間の上限なしの延長および休日労働が可能になる。さらにこの協定次第では無制限に労働者を働かせることになってしまう。これらの問題点を解決するために働き方改革では原則として残業時間の上限を月45時間、年360時間に制限した。繁忙期などの臨時にこの制限を超えなければならない場合、この制限を超え働かせることができるのは年6ヶ月以内、年間上限は720時間以内になる。休日労働も含めた場合は月100時間未満とし2～6ヶ月の平均で月80時間を超えてはいけない。この100時間、80時間は労災認定の判断基準となる過労死ラインの水準となっている。もしこれらの上限を超えて働かせた場合、企業に対して6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科される。これらは大企業においては2019年4月、中小企業は2020年4月から適用される。

現在と働き方改革後の比較

	現在	働き方改革
残業時間の上限	月45時間 年360時間	月45時間 年360時間
法的強制力	なし	あり
繁忙期などの上限	36協定により年6ヶ月まで上限(月45時間)を上限なく延長することが可能になる。休日労働も可能。	年720時間を超えることはできず休日労働を含めた場合月100時間未満2～6ヶ月の平均が月80時間を超えてならない。 (過労死ラインの水準)

②企業が行っている対策

ここでは企業が行っている長時間労働対策の中で実際に取り組んだ結果、成功した好事例をあげる。(ここでの成功とは残業対策をしたことにより業務効率や生産性の向上、業績アップしたことなどを指す)

・ビックローブ株式会社

この企業では毎朝、退社時刻の宣言とあらかじめ1日のタスクを書いた付箋をホワイトボードに貼るということである。これらによって誰がどのくらいのタスクを持っているかを確認することができ、仕事の多い場合は他の人に手伝ってもらい分散され業務効率がアップする。つまり残業しなければならないという状況が生まれにくくなっている。

・SCSK株式会社

この企業ではスマートワーク・チャレンジ20を導入しているスマートワーク・チャレンジ20とは前年よりも残業を20%削減し有給休暇20日の完全取得を目指し、これらを達成した人は本来、残業代として支給予

定だったお金を報奨金として支給するものである。結果社員のやる気が上がるなどの社員に良い影響を与え、結果その年は過去最高益を出した。ほかにも 17 時以降の会議の禁止や仕事の多い部署に他部署が応援に行くなど残業削減対策が行われている。

・日立物流ファインネクスト株式会社

この企業では忙しい日である月曜日をあえてノー残業デーに設定している。毎日朝礼を行っており月曜日の朝礼では管理職からノー残業デーであることを周知している。従業員の周知も徹底している。これにより従業員の意識は残業で業務をこなそうということから効率よく業務を行うという考えが根付き月曜日のノー残業デーの実施率は高まり他の曜日の残業も少なくなっている。

・大和証券グループ本社

2006 年から「ワークハード・ライフハード」をモットーに 19 時前退社が導入され、支店長以下は 19 時以降の残業は上司に申請を行わなければならない。残業をしていると人事部からアナウンスが来るようになっていく。現在、退社時間が決まっていることで効率よく成果を上げる仕事方法を個々で考えるようになり残業することなく帰宅する人が増えている。

・伊藤忠商事株式会社

20 時以降の残業を事前申請制とし、22 時以降の残業を禁止。見回りの人を配置し声掛けを行っている。ほかにも朝 5 時から 8 時にかけて早朝勤務をしたら深夜残業と同じ給料がもらえ、朝食を無料で出される。結果、残業をする人が減り個々に時間の使い方を工夫するようになり仕事の効率が上がった。

第 5 章 長時間労働による悪循環を止めるためには何が必要なのか

以上見てきたように今日の長時間労働の悪循環を止めるためにはまず長時間労働に対する甘い認識をもった社会を改め、対策を考える必要がある。具体的には長時間労働が生産性や労働者の心身に与える影響などをテレビ番組などで発信することや、企業にその情報を送る、対策としては上で挙げた企業のノー残業デーに一工夫を加えたものである。しかし、これはただ残業のない日を設定するだけではない。残業が習慣化している企業などでは設定するだけではなく、根本的な業務の見直しをし、業務の効率をよくするために投資などを行う。さらに労働者に対して上司などが積極的に退社や残業の禁止を促し、労働者の労働に対する考え方を改める。これにより企業側には光熱費の削減や生産性の向上、職場内の雰囲気が変わり、労働者側には時間の使い方の工夫を考えるようになり残業をあまりしなくなり、「ワーク・ライフ・バランス」の確立と共に身体的にも精神的にも悪影響が少なくなる。

また、個人個人の労働意識も重要である。長時間労働をすることが本当に成果へと繋がるのか、労働にばかり意識を取られて生活が疎かになっていないかなど考える必要がある。この研究を通して私が最も大切なのは正しい社会づくりではないかと考える。長時間労働を正しいとする社会が労働者の意識を歪めその結果現代社会における大きな問題にもなってしまった。今日、理想的な労働環境を生み出すための社会づくりが行われている。しかし私の中でそれはあまりにも遅いものだった。このような社会づくりが行われたのは長時間労働によって心身に被害を受けてしまった人々が生まれてしまった後からだったからだ。今後の研究課題として調べていきたいことは日本よりも労働時間が短い上で生産性の高い他の国と比べてどのような点で異なりほかにも日本の労働環境に何が必要であるかということである。

参考文献

- ・ Bizhint 編集部【働き方改革 成功事例 18 選】テーマ別に企業の実践内容をご紹介
<https://bizhint.jp/report/98789> (2018/8/12 アクセス)
- ・ たくみこうたろう「うちの会社にも取り入れたい！残業削減をした 5 社の取り組み」
<https://fledge.jp/article/zangyou-sakugen> (2018/8/12 アクセス)
- ・ 厚生労働省「時間外労働削減の好事例集」
- ・ https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/120703_01.pdf (2018/6/12 アクセス)
- ・ 日本能率協会総合研究所 マネジメント&マーケティング研究本部「ワーク・ライフ・バランス、残業削減」
http://jmar-im.com/organization/work_life_balance/ (2018/6/12 アクセス)
- ・ HM 人事コンサルティング 丸山博美【働き方改革】時間外労働の上限規制「80 時間」「100 時間」への対応策
<https://search.yahoo.co.jp/amp/s/www.ieyasu.co/media/worklimit/amp/%3Fusqp%3Dmq331AQGCAEoATgA> (2018/8/14 アクセス)
- ・ 東洋経済新報社 出版局 残業地獄が「脳と人生」に与える深刻な影響
https://toyokeizai.net/articles/amp/145677?display=b&_event=read-body (2018/6/19 アクセス)
- ・ 日本労働組合総連合会「36 協定に関する調査 2017」
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20170707.pdf> (2018/6/19 アクセス)
- ・ 金 明中「残業時間の上限規制、残された課題は？－労働者保護の立場に立った政策の推進を！－」
<https://search.yahoo.co.jp/amp/s/www.nliresearch.co.jp/report/detail/id=55263%3Fmobileapp%3D1%26site%3Dnli%26usqp%3Dmq331AQGCAEoATgA> (2018/8/14 アクセス)
- ・ 獨協大学経済学部 教授 阿部 正浩「労働時間と睡眠時間」
http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou054/hou54_03_02.pdf (2018/6/26 アクセス)
- ・ J-cast 会社ウォッチ 労働時間が長いのは「付き合い残業」のせい？
<https://www.j-cast.com/kaisha/2010/12/15083578.html> (2018/6/12 アクセス)
- ・ Tunag 形だけの「ノー残業デイ」から卒業！成功する導入ポイントや他社事例を解説
<https://tunag.jp/ja/contents/hr-column/1487/> (2018/8/28 アクセス)
- ・ 小室淑恵(2016)『労働時間革命』毎日新聞出版

【2】 女性活躍後進国

Developed Country of Women's Empowerment

Abstract: Today, in contemporary Japan, women's empowerment is not progressing despite the enactment of the Basic Law for Gender Equality Society. In Japan, the position of women in society is low. I think women's empowerment is good for Japan. The reason is women's empowerment have good effect for Japanese economy. The reason why women's empowerment doesn't progress is social structure. It means system, customs, social consciousness, and social norm. The main idea is that "Husband works outside, and wife does housework at home." That trend is still remained. So, we have to change our minds to improve women's empowerment. However, now, more than half women want to be housewife. This is one of the reasons why women's social advance rate is still low. So I think that facing these problems and realizing a society where women themselves can choose their own way. is necessary for us to make women more active in society.

Keywords: women, gender equality society, women's empowerment, social structure

第1章 テーマ設定の動機・目的

私がこのテーマを選んだ動機は、男女共同参画社会基本法（1999）が制定されてから 19 年経った今、男女共同参画社会基本法が制定されるときに述べられていた理念は、どれほど達成されたのであろうか知りたいと思ったからである。女性差別が当たり前のように行われ、黙認されていた時代があった。性別を理由に不当に排除されてきた分野への参加を促進するため、性差別をなくし、様々な制度を整備するために男女共同参画社会基本法が制定された。内閣府男女共同参画局（2016）によると、男女共同参画社会とは、「男女が社会の均等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。私はこの社会が本当に実現される方向へと向かっているのか疑問に思った。そこで私は、現在の日本で女性がどれほど社会的に活躍できているのかを調べると共にどうすればより女性か社会進出する事が出来るのかをこの探求のテーマとして選んだ。この探求を通して女性が活躍できる社会をどう作るかを考え、自分自身が社会に出たとき性別による障害を抱えずに社会に貢献できるような環境を作りたいと思う。

第2章 日本女性活躍の実態

第1節 女性の社会進出率

第1項 女性管理職の割合

現在、政治的・社会的に日本の指導的地位にいる女性比率は最低レベルである。総務省「労働力調査（基本集計）」（2010）によると、管理的職業従事者（公務及び学校教育を除く）に占める女性の割合は、平成 24 年は 11.6%で、依然として低い水準にある。また、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2010）で女性管理職を役職別に見ると、係長相当職の割合が最も高く、平成 24 年は 14.4%となっている。上位の役職では女性の割合が更に低く、課長相当職は 7.9%、部長相当職では 4.6%であり、いずれも低い水準にとどまっている事が明らかである。

第2項 ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム（World Economic Form）が発表したジェンダー・ギャップ指数（2017）を見てみると、日本の女性の社会進出率が低い事が明確である。ジェンダー・ギャップ指数とは、経済・教育・政治・保健

順位	国 名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
15	英 国	0.770
16	カナダ	0.769
49	アメリカ	0.718
71	ロシア	0.696
82	イタリア	0.692
100	中 国	0.674
114	日 本	0.657
118	韓 国	0.650

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム（World Economic Form）（2017）

の4つの分野のデータから作成され、男性の就業率が女性に比べてどれだけ高いか、つまり、男女の就業率にどのくらいのギャップがあるかを数値化したものである。0が不完全平等、1が完全平等を表しているもので、数値が大きければ大きいほど女性が活躍できていないことを表している。2017年の日本の順位は144ヶ国中114位であった。つまり、日本は女性活躍後進国であると言える。

第2節 女性を活躍させるメリット（経済の発展・企業の活性化）

社会的に女性を活躍させる事によって得られるメリットの一つとして考えられるのは、経済発展である。女性の活躍と経済的パフォーマンスは密接な関係があると考えられる。女性の経済的活躍がめざましい国は経済的成長率が比較的高い。米国のヒラリー・クリントン国務長官はAPEC「女性と経済サミット」（2011）における演説で、「日本の女性労働率が男性並みに上昇すれば、GDPは16%上昇する。」と述べている。女性の就労促進は世帯収入を増加させ、経済成長につながるためである。また、男女共同参画研究会報告書「女性の活躍と企業業績」（2003）では、「女性役員比率が高い企業 or 活躍する基盤を整えている企業の業績は良い」と記されている。つまり、女性の社会的活躍と企業の活性化には密接な関係があると考えられる。これらのことから、女性の活躍は国の経済や企業にとっても良い影響をもたらすということがわかる。

第3章 女性が活躍できない要因とは何か

第1節 仮説・考察

私は現在の日本で女性が活躍出来ていない一つとして、社会構造が大きく関わっていると考え。例えば、制度や習慣、社会意識や規範のことである。「夫は外で働き、妻は主に家で家事をする。」という考え方が主となるものだ。これは1990年代まで当然の考え方とする風潮があった。その影響が20年近く経った今でも残されているのだと私は考える。また、子育てなどの負担もある女性が働きやすい環境が必要不可欠で

ある。しかし、現在の日本ではそういった女性が働きやすい環境というのが圧倒的に不十分なのではないかと考える。

第2節 男女雇用機会均等法・女性活躍推進法

先程述べたような、「夫は外で働き、妻は主に家で家事をする」といった考え方が当たり前だという風潮を変え、女性が男性と同じように社会に出て働く機会を得られるように男女雇用機会均等法（1985 年制定、1986 年 4 月施行）が制定された。男女雇用機会均等法の正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女ともに平等に扱う事を定めた法律である。また、女性活躍推進法（2015）も国会で成立された。正式名は「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」。この法律により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。しかしながら、未だ女性の社会進出率やジェンダー・ギャップ指数は依然として低い水準にある。つまり、男女の性に基づいて作り出された制度や習慣である社会構造を根本から変えなければ女性が社会的に活躍することは難しいのだ。

第3節 女性の専業主婦願望

これまでに述べてきたデータから、男女共同参画社会の理念、つまり女性の活躍を実現する社会はして依然として達成されていないことがわかる。しかしながら、ワタナベウェディングが行ったアンケート調査(2017)によると、「専業主婦になりたいですか?」という質問に全体の半数以上とな、54.2%の人が「はい」と回答した。このことから専業主婦になりたい、つまり、労働したくないと考える女性が増えている事がわかる。どれだけ女性が社会進出するための制度を整え、現代の日本社会を女性が働きやすい環境に改善したとしても、専業主婦になることを望む女性たちにとっては全く無関係なのである。つまり、第2章第2項で示したジェンダー・ギャップ指数などのデータが依然として低い水準にある理由の一つとして、女性の専業主婦願望などの見えない部分が含まれていることも挙げられるのだ。

第4章 女性がより社会的に活躍するには

私はこの探究を通して女性がより社会的に活躍出来ていないのは、男女雇用機会均等法・女性活躍推進法が出た現在でも「夫は外で働き、妻は主に家で家事をする」という風潮がまだ残っていることや環境の整備の不十分を主に挙げてきた。また、依然としてジェンダー・ギャップ指数などが低い水準のままであるのは、専業主婦願望のある女性たちの存在も関係しているということも分かった。私は女性がより社会的に活躍するためにはこれらの問題と向き合い、女性自身が自分のあり方を選択できる社会を作ることが必要であると考える。

参考文献

- ・山田昌弘（2015）『女性活躍後進国ニッポン』岩波書店
- ・内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会とは」
〈http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html〉（2018/8/27 閲覧）
- ・厚生労働省「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために」
〈http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.ntml〉（2018/8/27 閲覧）

- ・総務省「労働力調査（基本集計）」

〈<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2010/index.html>〉（2018/8/28 閲覧）

- ・世界経済フォーラム（World Economic Forum）「Global Gender Gap Report 2017」

〈<http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2017>〉（2018/11/19 閲覧）

- ・APEC「女性と経済サミット クリントン長官講演」（2011）

〈http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_apec/wes.html〉（2018/11/19 閲覧）

- ・男女共同参画研究会「男女共同参画研究会報告書」（2003）

〈<http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F1285930&contentNo=1>〉
（2018/11/19 閲覧）

- ・ワタナベウェディング「愛妻度診断」（2017）

〈https://www.watabe-wedding.co.jp/company/press/info/detail.html?press_id=582〉（2018/11/19 閲覧）

【3】 ブラックバイトによる学生の被害を減らすには

Abstract: There are many unreasonable part-time jobs in Japan. We call such part-time jobs “Black Baito”. Most of the victims of the problems are students. However, students do not know about the problems. The students' awareness about Black Baito is low. For example, the office work the students do part-time many times and long time, the students cannot quit easily. Therefore, in order to reduce the damage of the student's part-time jobs, students should know correct knowledge about Black Baito.

Keywords: Black Baito, student part – time jobs, students, correct knowledge about Black Bite

第1章 テーマ設定の動機（理由）・目的

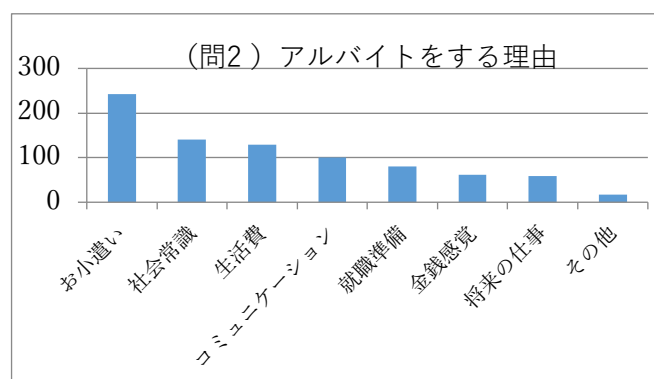
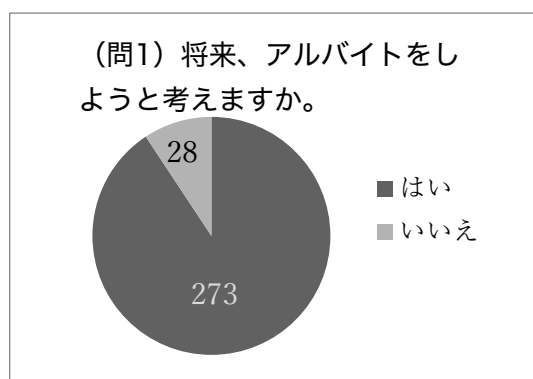
ここでは、ブラックバイトについて考える。私は、現在アルバイトをしていないが、してみたいと思うことがあり、大学生になればアルバイトをしようと考えている。また、私の周りにはアルバイトをしている人が多く、アルバイトをすることは私たち学生にとって、身近なものになっていると考えた。また、関西大学で行われたブラックバイトの認知度についてのアンケートの結果によると、学生のブラックバイトについての認知度は高いことがわかった。しかし、意味は分からない、聞いたこともなく意味も分からないと答えた人も少なくともいるようだ。これらのことから、学生がアルバイトを安心してできるために、ブラックバイトの被害にあわないようにするための対策について、考えてみることにした。

第2章 現在の学生のアルバイト事情

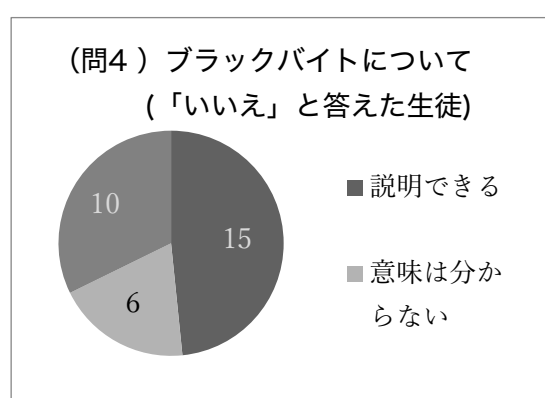
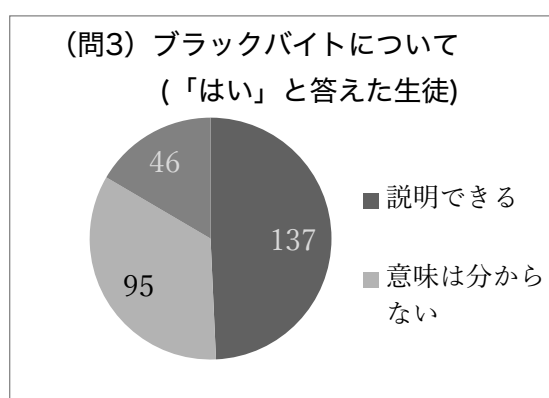
第1節 学生アルバイトの実態

私は、現在、アルバイトをしている学生が年々増加してきていると考え、千里高校2年生301人にアルバイトについてのアンケートを行った。結果はそれぞれ次の表となった。「将来、アルバイトをしようと考えますか。」（問1）という質問に9割以上の生徒が「はい」と答えた。また、「はい」と答えた生徒273人に「アルバイトをする理由、目的は何か。」（問2）という質問をした。私は、自分で自由に使えるお金、お小遣いが欲しいという金銭的な理由が多いと予想した。しかし、結果からわかるように、お小遣い稼ぎだけでなく、社会常識を身に付けるため、自分の成長のために経験しておきたいから、コミュニケーション能力を高めるためなどという個人が成長するためという意見が多く見られた。お金に関する意見もあったが、それはお金を稼ぐ大変さや金銭のありがたさを知るため、生活費を稼ぐためなどというものであった。それらは、遊びや欲しいもののためにお金を稼ぐためでなく、自分の経験として、金銭感覚を養うためという、私の予想に反する結果であった。これらの結果からわかるように、学生がアルバイトをするメリットとして、将来に活かすことのできる経験を得られることが多く挙げられる。また、ブラックバイトの認知度についてアンケートをとったところ、「将来、アルバイトをしようと考えていますか」（問3、4）という間に「はい」と答えた生徒273人のうち約5割が言葉の意味を説明できると答え、やはり、「いいえ」と答えた生徒より割合は多いということがわかる。しかし、ブラックバイトについて知らない生徒も少なくともいることが分かった。

アンケート結果(千里高校2年生301人にアンケート)



(問1)で「はい」と答えた生徒273人にアンケート



(問1)で「はい」と答えた生徒273人にアンケート

(問1)で「いいえ」と答えた生徒28人にアンケート

第2節 問題点

一方、アルバイトをする上で、学生の本業である学業との両立が難しくなることや睡眠時間が減ってしまうというデメリットもある。帰りが遅くなり、事故に巻き込まれる可能性もある。また、アルバイトに時間を費やしてしまうことで過度なストレスを抱えてしまうこともあるようだ。また、大学生でバイトをしているとカードローンが使えるため、借金を抱えてしまうこともあり、それは学生にとって大きな負担となるだろう。これらの例から分かるように、デメリットも多く、これ以外にもたくさんあるといえる。また、その原因の一部は、ブラックバイトと呼ばれる理不尽なアルバイトだといえる。

第3章 ブラックバイトについて

第1節 ブラックバイトとは何か

ブラックバイトとは、ブラック企業対策プロジェクトによれば、「学生であることを尊重しないアルバイトのことである」と定義されている。フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進む中で登場し、2013年に提唱された言葉である。低賃金であるにも関わらず、長時間の労働や正規雇用労働者と変わらない義務をさせられたり、ノルマを課されたりと学校生活に支障をきたすほどの重労働を強いられる。ここでは、ブラックバイトとは、学生に対するものとする。

第2節 ブラックバイトの実態

ブラックバイトの職場では、学生アルバイトは「戦力」「学生」「アルバイト」「子ども」として扱われ、法律通りの給与が支払われず、上下関係で支配され、労働者と同じような扱いをされる。しかし、辞めたいと思っても上下関係や暴力を利用して辞めさせてもらえない。これらがブラックバイトの特徴といえる。よく言われる例として、長時間・深夜の勤務、急な呼び出し、希望のシフトが通されない、給料が最低賃金に満たない、残業代が出ない、休憩時間が言われていたより短い、余り物を買わされる。辞めようとするれば、暴力や脅迫される。とうものが挙げられる。これらの理由で、周りのアルバイトが次々と辞めていき、アルバイトの人数が減ってしまい、残った自分は人手不足のため辞めることができない、許されない、ということがあるようだ。

第3節 ブラックバイトの実例

今野晴貴の『ブラックバイト 学生が危ない』によると、学生アルバイトだけで運営し、正社員はたまに訪れるだけの店舗もあり、そのお店で働く大学生の一人は、しだいにアルバイトのリーダーとしての役割を担うようになったそうだ。また、考查期間に休むためには、自分で代役を見つけなければならず、夜間には、クレーム対応で呼び出されることもあったそうだ。この学生の責任は重く、辞めるにも辞められない状況であるといえるだろう。また、ブラックバイトで働いていた他の学生は、アルバイトを辞めようとしたそうだが、店長からアルバイトを辞めるなら自分の代わりを探してから辞めるように言われたそうだ。また他の学生は、契約書に自己の都合で辞めることは許されないと書いてあるはずだ、などと言われ辞めることができなかったそうだ。また、「これから家に行く」「ぶっ殺してやる」などと言われた学生もいるようだ。これは、もはや脅迫だといえるだろう。これらの重労働やハラスメントが原因でアルバイトの一人が辞め、そのうちまた多数が辞め、人手不足になってしまい、残った人たちはまた一段と忙しくなり、辞めようとしても辞めることができなくなる。ブラックバイトは、このような悪循環を起こしているといえる。

第4章 ブラックバイトによる被害者を減らすために何が必要か

第1節 ブラックバイトによる学生の被害

ブラックバイトによる学生の被害には、辞めたくても辞めることができない、辞めようとするれば阻止される、学生アルバイトであるのにも関わらず責任重大な役割をまかせられる、など、上記であげてきたものが挙げられる。これらは、理不尽であり、学生にとってそのアルバイトを続けることは難しいことだといえる。

第2節 ブラックバイトに関する正しい知識

これらの被害を減らすためには、雇用側がアルバイトの内容についての詳細をあらかじめ学生に提示することが必要である。しかし、それより先にまず、アルバイトをする学生本人がブラックバイトに関する正しい知識を身に付けるということが重要だと考える。本人だけでなく、親にも同じことが言えるだろう。例えば、契約書を隅から隅まで読む、面接や電話で給料や労働時間、休憩時間、休める日など疑問や不安に思うことを直接、確認するということだ。もちろん、簡単にバイトを辞めることができないということを考えた上でアルバイト先を選ぶことも重要だ。暇な時間にアルバイトをする、休んでもアルバイト先に影響がないという学生アルバイトのイメージは通用しない。また、ブラックバイトの特徴や見分け方、対処法などの紹介がされている PDF などもある。それらを参考にしてもなお、自分がブラックバイトの実例にあるような内容のアルバイトをした場合や辞めようとしても辞められなかった場合は証拠を残すことを考えておくことも重要だ。例えば、給与明細を保存したり、ハラスメントの録音をしたりすることだ。これは、ブラック企業においてもいえる。

第5章 今後の研究の方向性や課題

第1節 課題と提案

学生が事前にそのアルバイトについて知っていても、そのアルバイトがブラックバイトではないと言い切ることはできない。ブラックバイトではないアルバイトに勤めることができる可能性が高くなるだけだ。学生のブラックバイトの認知度からわかるように、ブラックバイトのことを知らない、言葉も分からないという人が少なくともいる。私は、ブラックバイトについて自分で調べたり、言葉を聞いたりすることがないため、言葉すら知らない生徒がいると考えた。そこで、学校でブラックバイトについての授業や講演をするべきだと考えた。ブラックバイトを知らない生徒はブラックバイトについて正しい知識を身に着けることができ、ブラックバイトについて知っている生徒も実例や対策方法を知ることができると考えた。インターネットで調べるだけでは分からないことを知ることができるだろう。また、職場に対しては、夜9時以降には学生アルバイトを働かせないという決まりを作るという解決策を提案する。法律では、夜10時以降の学生アルバイトの使用は原則として禁止されているが、それでもなお、学生がアルバイトにより時間をとられてしまうことがブラックバイトの実態として挙げられている。また、アンケートの結果として出たアルバイトをする理由、目的は本当に果たしているのか。それらを調べることで、解決策を考えていきたいと思う。

第2節 私見

ブラックバイトについて研究したことによって、ブラックバイトについての知識を身に着けることができたといえるだろう。しかし、調べたり、本を読んだりするだけでは、わからないこともあり、経験談や実例をもっと詳しく世間に知らせる必要があるのではないかと思った。これは、ブラックバイトによる学生の被害をなくす、ブラックバイト自体をなくすためにも必要だと考えた。

参考文献

- ・ ベネッセ「高校生のアルバイトについて」
https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/daigaku_jittai/hon/daigaku_jittai_2_2_4.html(2018/08/27 閲覧)
- ・ 株式会社インテリジェンス「高校生・大学生アルバイト実態調査 2006」
https://www.persolcareer.co.jp/pressroom/content/uploads/2096/12/GEHRreport_200612.pdf(2018/08/27 閲覧)
- ・ ブラック企業対策プロジェクト「ブラックバイトとは？」
<http://bktp.org/special/black-arbeit/what-is> (2018/08/27 閲覧)
- ・ an report「10代～20代を徹底調査！」
https://weban.jp/contents/an_report/repo_cont/trend/20131007.html (2018/08/27 閲覧)
- ・ 2016年度学生生活実態調査報告 アルバイト
<http://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/lifestyle/h28/index.html> (2018/11/13 閲覧)
- ・ 今野晴貴(2016)『ブラックバイト 学生が危ない』岩波新書

【4】 最近の若者は本当にいけないのか？

ARE YOUNG PEOPLE NOW REALLY BAD?

Abstract: Today, various people say that young people are bad. Is it true? So, I have chosen this topic. Young people are not active. But, I think bosses are bad, too. They are hard, but do not teach job to work faces well. Some bosses do not hear young people's opinion. Then, I think communication is important. Bosses and work faces are able to understand together because of communication. Now, some companies have system which increase communication. These are good effects. Company should communication systems.

Keywords: young people, communication, boss, work face

第 1 章 研究背景

私は、「最近の若者は本当にいけないのか」ということについて考えた。よく「最近の若者はけしからん。」「最近の若者は常識がなっていない。」「最近の若者は使えない。」という声が世間から聴こえる。果たして本当にそうなのか。全て若者に原因があるのか。そもそも、なぜこのようなことに関心を持ったかという「最近の若者」というひとくくりにして若者を批判することについて違和感を覚えたからだ。そして、将来、私が「最近の若者」という理由で否定されたくない、否定された時にどう対処したらいいかを知りたかったからだ。また、立場の強い人が立場の弱い人が発言することを「最近の若者はけしからん」と批判することで抑えつけているように感じたからだ。お互いに理解できていないだけではないか、コミュニケーションが足りてないからではないかと疑問を抱いた。私は、このようなことから、このテーマについて調べた。

第 2 章 研究目的

若者にも問題は沢山ある。しかし、上司にも問題があると考えた。そこで、それぞれの特徴を調べた。まず、若者についてだ。豊田義博（2017）は『なぜ若手社員は「指示待ち」を選ぶのか？』という書籍では、やる気がないという訳でないと述べている。全体的に消極的なことが多いようだ。人の目を気にしすぎている、報告や相談をせずに問題を抱え込む、チャレンジ精神がない、打たれ弱いなどが挙げられるようだ。その原因には、期待に応えようとし過ぎている、上司と話そうとしない、失敗を極度に恐れている、感情を表に出すことを不快に感じているなどがあると述べている。

一方、上司だ。もちろん、良い上司もいる。しかし、マイナビウーマン（2016）の 2016 年 6 月 22 日～6 月 24 日に 22 歳から 39 歳の 172 名にアンケートによると、自分のやり方を一番正しいと思っている、意見を聞こうとしない、理不尽、トラブルが起こりそうな仕事を押し付けるなどといった駄目上司もいる。最近の上司の傾向は、一生懸命ではあるが、部下を育てようという意識が低下しているということが原因にあると豊田義博（2016）は述べている。

出世ナビでは、上司の主張としては、「忙しいのに、一人一人にそんなに時間を取っていることができない。もし、悩みや相談があるならいつでも聞くと言っているので部下から言ってきてほしい。」と述べられている。

そのことに対して部下側は「いつも忙しそうにしていて声をかけづらい。声をかけると、イライラした表情であったり、面倒くさそうな素振りを見せたり、話の途中で遮る、問い詰めるなど話しやすい状況とは言えない」と主張している。そのため、連絡はなるべくメールで済ます、話しかけないということが起きていると述べられている。それに対して、また上司は「こっちは忙しいのに、話が無駄に長い。要点を絞ってくれていないので、結局何を言いたいのかがよく分からない」と主張している。部下に対して話を短くして欲

しい、まとめてほしい、事前に話をすることを整理して欲しいという意見があるようだ、と出世ナビで述べられている。

出世ナビでは、上司の改善点は、時間がないからこそ、一分間だけ傾聴するということが大切である。傾聴とは、相手の言葉に耳を傾け、熱心、受容的に聞くことを言う。目を見る、あいづちを打つ、穏やかな表情で話を聞く、聞き方を少し変えるだけで改善することができるのではないか、と述べられている。

では、良い上司になるにはどうしたらいいのか。上司は、先程述べていたように、部下を育てようという意識が下がっている。株式会社ピース、人事コンサルティング安達裕哉（2018）は、部下とのコミュニケーションをとることが足りないと述べている。もし、その意欲があったとしても、優しいだけ、自分で考えろとほったらかし、過度に結果にこだわるようなら、意味がない。良い人材に導くことが大切だ。例えば、部下がミスをしたら、どこがいけなかったのか、何を学んだのかを振り返る、考えさせるときもヒントを与え、答えに導く、目標を決めるときもその目標を達成すると何を達成することができるのか、などを述べている。このことから、良い上司とはもちろん仕事ができる人だが、それに加えて、部下の成長に気をかけ、コミュニケーションをとることのできる人だと考える。

また、部下の改善点は、話す際に結論を一番初めに言うことだ。誰でも言いたいことが分からず、ダラダラと話されては、不快に感じてしまうこともある。言いたいことを最初に述べ、そこから、端的に理由を述べることで解決に繋がるのではないかと述べられている。

いい部下になるためにはどうしたらいいのか。若者（部下）には、コミュニケーション能力が足りない。コミュニケーション能力と言っても、その場を盛り上げたりする、友達を沢山つくる、といったものではない。ここでのコミュニケーション能力は人を動かす手段となるものである。何かを伝え、相手との間に共通の理解を作り出し、相手に自らが期待する意識変化や行動を引き起こすということだ。例えば、上司に積極的に相談や報告をする、上司からのアドバイスを引き出す、商談の申し込みをするなどだ。横の関係（同僚）は作りやすい若者（部下）であるが、縦の関係（上司）を作ることが苦手らしい。

そして、観察力がある人が伸びる人だそうだ。先輩や上司が顧客からの電話をしているところを見て商談に繋がっているようなら、真似をする。ミスをしていたら、自分は気を付けようと頭におく。最近は、会社のマニュアルや二次情報を見ることが多い。しかし、自分自身で体験したこと、一次情報の方がやはり良い、と以上のことを豊田義博（2016）は述べている。したがって良い若者（部下）とは、コミュニケーション能力が高く、観察力があり、視野が広い人だと考えられる。

互いに改善点は沢山あるのだが、双方に言えることは、コミュニケーション不足だ。若者（部下）は、怒られることや失敗を恐れずに色々な人にアドバイスをもらう、分からないことがあったら、質問するべきだ。必ず得るものがあるはずだ。自分の欠点に気づく、もしかしたら良点に気づくことがあるかもしれない。自分を改善する、自信につなげる、商談に役に立つ、次に繋げることができる。

上司は、部下を育てるために、自分で考えさせて答えを導くアドバイスを言う、相談にのるなどをするべきだ。一部の人は、そんなことをやっても自分が成長することはないのではないかと考えるかもしれない。しかし、自分も得るものがあると私は考える。アドバイスを言うことは、そのことに関して自分も知識を持っておかなければならない。信憑性のある、確かなアドバイスをするには、そのことについて自ら学んでも良いのではないかと。相談にのるのも、部下の話の中で、自分が思いつかない考えが出てくるかもしれない。そして、何より、部下を上手く育てることができる人は、会社で評価されるのではないかと。

会社は部下と上司のコミュニケーションをとる機会を増やすべきだ。コミュニケーションと言ってもメールなどの間接的なコミュニケーションではなく、顔を見合わせて話す直接的なコミュニケーションだ。やはり表情を見ないと感じることでないこともあり、内容を理解することが難しいこともある。会社全体で上下のコミュニケーションを取りやすい環境を作ることが大切だと考える。

第3章 研究方法

実際に、新入社員の教育や社員とのコミュニケーションを増加させるための制度をつくらせている会社がある。そこで、私はそれらの会社に連絡をとって詳しい概要とそれによつての成果を聞いてみた。4 つの企業の紹介を例に挙げたいと思う。

1 つ目は面白法人カヤック¹という会社である。ソーシャルゲーム事業などを行っている。その会社の制度の一つに「ぜんいん社長合宿」というものがある。一年に2回あり、一日社長になったつもりで、テーマ対してブレインストーミングを行う合宿である。ブレインストーミングとは、集団でアイデアを出し合う会議方式の一種である。誰でも出したアイデアに対してツッコミが入れることが可能で、ときには新入社員が社長に物申すこともあるそうだ。もちろん、そのことにより、怒られることなく、むしろ面白いアイデアなら、便乗することもあるそうだ。また、社員の9割がこの「ぜんいん社長合宿」に参加しているそうだ。

2 つ目は、三菱電機ビルテクノサービス株式会社²という会社である。ビルのメンテナンスなどをする技術系とそのことに対しての営業をしている事務系と分かれている。新入社員に対しての教育を3年間かけて行っている。普通の新人社員教育に加えて、技術系と事務系に分かれて、研修も行っている。そこで、技術系は、少人数で各職種別に分かれて、職場教育と並行しながら行い、事務系は、ロールプレイによる実践形式を取り入れて、提案スキルのレベルアップをはかっているそうだ。また、新入社員教育の一つとして、入社6年前後の若手社員が指導者一人に研修生八人の研修の講師をしたり、社会人の姿勢の基本を教えたり、寮で寝食を共にしたり、上司と部下の関係が近くなるような制度をとっている。また、3年後まで定期的に再集されて専門教育を受けることで3年間かけて新入社員の教育を行っている。この制度は、新入社員が学ぶだけでなく、先輩の上司も教え方を学べるという双方にとっていい制度だと思う。

3 つ目は、川崎信用金庫³である。ここでは、入庫3～8年目程度の職員と新入社員がペアになり、月一度の面談や週一回以上の連絡欠かさないというルール「メンター制度」というものをとっている。そのペアは、違う店舗で働いている先輩が担当しているそうだ。

4 つ目は、株式会社 CRAZY⁴という会社である。オリジナルウェディングのプロデュースをしている会社である。この会社では、「ランチ制度」というものがある。この制度は、創業してから今までずっと行っており、福利厚生の一環として行っているそうだ。社員全員に毎日12時～12時40分まで、自然食のランチを提供していて、準備から片付けまでを社員全員で食卓を囲むそうだ。健康に対して気を使っており、他にも一週間の中で6時間以上の睡眠を5日間確保した社員に報酬を渡す制度がある、福利厚生では、託児所が会社にあるなど社員に優しい制度がたくさんある。

第4章 企業の制度による実際の影響

これらの制度を取っている利点などについて、実際にこの4つの企業の方に連絡を取り、詳しく聞いてみた。

¹ 日本的面白コンテンツ事業を展開している株式会社。

² トータルビルシステム事業を行っている株式会社。

³ 株式会社とは異なり会員同士の「相互扶助」の精神を基本理念とする協同組織金融機関。

⁴ ウェディング事業、コンサルティング事業を展開している株式会社。

面白法人カヤックの広報の方は、コミュニケーションを円滑にすることにつながっており、社員同士の交流にきっかけになり、親睦を深めやすい体質をつくることができる。その結果、働くことが楽しくなる、生産性が向上するかと考えている、ということを述べていた。

三菱電機ビルテクノサービスの広報の方は、同じ良好で指導することにより、講師役、相談役として、研修社員の心の支えになっているようだ。また、講師役の方は、苦手な分野を予習、再学習をする、技術、技能に加えて躰についても指導しなければいけないので、大きく成長するようだ。そして、現場に戻った時に、部下への指導力が自ずと見につくようだ。会社ではこれは好循環となっている。また、この制度によって古い技術はベテラン社員、新たな技術は若い社員というフラット組織作りな、時代が変わってもジェネレーションを超えた相互理解とコミュニケーションを育んでいくためにこの機能は必要だそうだ。川崎信用金庫では、メンター制度でペアになった人達は、仲が良くなっていて、先輩に仕事についてはもちろん、プライベートの悩みや相談もしているようだ。株式会社 CRAZY は、「創業当時から一貫して行っているので、一緒にランチを取らないという状況は、想像でしかありませんが、確実にコミュニケーションは増えていますね。一日に必ず一度は顔を併せて、美味しい食事とともに会話をする時間を取ることは実は社会人にとって、とても難しいことです。ただ、一緒に大きな目標に向かって社会を動かすようなインパクトのある仕事をするにはコミュニケーションやお互いの人生を知ること、そして感じていることや考えていることをフラットに共有することは必要不可欠です。私たちは世の中では実現するのが難しいと言われている仕事仲間との日常的な「コミュニケーション」を仕組みとして日常的に行えるよう、そしてコンビニのご飯や毎日外食ではなくてしっかり栄養をとり、心も身体も健康にいられるようにランチ制度を発明し、導入しました。上司と部下、という関係は仕事上のスキルによって発生しますが、仕事を抜きにして人として関わる中では、上司も部下もありません。そういう、人としての関わりをフラットに持つ場を、ランチ制度は促進させています。」と述べている。

そこで、私は上司と新入社員はそれぞれ考えていることを、一ヶ月に一度程のペースでプレゼンテーションをする、同じ課題に対して新入社員も上司も議論するなど、コミュニケーションを増やす場を会社は作るべきだと考える。

第5章 結論 考察 私見

このようなことから、若者（新入社員、部下）が悪いという訳でもないし、上司が悪い訳でもない。双方に考えていることが分からない、誤解が生じていることによってお互いに悪いイメージを持っているのではない。よって「若者が悪い」と決めつけるのではなく、一度自分の行動を振り返り、考えていることを理解しようとし、コミュニケーションをはかろうとすることが必要だ。コミュニケーションによって解決する問題は多くあると私は考える。

参考文献

- ・ 豊田義博 (2017) 『なぜ若手さ社員は「指示待ち」を選ぶのか?』
- ・ 出世ナビ NIKKEI STYLE 日本経済新聞 <<https://style.nikkei.com>> (2018/7/17 閲覧)
- ・ 安達裕哉 PIS 人事コンサルティング 株式会社ピース <www.growing-labo.com> (2018/7/17 閲覧)
- ・ マイナビウーマン 嫌いな上司とうまく付き合う 4 つの方法 <<https://woman.mynavi.jp>> (2018/7/17 閲覧)
- ・ スプリング転職エージェント Carrer Supli <http://careersupli.jp> (2018/11/17 閲覧)
- ・ 株式会社 CRAZY 「CRAZY ダイニングチーム」 <https://www.crazy.co.jp/> (2018/11/17 閲覧)

- ・ 面白法人カヤック <https://www.kayac.com/>(2018/11/18 閲覧)
- ・ 産労総合研究所 <https://www.e-sano.net> (2018/11/18 閲覧)
- ・ 三菱ビルテクノサービス https://www.meltec.co.jp/saiyou/work/work_01.html (2018/11/18 閲覧)
- ・ 川崎信用金庫 <https://www.kawashin-recruit.com/student/member/mentor.html>(2018/11/17 閲覧)

【5】 千里生が「働くこと」に対して積極的な見方を持つためにはどうすればよいのか

How can Senri High School students have a positive way of looking at “working?”

Abstract: Young people’s lack of motivation to work is a serious problem, so I tried to find how to motivate them, especially Senri High School students. I found that adults who complain about their job and education system cause this issue. In this research, I realized how important it is for adults to work happily and for students to understand what working is like. To do that, I recommend three improvements in our school system.

Keywords: Career education, LHR, School Assembly, Curriculum Management System

第 1 章 研究の目的

今回このテーマを設定した主な理由は、私自身が働くことに対して消極的なイメージが強いからである。働くということについて考え始めた時、まず初めに思い浮かんだのは私の家族の姿だった。父は仕事が面白くないと嘆いていたし、いつも疲れていたのか常に不機嫌だった。母は同僚の態度の悪さに悩んでいるようで、仕事から帰ってくるとよく私に相談を持ち掛けてくる。最近働きだした兄も日曜日の夜になると必ず、明日からまた仕事かため息をつく。このような様子を見て、働きたいと思えるはずがない。しかし、私の考えが例外なのではなく、最近では私と同じように「働くこと」に消極的な若者が多いということが社会全体で問題視されている。そこで、周りの千里生はどのように考えているのか疑問に感じ、千里生と「働くこと」への積極性に着目した。

千里高校は生徒のほとんどが卒業後四年生大学へ進学する進学校であり、ここ六年で卒業後に就職という進路決定した者は一人もいない。そのため大学に合格することを高校生活のゴールだと考えている生徒も多く、「働くこと」と自分とを関連付けて考えることは難しい。それに加えて、働くとはどういうことか自らの経験に基づいて判断できないため、周囲からの影響を受けやすい。しかし、私を含め千里生はあと数年で働き始めなければならない高校生という立場にいるため、「働くこと」への積極的な見方を持つことは、将来に対する明るい見通しを持つことに等しい。本研究では、千里生が働きたいと思えるように、どのように周囲の環境を整えることができるかという点について研究した。

第 2 章 研究方法

本研究では三つのことを行った。

- ①書籍やインターネット上の調査を通して得た、現代の若者と「働くこと」の関係や、消極的になってしまっている理由など千里生と比較し、課題の原因や解決案を考察した。
- ②千里高校の 1, 2 年生 (2018 年度, 回答数 589 人) が「働くこと」についてどのように考えているか知るためにアンケート調査を実施した。
- ③千里高校の教員 75 名 (回答率 60%) の現在の勤務状況について知り、本校に適した改善策を示すためにアンケート調査を実施した。

第 3 章 課題の現状

上記の二つのアンケートでは、「働くこと」そのものと、キャリア教育*という 2 点について質問した。働くということに関しては、千里生に対するアンケート調査では、158 人 (約 27%) が身近な大人からの影響によって働きたくないと考えていることが判明した<図 1>。また、仕事を選ぶときには、仕事内容を最も重要視するという生徒が半数(311 人, 58%)を超えた<図 2>。一方で、勤務時間や職場内の人間関係を最優先

に考えるという生徒は極めて少ない。しかし、教員へのアンケートによると、勤務時間が長い（平均 10.7 時間/日）、土日出勤が多い、教員同士のコミュニケーションが取れないなどの点について改善してほしいという意見が多く寄せられた

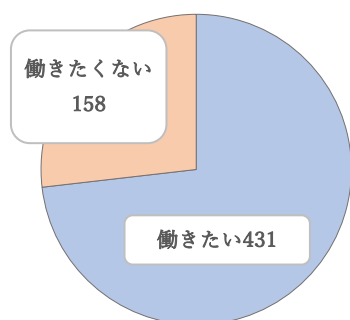


図1 あなたは、身近な大人(親や先生)を見て、「働く」ということについてどちらの考えに近いですか。

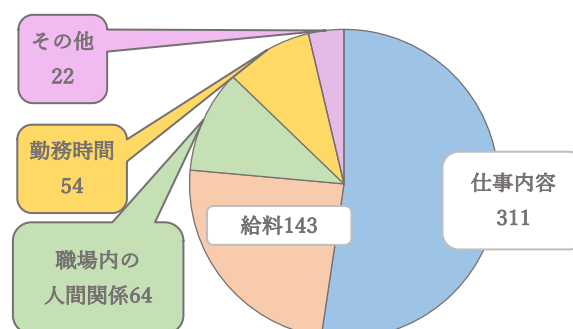


図2 あなたが仕事を選ぶとき、最も重要視するものは何ですか。

*キャリア教育…一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育(文部科学省)

また、キャリア教育については、「千里高校は、社会的・職業的自立に必要な能力を育ててくれていると思うか」という問いに対する千里生の肯定的回答が6割(370人, 63%)を超えた<図3>。しかし私は、現在の千里高校のカリキュラムは5日×7時間=35時間のうち週1時間のLHRを除き、全て教科教育に充てているため、キャリア教育は不十分であると考えた。そこで、教員には「教科授業時間4を削って、キャリア教育にあてることに賛成できるか」という質問をした。しかし、キャリア教育の重要性や必要性は認めるが、教科教育と対立するものではなく、メインの授業を削ってまでするものではないという意見が多く、安易に賛成・反対に分けることは難しいと判断した。

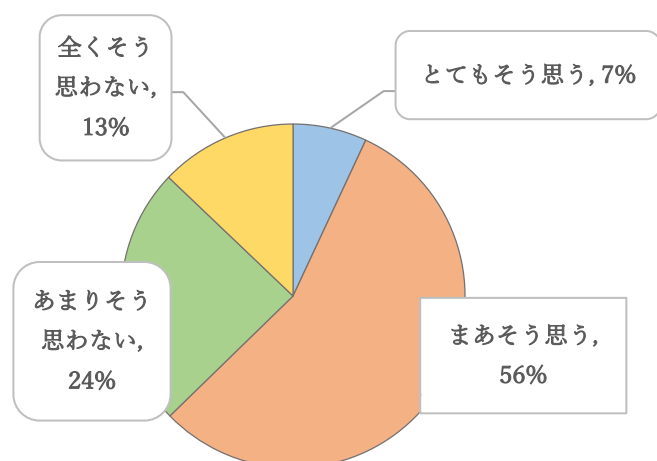


図3 千里高校は、社会的・職業的自立に必要な能力を育ててくれていると思いますか。

第4章 課題の分析

現状を考察すると、千里生の「働くこと」に対する消極性を生み出す原因が2つ浮かび上がってくる。そのうちの一つとして、千里生が描く想像と教員が見ている現実ギャップがあることから、周囲の働く大人た

ち、とりわけ千里高校に勤務する教員たちが挙げられるのではないだろうか。実際、4 分の 1 以上の生徒の「働くこと」への消極性は周囲の大人によるものであることが明らかにされており、生徒が接する教員たちはまさに働いている最中であるため、教員の仕事への取り組み方は生徒の労働意欲に多大な影響を与える。理想を言うならば、『先生たちはもっと楽しそうに働け』であるが、社会的に問題視されている残業や部活指導の負担、築五十年を超える千里高校の校舎の老朽化や空調設備の欠如といった様々な不満がある。そのため、ただ楽しく働けと言うのは教員に対してあまりにも無責任であり、現段階では不可能に近いのかもしれない。

もう一つの原因として、教育制度が考えられる。先にも述べたように、2012 年度から 2017 年度の六年間において千里高校の卒業生のうち就職決定者は存在しない。それゆえ、学校としては大学進学を目的とした教育に重きを置く必要があるため、「働くこと」を意識させるような取り組みを積極的に行うことは難しい。生徒自身も大学進学に焦点を合わせて学校生活を送っているため、図 3 から現体制にある程度満足していることがうかがえる。また、教員からは、卒業後の就職率が高い高校であれば授業を削りキャリア教育にあててもよいが、千里高校では反対という回答があった。さらに、仕事を選ぶ際には、個々の興味関心を将来の仕事と結び付けたり、仕事を一生涯のことと考えやりがい求めていたりしていると推測できる。しかし、働いたことのない高校生にとって実際の仕事内容に何が含まれるのか、やりがいを感じられる仕事とは何か、どうすれば分かるのだろうかという疑問が生じる。つまり、進学校のカリキュラムは就職を視野に入れていないため、生徒たちは働くということはどういうことなのか理解できず、大人に近づくにつれて増大する不透明な「働くこと」への不安が解消されないままになるのである。

第 5 章 考察・提案

そこで私は、生徒に「働くこと」の実情を理解させるとともにそれに対する積極性を培わせ、かつ教員が楽しく働くことができるような 3 つの制度改革を提案したい。1 つ目に『担任シャッフル LHR』として、千里高校で唯一教科授業ではない LHR の担当をクラス担任に限定せず、学年の他クラス担任や校長・教頭先生に行ってもらおう。2 つ目に『全校集会での講話ローテーション』を挙げる。現在は、進路指導部・生徒指導・保健部からの講話は一年を通して毎回一人の教員が行っているが、それを交代制へと変更するという改革である。この 2 つにより生徒は様々なタイプの教員から話を聞くことができるようになる。教員それぞれの人生経験や、家族・友人などの話から、生徒は「働くこと」に関するヒントが得られるはずだ。進学校である千里高校でキャリア教育という枠を新たに取り入れることは難しいが、LHR や全校集会といった時間を有効活用することで十分その代わりとなる。実際、キャリア教育も授業の一環であり教科授業の中で行うことができる、現在すでに行っていると回答した教員がいた。また、教員にとっても他学年・他教科の教員との生徒を話題としたコミュニケーションが増え、普段は接する機会のない生徒とのかかわりができるというメリットがある。45 人中 32 人の教員が、生徒の成長など生徒とのかかわりから生まれることを働く喜びとしているのであれば、より多くの生徒を知ることにより多くの喜びが生まれ、今よりも楽しく働くことができるようになるにちがいない。

さらに、3 つ目に『教科担任指名制度』を設け、学期・学年が変わるごとに生徒がどの教員から授業を受けたいか選択できるようにしたい。一見ただの先生の人気投票のように思われるが、この制度により情報収集能力や判断力、自己分析能力などの様々な能力を培うことができる。例えば、先輩や友達、時には SNS などから教員たちの情報を集め、その教員の授業形式や課題の量が自分に適したものかどうかを見極めなければならない。これらのスキルは職種や勤め先を選ぶ際に役立てることができるため、今だけでなく将来の備えとしても有益である。教員にとっても、自分の授業の内容や方法が適切かどうか目に見えて表れるようになる

ので、指導力を向上させることができる。多くの生徒に選ばれば、教師として自信が付き積極的に働けるようになるだろう。もし指名する生徒が少ないのであれば、その分負担が減りよりよい授業を目指して改善するための時間を取り分けることができる。

よって、これらの改革は生徒と教員双方に益をもたらし、千里生が「働くこと」に対して積極的な見方を持てるようになると思った。

第6章 私見

探究の授業で意図せず労働講座を受講することになり、労働に関する課題解決を求められたわけだが、そもそも働きたくなかったので研究課題を選ぶのに苦戦した。しかし、それならば「働きたくない」をテーマにしてみようということで、最終的にこのような論文が出来上がることとなった。なぜ人は働かなければならないか、働くとは何かという「働くこと」の本質を辞書や聖書から考察して余計に働く意欲が下がったり、アンケートの依頼と回収に校内を走り回ったり、大人はもっと楽しそうに働けと言って笑われたり、予想外のことも様々起こったが振り返るとこの一年間楽しかった。日本人は当たり前が変わることを嫌うので、私が提案した3つの改革案が受け入れられるかは分からないが、これが一年間研究した生徒からの意見であることをよく考えてもらいたい。そして、私たちの代を含め多くの千里生が将来「働くこと」に希望を抱きながら、自分の道を歩んで行くことを望む。

参考文献

- ・ 泉谷閑示 (2017) 『仕事なんか生きがいにするな 生きる意味を再び考える』幻冬舎新書
- ・ ハンナ・アレント (1994) 『人間の条件』(志水速雄訳) ちくま学芸文庫
- ・ 『聖書新世界訳』(1985 年日本語版)
- ・ 『ウィズダム英和辞典第3版』(2013) 三省堂
- ・ 2018 Watch Tower Bible and Tract Society of Pennsylvania. 「仕事(働き)もののみの塔出版物索引 1986 - 2018」
<<https://wol.jw.org/ja/wol/d/r7/lp-j/1200276279>> (2018/08/03 アクセス)
- ・ 株式会社電通総研「電通総研、『若者×働く』調査を実施」
<<https://dentsu-ho.com/articles/2920>> (2018/07/23 アクセス)
- ・ ソニー生命株式会社「NEWS LETTE(調査レポート)中高生が思い描く将来についての意識調査 2017」
<http://www.sonylife.co.jp/company/news/29/files/170425_newsletter.pdf> (2017/07/23 アクセス)
- ・ 文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)について」
<http://www.Mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/_icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_002.pdf> (2018/08/11 アクセス)
- ・ 厚生労働省「新規学卒者の離職状況」
<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137940.html>> (2018/08/11 アクセス)
- ・ 大阪府立千里高等学校ホームページ<<http://www.osaka-c.ed.jp/senri/>>

【6】 なぜ「屠殺（とさつ）」は私たちに身近なものではないのか

Why isn't "butchery" familiar with us?

長谷川 蒼

Abstract: There are some people who have been discriminated in Japan because they butcher animals as a job. And according to my research, most students in Senri high school don't know butchery as a word and as an action. Why people don't know it? I researched on the Internet and books. Then I found that butchery is deeply rooted in Japanese history and a concept of the uncleanness. In conclusion, I want to solve this problem because I want people not to discriminate someone without knowing.

1. 研究背景

「屠殺」という言葉、行為の認知度

日本人の一人あたりの食肉供給量（牛肉、豚肉、鶏肉）はこの 50 年あまりで大きく増加している。1960 年の食肉供給量は 3.5kg だったのが、2013 年には 10 倍の 30kg となっている。（下図 1、農畜産業振興機構、2015）

2018 年 9 月 6 日に、私は独自に大阪府立千里高校の 2 年生の生徒 301 人に対して、「屠殺:家畜類を殺すこと。（松村明『大辞林第 3 版』三省堂）」に関するアンケート調査を行った。アンケートの「屠殺、屠畜（とちく:屠殺と同義）という言葉聞いたことがあるか」（下グラフ 1）という質問に対して、「いいえ」と答えた人が全体の 80.7%で 243 人だった。また、「食肉としての動物のさばき方を知っているか」（下グラフ 2）という質問では、全体の 92.3%の 278 人が「いいえ」という回答を得た。

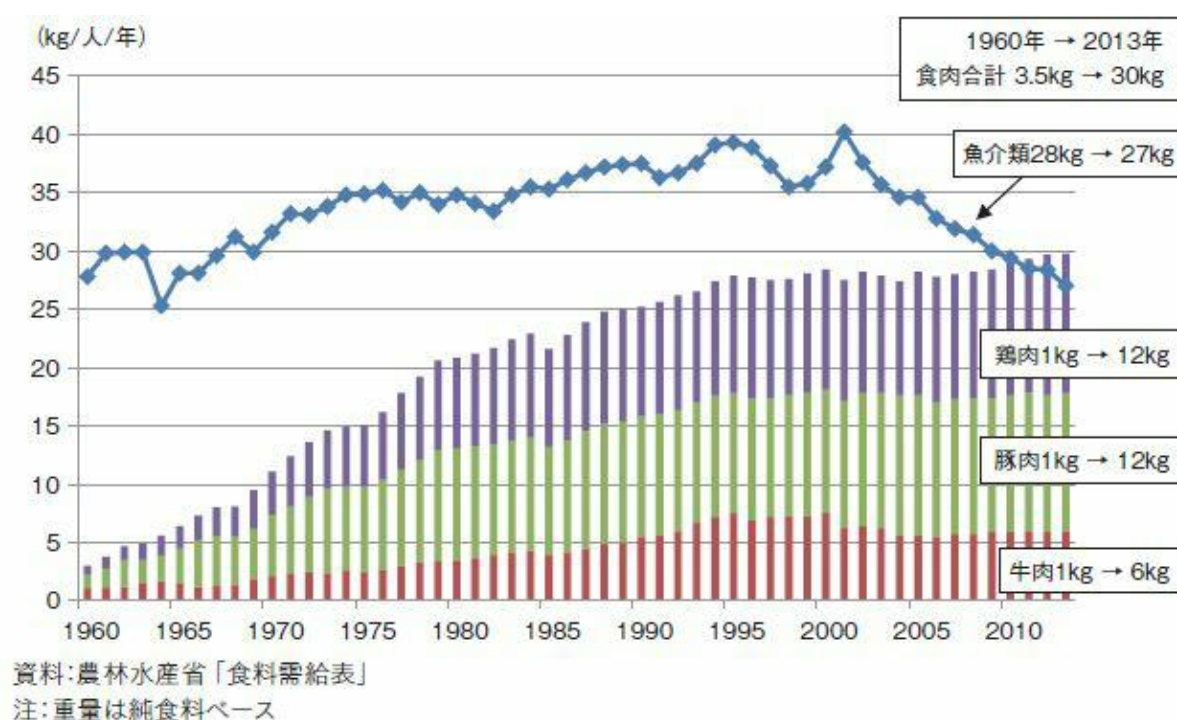
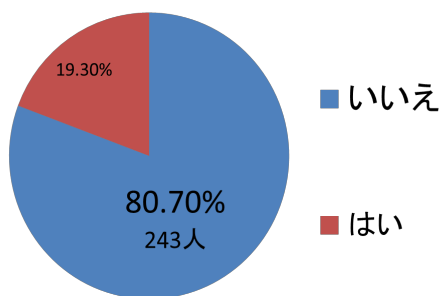


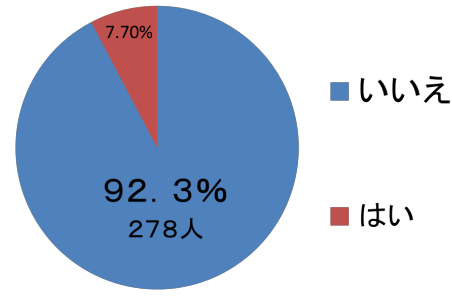
図1 年間一人当たり供給量の推移

屠殺、屠畜という言葉を知っているか



グラフ 1

食肉としての動物のさばき方を知っているか



グラフ 2

2. 研究課題・意義

本研究におけるリサーチクエストは以下の2点である。

RQ1、なぜ現代の日本人は「屠殺」という言葉、行為を知らないのか。

RQ2、「屠殺」を知らない事が社会にどのような影響を及ぼしているのか。

研究意義としては、「無知から起こる差別」について注目している。現代の多くの日本人の食卓には、ほぼ毎日、肉料理が並んでいる。しかし、私たちは肉を食べるが、その肉が食卓に並ぶまでの過程を知らない。

多くの人が「屠殺」や、それにまつわる歴史について知ることによって、今もなお残っている屠場で働く人々に対する差別や偏見を少しでも減らしたいと考える。

3. 研究方法

本研究ではRQに対して次の調査を行う。

書籍や、インターネットなどから「屠殺」について、またその歴史を調べる。また、千里高校の生徒に対し、アンケート調査を行う。

4. 結果・考察

RQ1について言及する。「なぜ現代の日本人は屠殺という言葉を知らないのか」というRQに対して、2つの仮説を立てた。その言葉は「使う機会がないから廃れていった」のか、それとも「意図的に使われなくなった」のか、という仮説である。1つ目の仮説に対して言及する。まず、日常生活において、専門家や、そういった仕事に就いていない限り、「屠殺」という言葉を使う機会はほとんどない。このことから1つ目の仮説は間違いではないだろう。2つ目の仮説について言及する。一般社団法人共同通信社（2016）『記者ハンドブック第13版新聞用字用語集』共同通信社では「屠殺」という言葉は「食肉処理」、「食肉解体」といった言葉に置き換えられている。また、この本を出版した、一般社団法人共同通信社（全国の新聞社や、NHKが組織する社団法人）のホームページには、記者活動の指針として、「人権を尊重し、差別を助長しない。厳密な事実確認を行い、名誉を棄損したりプライバシーを侵害したりしないよう細心の注意を払う。」と記載されている。つまり、「屠殺」という言葉が別の言葉に置き換えられているのは、「屠殺」という言葉が何かしらの差別の意味を持っていると考えられる。

また、「なぜ現代の日本人は屠殺という行為を知らないのか」というRQに対して言及する。研究背景から、千里高校の生徒301人中、243人、約80.7%が「食肉としての動物のさばき方を知らない」と答えた。その理由として、屠畜場法により、屠畜場以外の場所で、屠殺、解体することが原則として禁止されているから

と考えられる。ニワトリやアヒルの場合は例外で家庭で解体することは禁止されていないが、実際にニワトリやアヒルを自分たちで解体する家庭は少ないだろう。

RQ1 に対して歴史的観点から言及する。江戸時代、江戸幕府は人々を「武士」、「百姓」、「町人」などに区別する身分制度を定めた。また、江戸幕府は、「えた（穢多）」及び「ひにん（非人）」と呼ばれる最も低い身分をつくった。（えた、ひにんはそれぞれ別の身分である）そうすることで、百姓らの幕府に対する不満を、えた、ひにんの身分の者にぶつけ、反乱を起こさないようにした。この時代、身分によって職業が決まっており、ひにんの身分の者は、村や町の番人、清掃、芸能、行刑役など、えたの身分の者は、行刑役、皮革製造や弊牛馬の処理などを行っていた。日本には昔から、「不浄、ケガレ」という概念があり、血や動物の肉は穢れていると考えられていた。それにより、罪人を殺すひにんや、動物の死体を扱うえたは差別された。つまり、昔から日本には、「不浄、ケガレ」という概念があるため、「屠殺」という言葉を話したり、使ったりすることや、「屠殺」を行うことは憚られてきた。そして、現代人は「屠殺」という言葉、行為を知る機会がなくなってしまったと考えられる。

また、今回の調査により、「えた」「ひにん」と呼ばれた人々の集団に対しての差別は、現在の「部落差別」につながりがあるということがわかった。「部落差別」というのは、「部落に生まれ、育ち、住んでいる、あるいは地縁・血縁を部落にたどることができる」とみなされた人への差別」のことである。（ふらっと人権情報ネットワーク）

RQ2 に対して行った調査について言及する。私が独自に千里高校の生徒 301 人に対して行ったアンケート調査によると、「（屠殺という言葉の意味を説明した上で）屠殺という言葉にどんなイメージを持ちますか。

（自由回答）」という質問に対し、「怖い」「かわいそう」「残酷」といった負のイメージを持つ答えが多く見られた。こういった回答をした生徒のほとんどが「屠殺、屠畜という言葉聞いたことがあるか」という質問に対して「いいえ」と回答していた。

また、RQ1 であった「不浄、ケガレ」という概念による差別は未だに残っている。屠場で働いているだけで、本人やその家族の、相手やその相手の家族に結婚することを反対されたり（結婚差別）、本人の能力、資質などに関わらず採用、不採用を決められたりする（就職差別）といったことが、日本の社会では未だに残っている。また、屠場には悪意を持った内容のはがき、手紙が継続的に送られてくる。インターネット上の悪質な書き込みも多くある。

これらの研究を通して、私は、「屠場で働く人々に対する差別」というのは、「部落差別」の一部であると考えた。RQ2 であった、結婚差別や就職差別、悪質なインターネット上の書き込み、といった差別は、屠場で働く人々に対してだけではなく、部落に関わりのある（生まれ、育ち、住んでいる、あるいは地縁・血縁関係を部落にたどることができる）人々にも同じように起こっているということがわかった。そして、高校生の立場でできることは、「部落差別」について正しく理解するために、「部落差別」についての教育をすることだと考えた。もっと多くの人に差別が生まれた歴史、そして、差別の現状を知ってもらいたい。

5. 結論及び今後の展望

現代の日本人が、「屠殺」のことをどれだけ知らないか、なぜ知らないかが今回の研究によってわかった。私が提案した、「部落差別」についての教育をすることによって、今起こっている問題をすぐに解決することは不可能だろう。しかし、現実から目を背けるのではなく、きちんと向き合うことが大切だと考える。知らず知らずのうちに人を傷つけてしまわないように、また、「差別する側の人間」にならないように、私は

改めて「部落差別」についての教育をするということを提案する。「知る」ことが、差別のない社会に近づく一歩になると考える。

6. 参考文献

- ・ 一般社団法人共同通信社(2016)『記者ハンドブック第 13 版新聞用字用語集』共同通信社
- ・ 一般社団法人共同通信社「編集綱領・記者活動の指針、人権とプライバシー」
<<https://www.kyodonews.jp/company/guide.html#section2>> 2018 年 12 月 19 日閲覧
- ・ 農畜産業振興機構「食肉の消費動向について」
- ・ <https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03_000814.html> 2018 年 9 月 18 日閲覧
- ・ 東京卸売市場「食肉市場に関する正しい知識と理解を - 歴史・啓発 - 、偏見・差別について」
- ・ <<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/syokuniku/rekisi-keihatu/rekisi-keihatu-02-01/>> 2018 年 12 月 19 日閲覧
- ・ ふらっと人権情報ネットワーク「特集 部落は今、基本編：部落差別って、何ですか？」
<http://www.jinken.ne.jp/flat_special/2007/09/post_3.html> 2018 年 9 月 24 日閲覧
- ・ 松村明(2016)『大辞林第三版』三省堂

【7】 シングルマザーの貧困をなくすためには

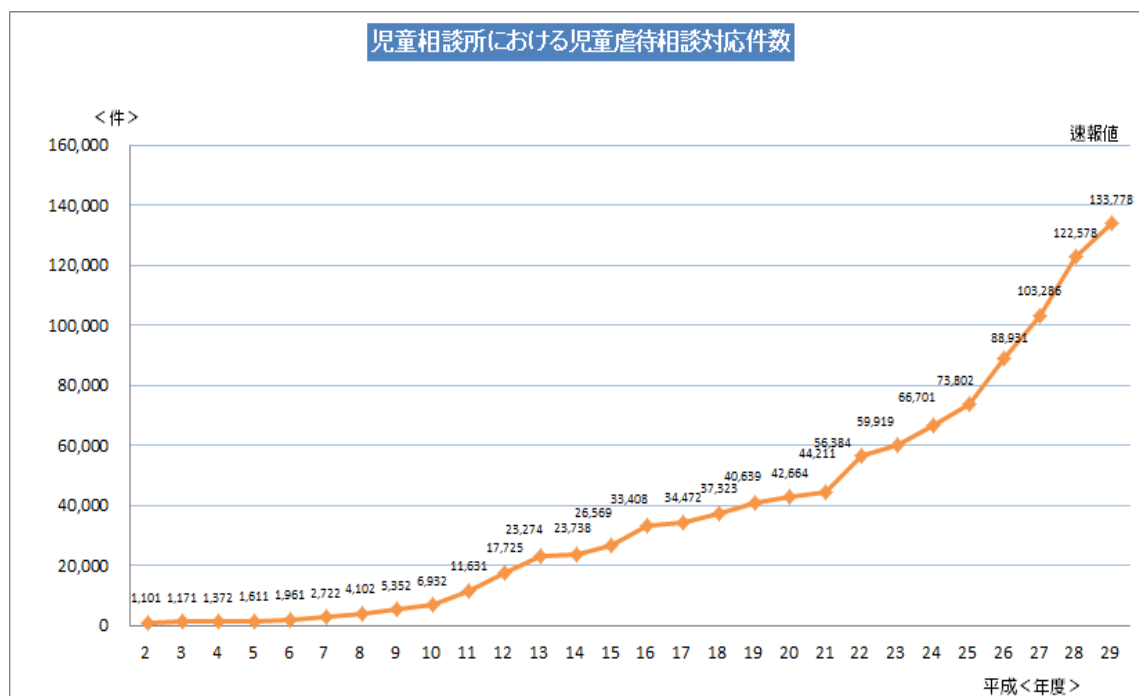
森分 志帆 山岡 優奈

1. 研究の動機

現在日本の子ども虐待の発生件数は上昇している。厚生労働省の調査によると、平成 28 年に報告された子ども虐待の件数は 122578 件で、前年より 18.7% 増加しており過去最多となっている。統計を取り始めた平成 2 年から 26 年連続で上昇している。（グラフ 1）また、警察庁の調査によると、平成 29 年の 1 年間で 58 人もの子どもが虐待によりなくなったという。

虐待は 4 種類定義されている。まず、身体的虐待というものがある。これは、親が子供に対して殴る、蹴るなどの暴行を加えることである。次に、性的虐待というものがある。これは、子どもに性的行為を行うなどのことである。心理的虐待は、言葉による脅しや、ほかの兄弟との差別により心理的に傷つけることである。そして、ネグレクトというものがある。これは、食事を与えない、着替えさせない、病気であるにもかかわらず病院に連れて行かない、などの育児放棄をすることである。

虐待が起こる主な原因として、貧困がある。厚生労働省の 2015 年までの調査によると、日本の貧困率は 2015 年では若干低下したものの、30 年前の 1985 年と比べると 12% から 15.6% というように上昇しているという。現在は 7 人に 1 人が貧困に苦しみながら生活している。お金がなければものを買うことはできない。つまり、子供に食事をさせる、着替えさせる、学校に行かせる、病院に連れて行くといった育児ができなくなる。よって、ネグレクトという虐待が起こってしまう。人の命の価値は等しいにも関わらず、子どもの手本となる大人が子供たちの人権を侵しているという現状は許されないことだと私たちは考える。この現状を変えるために、貧困問題を解決する必要があると考える。



グラフ 1

2. 虐待が起こる原因、背景

子ども虐待が起こる原因は、主に親にある。その背景として、貧困があげられる。現在、日本では夫婦の 3 組に 1 組は離婚しているといわれており、また、経済状況がよくない親の 50% 以上がシングルマザーで

ある。2008 年に実施された全国児童相談所長会による「全国児童相談所における虐待の実態調査」のデータによれば、実父がいない、実母のみまたは実母とその祖父母と生活している世帯は 31.3 である。表 1 は、二親世帯（母親が虐待者）と母子世帯の世帯状況や虐待につながる要因とその割合についてまとめたものである。（名寄市立大学教授 山野良一の社会保障研究より）

表1 二親世帯（母親が虐待者）と母子世帯の世帯状況や虐待につながる要因

	二親世帯 (母虐待)		母子世帯		p 値	効果量
	n	%	n	%		
虐待の種類 (注2)					<0.001	0.24
身体的	510	41.6*	367	27.7		
ネグレクト	423	34.5	776	58.5*		
心理的	294	24.0*	183	13.8		
家庭の状況 (注3)						
経済的困難	326	28.5	700	53.5*	<0.001	0.25
不安定な就労	145	12.7	313	23.9*	<0.001	0.14
虐待者の心身状況	502	43.9	561	42.9	0.596	
孤立	224	19.6	244	18.6	0.547	
ほかの家族間葛藤	102	8.9*	84	6.4	0.019	-0.05
育児疲れ	331	29.0*	251	19.2	<0.001	-0.12
世帯の経済状況					<0.001	0.62
生活保護	49	6.1	465	50.3*		
非課税	88	10.9	258	27.9*		
課税	667	83.0*	202	21.8		
虐待者の就労状況					<0.001	0.47
正規	127	10.7	238	18.8*		
非正規	268	22.7	415	32.8*		
無職	211	17.8	494	39.1*		
家事専念	536	45.3*	67	5.3		
その他	41	3.5	51	4.0		
虐待者の心身状況 (詳細) (注3)						
精神病 (疑)	255	24.6	327	28.5*	0.037	0.05
知的障害 (疑)	71	6.8	108	9.4*	0.028	0.05
アルコール依存症 (疑)	30	2.9	62	5.4*	0.003	0.06
薬物依存症 (疑)	4	0.4	39	3.4*	<0.001	0.11
虐待者の生育歴 (注3)						
ひとり親家庭	81	14.4	256	34.9*	<0.001	0.23
離親子関係	19	3.4	49	6.7*	0.008	0.07
施設体験	28	5.0	70	9.5*	0.002	0.09
被虐待体験	143	25.4	190	25.9	0.846	
被虐待児の状況 (注3)						
未熟児・低体重児	40	3.3*	21	1.6	0.006	-0.06
双胎児・多胎児	27	2.2*	9	0.7	0.001	-0.07
分離体験	28	2.3	69	5.3*	<0.001	0.08
身体発達障害	42	3.5*	28	2.2	0.046	-0.04
病弱	27	2.2*	9	0.7	0.001	-0.07
問題行動あり	159	13.2	208	16.0*	0.040	0.04

*調整済み残差が2を超えており、有意に頻度が多いと判断できるもの。

(注1) 全体で二親世帯（母虐待）は、1,262ケース。母子世帯は1,360ケースでの分析。不明、無回答は除いている。

(注2) 虐待の種類については、性虐待は除いている。

(注3) 家庭の状況、虐待者の心身状況（詳細）、虐待者の生育歴、被虐待児の状況は、それぞれの項目が該当する（ある）ケース数および割合のみを提示している。該当しない（ない）ケースは省略している。家庭の状況はどの項目も合計で、ふたり親は1,143ケース、ひとり親は1,309ケースである。同様に、虐待者の心身状況（詳細）は、ふたり親は1,038、ひとり親は1,147。虐待者の生育歴は、ふたり親は562、ひとり親は733。被虐待児の状況は、ふたり親は1,209、ひとり親は1,296。

出所：山野（2013）。

表1

表1より、母子世帯での虐待の種類のうちネグレクトの割合が58.5%と最も高いことがわかる。また、母子世帯の就労状況として、非正規雇用が32.8%、無職が39.1%となっている。この就労状況が、家庭の経済的困難や不安定な就労に大きく影響を及ぼしているのではないかと私たちは考える。厚生労働省の母子世帯等調査によると、昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯数は1.5倍に増えている。また、母子世帯の就業率は80.6%と、一般世帯の女性の就業率より64.0%よりも高いことがわかる。そのうち、雇用者

の 54% は非正規雇用となっている。母子世帯の平均労働所得は、一般世帯の女性の平均額 269 万円の約 90 万円を下回る、181 万円と大変少ないことがわかる（2016 労働力調査より）。

しかし、父子世帯では正規雇用者率が 87%、平均年間労働所得は 360 万円と母子世帯よりも高い。これらの事実より、女性と男性では働き方や収入に大きな格差が生じていることが言える。女性は社会的地位が男性よりも低く収入も少ない。女性の収入の少なさが家庭や生活に影響を及ぼしているといえるだろう。生活費、養育費などの支払いが積み重なり、シングルマザーの収入では手に負えず、苦しんでいる。さらに、男女の再就職状況を比べてみる。内閣府の平成 18 年度版男女共同参画白書によると、どの年代も男性に比べて女性の再就職率が低いことがわかる。特に、30 代女性は低くなっている。また、再就職していてもパートやアルバイトなどの非正規雇用が圧倒的に多い。よって、収入が低くなり、男女間で格差ができると考える。なぜ、女性の再就職率が低いのだろうか。それは、前述したように、女性の社会的地位の低さにあると考える。歴史的に見ても、選挙権が女性に与えられたのは、男性よりもはるかに遅いのである。女性は男性よりも仕事ができない、家事をするべきだ、という考えが今もなお続いているのではないだろうか。これら母子世帯の収入と女性の社会的地位により、特にシングルマザーが貧困に苦しむと考える。そして、彼女たちはお金がないため人付き合いが悪くなり、頼れる人がいない状況に陥ってしまう。この孤立状態がシングルマザーの精神を不安定にさせることも、虐待を引き起こす原因となると考える。また、母子世帯の子どもの大学進学率は 23.9% とわずかである。これらの原因として授業料を支払う余裕がなく、子供が進学をあきらめざるを得ない状況に陥ったことが主にあげられる。シングルマザーの貧困は、子供の将来の可能性までも狭めてしまう。

3. 現在の取り組み

貧困家庭を支援する制度として無料低額診療事業というものがある。これは、低所得者やホームレス、失業者などの経済的な理由により医療機関にかかることができない人に、無料もしくは低額で診療を行う事業である。これを受けるための共通の条件はなく、各医療機関ごとに異なる。必要に応じて各都道府県と相談することもできる。実際には、ソーシャルワーカーと面談し適応されるかが決まる。適応される場合でも、ずっと受けられるわけではなく期間が決められている。短くて一か月、長くて一年とする医療機関が多く、その間ソーシャルワーカーによる生活保護の相談や、借金返済の手助けなど受けることが可能である。

次に、国が支給行っている制度で母子家庭及び父子家庭を対象としている、児童扶養手当というものがある。扶養人数や所得によって、支給金額が異なり、支給区分は「全額支給」「一部支給」「不支給」の 3 区分に分かれている。ひとり親世帯に対し、子ども 1 人の場合 1 ヶ月あたり最大 4 万 2000 円（満額）が支給される。シングルマザーの圧倒的多数、73.2% に利用されており、現在のところひとり親世帯の「命綱」となっているといえるだろう。

そして、生活保護というものがある。児童扶養手当がシングルマザーに 70% 以上利用されているのに対し、生活保護利用率はおよそ 14.4% である。生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。（厚生労働省ホームページより）そのため、経済面で最低限の生活ができる程度の保障はされる。しかし、生活に苦しんでいるのにシングルマザーが生活保護をあまり受けていない。その主な理由は、制約が大きいからだといえるだろう。生活保護を受けるためには様々な条件を満たしていなければならない。たとえば、資産の活用がある。これは預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充てるということで、自動車なども所有している場合は、売却しなければならない。また、働くことが可

能力を限り、その能力に応じて働く、能力の活用も求められる。就労している場合は、生活保護基準以上の就労が求められる。

また、一般社団法人日本シングルマザー支援協会という組織がある。この協会では、お金を稼ぐ力を養う、共感しあえるコミュニティ、再婚という幸せ、の3つの柱を実現することを目標に掲げている。また、シングルマザーが本当の自立を手に入れるための場所として、『就職・転職がうまくいく「年収アップ」、仲間が増える「コミュニティ」、人間関係が円滑に「コミュニケーション力」を提供する。』と述べられている。

（日本シングルマザー支援協会ホームページより）無料会員登録をすることで気軽に相談やシングルマザー同士のつながりを深めることができる。

4. 取り組みの課題、解決策

このような支援制度を設けただけでは、シングルマザーを貧困から救うことは難しいと考える。シングルマザーは生活費を稼ぐために働くことで必死なためこれらの支援を受けるための手続きをする余裕がないこと、支援を受けようとしても条件に当てはまらず受けることが不可能なこと、そもそもこれらの支援を知る機会や方法がないことなどが問題点としてあげられるだろう。また近年では支援制度が増えた反面、複雑化して、制度を最大限に活躍できておらず損をしてしまっている家庭も多い。よって私たちは、このような支援制度は貧困者を助けるためといった表面上だけのものにすぎず、実際に貧困問題を解決することはできていないため、シングルマザーの貧困と虐待の連鎖を止める問題も解決されないと考える。

シングルマザーの貧困を解決するためには、女性の働き方や社会的地位を改善していく必要があると私たちは考える。政府は女性の働き方を変えるための支援制度として、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」というものを国会で成立させた。これは女性活躍推進法とも呼ばれ、働く女性が職場で自分の能力を発揮し活躍するためにできた、企業側に義務を課す法律である。具体的にはまず、会社は管理職での女性比率や男女間での平均勤続年数差、女性採用比率などを把握し、女性が活躍するための自社課題を分析する。次に、分析した課題をどのように改善していくか具体的な数値目標や取り組みを入れて行動計画を策定し、社内で情報を周知させ、さらに外部へも公表する。そして、その計画を労働局へ届け出る、というものである。しかし、これらは展望に過ぎないため、厚生労働省は企業が計画を実行に移させる取り組みを行っている。それは、「えるぼし」認定である。女性の活躍推進に関する取り組みが良好な企業に対して認定され、認定マークを得ることができる。このマークを得ることの企業への利点としては、国が行う公共調達の際に加点評価され有利になることや、マークを自社商品に印刷することなどがあげられる。こうすることで、企業のイメージがよくなり、優秀な人材採用が期待される。認定条件は以外にあげる5つ項目をひとつ以上満たすことである。1. 採用：男女別の採用時における競争倍率が同程度だということ 2. 継続就業：次のいずれかの条件にあてはまること 平均勤続年数が男女間で同程度であること 約10年前に採用された新卒採用者で、現在も継続して働いている労働者の割合が、男女間で同程度であること 3. 労働時間等の働き方：法定時間外労働と法定休日労働時間の合計時間数の平均が、すべての月で45時間未満であること 4. 管理職比率：いずれかに当てはまること 管理職に占める割合が産業ごとの平均値以上であること 直近3年における課長より一つ下の職階の労働者のうち、課長級に昇進した労働者の割合が男女同程度であること 5. 多様なキャリアコース：女性の非正社員から正社員への転換や、女性の正社員の再雇用などのキャリアコースが整備されていること。このマークをつけることで企業のイメージにも好印象をもたらすなど企業側にもメリットがある。福利厚生事業などを手掛ける株式会社ベネフィット・ワンのBOWGLによると、2017年の時点で法律義務対象の企業の58%にあたる8798社が行動計画を届け出ており、291社

が「えるぼし」認定を受けているという。この法律により、女性が働きやすいと感じる職場を作ることができると私たちは考える。

しかし、実際はあまり改善されていないのが現状である。ダイバーシティとインクルージョンについて、知識や理解の啓発普及を行っている NPO 法人の GEWEL という団体が平成 29 年に働く女性に対してアンケートを行った結果がある。社内は男女平等だと感じるかという問いに対して「感じる」と回答した人はわずか 28.6%である。さらに、「どちらかという男性が優遇」と回答した人が最も多く 41.9%である。また、どの点で不平等だと感じるかという問いに対して、「昇格、昇進に差がある」と回答した人が最も多く 44.6%となっている。他に、内閣府が平成 26 年に全国 20 歳以上の母集団 5,000 人を対象として世論調査を行った。その中に、男性が家事や育児をすることに対してのイメージを問うものがあり、良くないイメージを抱いている人が約 45%いることがわかった。

日本には昔から「女性は家事、男性は仕事」という風潮がある。これにより、女性は就職しても家庭を持つと仕事を辞めるだろう、という考えが男性の中にあるのではないかと私たちは考える。よって、男女間で雇用や昇格に差が出てしまうのではないだろうか。この問題を解決するためには家事や育児で忙しい女性を支えるための制度を会社側が提供する必要がある。たとえば、産休や育休を取りやすくすれば、女性は長く働き続けることができるだろう。女性が仕事を辞めないことが前提にあれば雇用や昇格も促進されるのではないかと考える。

また実際に、女性の活躍を推進させるための取り組みを行い、成功させている企業もある。その事例を紹介する。一つ目は、大阪に本社を構える IDEC 株式会社だ。この会社は、スイッチや照明の製造に加え、数多くの事業を手掛ける企業である。IDEC では、「ワークライフバランス」を「ライフワークバランス」と呼び、「生活と仕事の両立を支援する制度」を整えている。社員へ制度の周知や利用促進を働きかけ、2017 年度には女性の育休後の復帰率が 100%、男性の育休取得者が 7 名という実績を上げている。さらに、女性の管理職の割合は 2015 年から 2017 年の間で 4%増加し、新卒採用の男女比率は、11:5 から 12:10 まで差を縮めている。法定以上の取り組みを行い、社員の生活を支えている。二つ目は、株式会社セブンーイレブン・ジャパンでは、女性の管理職比率を増加させること、離職率を抑えることなどを目標に、女性が活躍しやすい環境を作るための様々な取り組みを行っている。たとえば、育児とキャリアの両立支援だ。出産・育児休業からの復職支援として、復職時のオリエンテーションを実施している。また、育児と仕事の両立支援として、グループの子育て中の社員のネットワーク作り、相談相手、ロールモデルの提示を目的としたイベントである「ママ's コミュニティ」を実施し、両立の不安や悩みの解消し、仕事のモチベーションアップにつなげている。このように、ライフイベントによって大きく働き方を変えざるを得ない女性に対しての施策を実施している。このように成功している企業の取り組みを広める方法として、インターネットの活用を提案する。女性の活躍を推進するための制度として成功した社内の取り組みを企業側が発信するように促してはどうだろうか。たとえばこれを「えるぼし認定」の取得条件に盛り込むことで企業側も積極的になるだろう。また「女性は家事、男性は仕事」という風潮の中で過ごしてきた人々の考えを変えるために、社内リーフレットの制作を提案する。このリーフレットには、職場で活躍したい、家庭と仕事を両立させたいと考える女性の意見や希望を掲載する。そうして社内で考えを共有することで制度を整え、より良い職場環境を築くことが可能になると考える。

そして、このような取り組みを世間に広め、さらに多くの企業が積極的に取り入れるべきだと私たちは考える。社会の「当たり前」や「ルール」を変えていくことが、女性の社会進出を促す大きな第一歩になり、それがシングルマザーの貧困問題の解決にもつながってくるだろう。

また、核家族化が進む日本では、家庭の孤立という問題が見えてくる。人に相談することや、人とかかわることで、シングルマザーの貧困による孤立を防ぐことが可能だと私たちは考える。人とかかわることにより、孤立状態から抜け出すことができれば、シングルマザーの精神状態は安定し貧困による子ども虐待をなくすることができると思う。

5. 考察

私たちは、シングルマザーの貧困と虐待の連鎖を止めるためには、支援や制度だけでは防ぎきれないと考ええる。そこで、企業は積極的に新たな取り組みを行い、社会の当たり前やルールを変えていくことで女性の社会的地位を確立させることが、シングルマザーの貧困を解決することにつながるだろうと私たちは考える。また、シングルマザーが女性として仕事で活躍する機会を設けたり、労働時間や所得の改善が見直され、貧困に悩まない環境をつくることで、子ども虐待の解決につながるといえるだろう。子ども虐待が解決されることで、多くの子どもの命や将来を救うことができ、虐待に苦しむ子どもを保護する施設や人々もこの問題に悩むことがなくなるだろう。

まずは、この貧困や虐待の現状を SNS やインターネットを通じて多くの人に知ってもらい、社会の当たり前を変えていくための基盤を作ることが大切である。貧困による子ども虐待の問題が一刻も早く解決され、シングルマザーが、一人の女性として社会で活躍すること、子どもが虐待を恐れず平和な暮らしができることを私たちは望む。

6. 参考文献

- ・ 厚生労働省ホームページ「児童虐待の定義と現状」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html (2018 年 10 月閲覧)
- ・ 総務省統計研修所
<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/single4.pdf> (2018 年 10 月閲覧)
- ・ 読売新聞の医療・健康・介護サイト「ヨミドクター」
<https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20140912-OYTEW54616/> (2019 年 1 月閲覧)
- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会 (2013 年 9 月 19 日) 女性の活躍支援・推進に関する企業の取り組み事例集
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/082.pdf> (2019 年 2 月閲覧)
- ・ ベリーベスト法律事務所がお届けする「使える！役立つ！」法律情報サイト LEGAL MALL
<https://best-legal.jp/fatherless-family-6595#i-2> (2019 年 2 月閲覧)
- ・ 離婚弁護士ナビホームページ
<https://ricon-pro.com/columns/82/> (2019 年 2 月閲覧)
- ・ 母子世帯と子どもへの虐待－国立社会保障・人口問題研究所
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh17020105.pdf> (2019 年 2 月閲覧)
- ・ 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会ホームページ
<https://シングルマザー協会.com/> (2019 年 1 月閲覧)

【8】 シングルマザーと児童虐待の関係は

菅 すみれ

Abstract: Child abuse is an unfair treatment and I wonder why mothers can abuse children even though they gave birth by themselves. I found single mothers face financial, mental, and physical difficulties and the number of child abuse caused by mother is large through books and the Internet. The solutions are increasing government's welfare systems, making contracts of childcare before marriage. By setting these systems, we can decrease the number of child abuse.

Keywords: Child Abuse, Children's Human Rights, Single Mother, Life

1. 研究の目的

近年、児童虐待相談の対応件数は年々増えており、死亡事例も後を絶たない。児童虐待とは大きく 4 つの種類に分けられる。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待である。厚生労働省の児童虐待の定義によると、身体的虐待は、「殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなど」、性的虐待は、「子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせるなど」、ネグレクトは、「家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど」、心理的虐待は、「言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱いなど」である。児童虐待は、児童のその後の人生に大きく支障をきたす、人権侵害である。子どもは親を選べない。すべての子どもに親に左右されずに安心して生活をする権利がある。しかし、児童虐待という形でその権利は脅かされている。児童虐待は依然として減っていない。平成 24 年度の児童相談所における児童虐待相談件数を虐待者別にみると、実母が 57.3%と最も多く、次いで実父が 29.0%となっている。このことから、母親と虐待には密接な関係があると考えられる。また、女性の労働について、平成 28 年の非正規雇用の職員・従業員の男性の割合は、37.5%であるのに対して、女性の割合は、55.9%（厚生労働省、平成 28 年版働く女性の実情）と、金銭的に不安定な職業に就く人は多い。よって、女性である上に、子供の養育費を基本的にはひとりで負担しなければならないシングルマザーは経済的な負担が大きいと考えられる。シングルマザーの経済的な負担は、精神的にも大きな負担になるのではないだろうか。さらに、平成 27 年度の国勢調査によると、母子のみで構成される母子世帯数は約 75 万世帯、父子のみで構成される父子世帯数は約 8 万世帯である。このことから、母子世帯は父子世帯より圧倒的に多く存在することがわかる。よって、シングルマザーの生活環境と母親がシングルマザーである児童について調査し、シングルマザーが立ち向かわなければならない困難や児童虐待による子どもへの人権侵害の問題を早急に解決する必要がある。本研究におけるリサーチクエスションは以下の通りである。

RQ: シングルマザーの生活環境は経済的・身体的・精神的にどうなのか。

2. 研究の方法

RQ に対して、インターネット検索、文献調査を行う。

3. 課題の現状

まず、子どもの人権はどのように保障されているのだろうか。日本ユニセフ協会によると、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。18 歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。子どもの生存、発

達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、日本は 1994 年に批准した。子どもの権利条約によると、子どもの権利は大きくわけて 4 つある。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利である。このことから、子どもには生まれながらにして児童虐待から守られる必要がある。しかし、厚生労働省によると、平成 27 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 103,260 件と、前年度に比べて 14,329 件増加している（対前年度比 116.1%）。この増加は、単に児童虐待を発見される回数が増えてきただけであると読み取ることもできる。しかし、依然として児童虐待が減っていないことは読み取れる。この現状は、日本の批准している子どもの権利条約に沿っておらず、子どもの人権が著しく侵されているといえる。

次に、RQ に対して行った調査について言及する。特に、シングルマザーの経済状況について述べる。厚生労働省の平成 30 年度ひとり親家庭等の支援によると平成 28 年度のシングルマザーの世帯数は 123.2 万世帯であるのに対して、シングルファザーの世帯数は 18.7 万世帯である。シングルマザーの平均年間収入（母又は父自身の収入）は 243 万円であるのに対して、シングルファザーの平均年間収入は 420 万円である。また、水無田気流の著書『シングルマザーの貧困』によると、母子世帯は平均して一般世帯の 36% 程度の年収しかなく、さらに実際に働いて得ている収入は 29% 程度である。また、全世帯類型の平均所得金額（537 万 2000 円）以下の割合をみると、全世帯で 60.8%、児童のいる世帯が 41.5% なのに対し、母子世帯では 95.5% となっている。経済的自立には、「働いて得た収入で食べていくことができる」が必須条件だが、これでは非常に厳しいと言わざるを得ないと述べている。このことから、明らかにシングルマザーは経済的に困窮しているとわかる。また、平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、養育費の受給状況をみると、「現在も養育費を受けている」が 24.3% で、「養育費を受けたことがある」が 15.5% であったのに対し、「養育費を受けたことがない」が 56.6% となっている。養育費の取り決めをしなかった理由として最も多いのは「相手と関わりたくない」で 31.3%、次いで、「相手に支払う能力がないと思った」が 20.8% であった。このことから、離婚した母子世帯の母は、最初から養育費を受けていない人が約 6 割に達し、養育費の取り決めを母親の自己判断・自分の気持ちによってあきらめてしまう人が多く、また、養育費の支払い状況は年を追うごとに悪くなることがわかる。この調査結果は母子世帯の母親の経済的自立を妨げる原因のひとつになっているといえる。最後に、シングルマザーの身体的・精神的な困難について言及する。樋田敦子の著書『女性と子どもの貧困』によると、シングルマザーは親族、たとえば実家の両親などから経済的援助や子育てへの支援が得られた場合、その親族支援がセーフティネットとなり孤立しにくくなる。しかし、親族援助が得られなかった場合、孤立しやすいと述べている。その理由は、自分と同じ境遇のシングルマザーのママ友を見つけにくいこと、自己肯定能力が低いことが挙げられると述べている。低い自己肯定感は、自分が子どもをひとりで育て上げなければならないというプレッシャーからおこるという。加えて樋田は、シングルマザーは生活費のためにダブルワーク・トリプルワークをしており、中には泊りがけの仕事をしている人もいと述べている。それほどに仕事をして子どもを育てるために十分な費用には足りない場合もあるだろう。そもそも、そのような長時間労働していると自分自身の時間はおろか、子育てに費やす時間も無くなってしまう。また、離婚したシングルマザーは離婚前に DV などによって統合失調症を患っておりその病気のせいで、子どもに身体的虐待を行っているケースも少なくないと述べている。このように、シングルマザーは経済的側面・身体的側面・精神的側面において三重に苦しんでいる。また、すべての側面が密接に関わりあっている。

4. 考察

まず、RQ に対して行った現状調査によって、シングルマザーの生活環境は経済的・精神的・身体的に大変困難であることが分かった。また、シングルマザーと児童虐待に直接の関係があることを明確に示す証拠は得られなかった。

そこで特に、シングルマザーの経済状況に焦点をあてた。私は、シングルマザーが経済的に厳しい状況におかれる原因は男女の賃金格差が大きいからであると考え。厚生労働省の平成 29 年賃金構造基本統計調査によると、一般労働者の男性の賃金は 33 万 5500 円（年齢 43.3 歳、勤続 13.5 年）であるのに対して、女性の賃金は 24 万 6100 円（年齢 41.1 歳、勤続 9.4 年）となっている。平成 29 年度、男性を 100 と考えたときの女性の賃金は 73.4 である。また、内閣府の平成 28 年度の男女共同参画社会に関する世論調査によると、職場における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が 56.6%（「男性の方が非常に優遇されている」15.1%+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」41.5%）、「平等」と答えた者の割合が 29.7%、「女性の方が優遇されている」とする者の割合が 4.7%（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」4.1%+「女性の方が非常に優遇されている」0.6%）となっている。職場における地位や勤続年数は収入に深く関係する。この調査結果から、明らかに女性は男性よりも経済的に恵まれていないことがわかる。男女の賃金格差がある理由のひとつとして、性別役割分業意識が現在の日本に根強く残っていることが挙げられる。性別役割分業意識とは、中世の日本で生まれた、男性は外で働き、女性は家で家事・育児をするという固定観念である。この性別役割分業意識が残ることで、女性の収入が男性の収入よりも低くなっていると考え。この現状を解決するには、人々の意識を改める必要があると考える。男性は外で働くだけでよいが、女性は家事・育児をしたうえで仕事もしなければならないというままでは、女性は仕事に時間を割くことはできず、高い役職に就くことができない・高い収入が得られないなどの場合が増える。そのような女性が増えることで、ますます女性は仕事ができないと思われるようになり悪循環が生まれる。

人々の意識を変えることは容易ではない。しかし、社会のルールや法律を変えれば、少しは意識が変化するのはないだろうか。現在の日本には、男女の賃金格差の是正を含めた様々な男女間の格差を是正するために、色々な法律が制定されている。内閣府男女共同参画局によると、日本には、男女共同参画社会基本法や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）などが制定されている。男女共同参画社会基本法は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するために作られた。女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられた（※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務）。しかし、前述の調査結果からわかるように、現在の日本の男女間の経済格差はなくなっていない。そこで私は、企業に女性の活躍を促す活動を一定期間義務付けることを提案する。国は法律や制度をつくることはできるが、それらの制度を実行するのは私たち国民だけである。そこで、私たちの身近な存在で強い影響力を持っている企業が、先頭に立って女性の活躍を進めることが必要であると考え。例えば、女性社員に出産・育児により休暇をとったあとも確実に元の仕事内容を行えるようにする、男性社員に強制的に育児休暇をとらせる、などである。半ば強制的にこのような活動を行うことで、人々の意識は変化し、男性・女性関係なく仕事をするのはまったく普通のことである、と思うようになると思う。

このような活動ができるのは大企業などの従業員がひとり欠けても運営することができる企業のみで、常に人手不足の中小企業には難しいと思う人もいるだろう。けれども、女性の活躍に力を入れない企業は、大企業に比べて時代遅れであり、女性を蔑ろにする会社であると世間から認識されることで、ますます新入社員や優秀な人材を確保することができなくなる。結果として、企業の人手不足が促進する、という事態になりかねない。したがって、企業に女性の活躍を推進する活動を義務づけることは有用な方法であると考ええる。また、女性活躍推進法で私の提案と同じようなことが行われているにもかかわらず、結果として有効なものではなかった。だから、どちらも変わらず影響力がないと考える人もいるだろう。しかし、女性活躍推進法では効果がなかった原因は強制力の弱さであると考えられる。本当に女性の活躍推進に向けた活動ができないのかを、中小企業とコミュニケーションをとることで、改善するべきであると考ええる。

参考文献

- ・ 水無田気流 (2014) 『シングルマザーの貧困』 光文社新書
- ・ 樋田敦子 (2015) 『女性と子どもの貧困』 大和書房
- ・ 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告 ～養育費の状況～
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188168.pdf> (閲覧日 2018 年 12 月 17 日)
- ・ 平成 30 年度ひとり親家庭等の支援について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000331152.pdf> (2018 年 12 月 17 日閲覧)
- ・ 子どもの権利条約 | ユニセフについて | 日本ユニセフ協会
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (2018 年 12 月 18 日閲覧)
- ・ 平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html> (2018 年 12 月 18 日閲覧)
- ・ 平成 28 年度 男女共同参画社会に関する世論調査
<https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-danjo/2-1.html> (2018 年 1 月 21 日閲覧)
- ・ 平成 29 年度 賃金構造基本統計調査 結果の概況
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/index.html> (2018 年 1 月 23 日閲覧)

【9】 子供の幸せを守るために

塩田 萌木 長谷 紀香

Abstract: The number of abused children is increasing so I thought it is necessary for child consultation center to respond more quickly and in a better way. This time, I focused on labor shortage problem. I propose cooperating with other agencies as a solution. For example, police and medical institution. Also, it is a good way to see the overseas countermeasures. In conclusion, the number of abused children may decrease if cooperation improves. I want the environment which makes children happy.

1. 研究の動機・背景

今、子供の幸せを守る環境が危険な状態になっている。その原因は、児童虐待だ。最近テレビなどでも児童虐待のニュースはよく見るのではないだろうか。児童虐待とは、四つの種類に分類される。殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力や、縄などにより一室に拘束する身体的虐待、子供への性的行為、性的行為をみせるなどの性的虐待、家に閉じ込めて食事を与えない、ひどく不潔にする、放置するなどのネグレクト、言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るうなどの心理的虐待だ。虐待をしてしまう親は、子育てに悩んでいる親が多い。例えば、泣き止まない、うるさい、障害をもつ、お金がかかるなどである。厚生労働省の調査（平成 28 年度）によると、児童相談所における児童相談対応件数は年々増加している。児童相談所とは、子供の福祉に関する様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な援助を提供するところである。また、子供の生命、発達、権利を守る第一線の機関だ。児童相談所の設置は、県と政令市に義務付けられており、平成三十年度現在、全国で 212 ケ所設置されている（厚生労働省ホームページ）。しかし、児童相談所は今、様々な問題を抱えている。今回はそのうちの 1 つに絞って研究した。それは、深刻な人手不足だ（図 1）。図 1 のグラフを見ると分かるように、児童福祉士数は増えているものの、それ以上に児童相談所への相談件数が増えているため、人手が不足していつていことがわかる。人手が不足することで、対応に時間がかかる上、児童相談所側の負担も大きくなる。もしこの問題が解決されれば、相談者一人一人により適切なケアやアドバイスを提供することが可能になり、虐待を早期発見することで、子供の心の傷や苦しみを最小限に抑えることができると考えられる。

これらのことから私たちは、児童相談所の人手不足問題を解決すること。さらに、周囲の大人が虐待を受けている子供を見逃さず、虐待の早期発見を行うことが大切だと考えた。

2. 研究の目的・意義

児童虐待は倫理的問題だけでなく、経済的にも大きな影響を与えている。平成 24 年度に、日本で初めて児童虐待に特化した社会的コストを推計すると、金額は 1.6 兆円にものぼった（図 2）。これにより、虐待を受けた直後だけではなく、生涯に大きな影響が続くことが改めて明らかになった。そこで、児童相談を受ける児童相談所がよりよく機能することで、虐待を受ける子供を減らせる上に、経済的にも良い影響を与えられると考えられる。

3. 解決案

この解決策として、私たちは他の機関と児童相談所の連携の強化を提案する。他の機関と連携することで、人手不足が解決される上に、それぞれの機関が役割を果たすことで、最善な方法で児童虐待に対応できると考えたのだ。他の機関と言っても数多くあるが、今回は警察と医療機関という 2 つの機関に焦点を当てる。まずは、警察との連携だ。警察との連携は以前から行われているが、十分に連携しきれていない現状がある。

実例を上げて考えていきたい。2018 年 6 月 8 日、東京都目黒区で衰弱した船戸結愛ちゃん(5)を放置し死亡させたとして、両親が保護責任者遺棄致死容疑で警察庁に逮捕されるという事件があった。両親は香川県の児童相談所の指導措置を 1 月に解除され、その後東京に転居してきた。措置は香川県の児童相談所で一度解除されているものの、両親は児童相談所が面会を求めても拒否するなどしていた。ここでは、香川県と東京都の児童相談所間の連携が上手くできていなかったのではないかという問題も挙げられるが、もっと重要なことがある。それは、面会を拒否されたとき、直ちに警察に連絡する連携体制をとらなかったことである。児童相談所は面会を行う際、近隣住民や学校側の協力を得て行うため、面会を求めても相手側に拒否されてしまえば面会を行うことはできない。一方警察は、会えるまで帰らず、子供が怪我をしていれば保護することも可能である。もし警察と児童相談所間で情報共有が十分にできていれば、結愛ちゃんを保護し、今回のような最悪の自体を防ぐことができたかもしれない。こういった児童相談所と警察の連携、情報共有は、深刻な場合しか行われておらず、国内では高知県、茨城県、愛知県の 3 県でしか全件提供はされていない。NPO 法人では、全ての虐待案件を児童相談所、警察、市町村が共有することを義務付ける必要があるとして、署名活動に取り組んでおり、既に 3 万 5000 人の署名を国に提出している「2018.10.3 朝日新聞デジタル」。一方で、政府も全く警察と児童相談所についての問題について解決策を打ち出していないというわけではない。平成 27 年 10 月 28 日付けで、最高検察庁刑事部長通知のもと、「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」と題した 2 つの政策まとめている。一つは相談窓口の設置である。各地方検察庁においては、児童が被害者または参考人である事件についての相談窓口を作り、日頃から警察や児童相談所の各担当者と緊密な情報交換を行うとしている。もう一つは、早期の情報共有及びそれを踏まえた対応の強化である。児童が被害者または参考人である事件については、警察または児童相談所から情報提供を受け次第(送致又は刑事立件前の段階を含む)、速やかに警察及び児童相談所の担当者と協議し、検察、警察、児童相談所の 3 機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、対応方針を決定する「法務省ホームページ」となっている。上記のように政府が動き、警察との連携が上手くいくことで、児童虐待の件数を確実に減らすことができると考えられる。情報共有を求める署名がこれだけ多く集まっている上、これは深刻な問題であるため、政府は早期にこの対応をするべきであると考えられる。

続いて医療機関との連携について考えていきたい。医療機関が児童虐待についてできる役割としては①児童の治療②児童相談所への通告と相談③その他、児童を取り巻くネットワークの一員として病状説明、アドバイス、カンファレンスに関わることだ(<https://kabu-shosinnsha.com/post-829/>)。病院で治療することは、児童虐待に気づいてあげられる数少ないチャンスであるため、医療機関は非常に大きな役割を持っていると考えられる。しかし、虐待が疑われる事例の判断において、虐待の確定診断を下すためには、医学的診断の他に家族背景なども含めた総合的な判断が不可欠になる。そこで、児童相談所との密接な連携が必要になる。実践例として、北海道札幌市では、児童虐待に結びつく可能性の高い要因を有する妊婦及び親子を医療機関と連携し情報提供を依頼することによって早期に把握し、保健センター等が育児を支援する体制を整備しており、連携が取れている医療機関は 25 ヶ所に上っている「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する報告書」。また、先駆的な医療機関においては、様々な診療科や多様な専門職種による児童虐待予防と治療のための院内チームを構築し、協議とアセスメントの手順を定めて対応しているところもある。現時点ではこうした体制を構築している医療機関は数少ないが、養育支援や虐待対応には複眼的な視線での判断を要し、地域の関係機関とのつながりを確保しながら対応していく必要があることを考慮すると、こうした取り組みは更に進める必要があると考えられる。特に有効的だと考えられるのは、学校との連携だ。学校では定期検診が行われるため、児童の身体の変化に気づきやすいのである。例えば歯科検診のときに、一度虫歯と通

知したのが次の検診のときにも治療されていなかったら、児童虐待の可能性があると推測できるのである。また、医療機関からの虐待の通知については、ためらいが見受けられる場合もある。特に開業医などの場合は、通告者が特定されてしまうためだ。医療機関が児童相談所と連携を取ろうと思っても、現在の日本では様々な問題が立ちふさがっているようだ。

日本の児童虐待への対応の現状を見てきたところであるが、ここで一度、海外に目を向けてみたい。児童虐待の判断基準が国により異なるため、一概に児童虐待の件数比較はできないものの、海外の児童虐待に対する対応について日本が見習える部分もあるのではないかと私たちは考えた。そこでまず、虐待防止先進国として上がってきたのがアメリカだ。アメリカでは暴力などの身体的虐待やネグレクトが原因で亡くなる子供が一週間に 15 人もおり、ユニセフの調査によると、アメリカの子供 10 万人あたりの死亡者数は 2.4 人であり、フランスの 1.4 人、日本の 1 人、イギリスの 0.9 人と比較しても突出している。これを受けてアメリカでは国を挙げて児童虐待の防止策を講じている。現実には、医師や教師、警察官、聖職者ら子供と日常的にかかわる職業の専門家には罰則付きの通報義務があり、妊娠中と生後 2 年間は看護師が定期的に子供を訪問するなど、外部機関のチェックに余念がない。そもそもアメリカでは、児童虐待防止法が 1974 年に制定されており、日本が児童虐待防止法を制定した 2000 年より 26 年も早く対策が行われていたのだ。今回日本と比較するために、アメリカの警察の児童虐待への関与について調べてみた。アメリカの学校には School Police という人たちがおり、教員も生徒も相談できるようになっている。また、無断欠席が多い生徒がいる場合、学校担当警察官と家庭訪問を実施して現状把握を行い、状況に応じて通報するなど、日常的に児童虐待を防止するためのサポート体制がとられている。また、児童虐待への警察の関与として最も大きな役割を持つのは、SWr. (school social worker) である。SWr.とは、地域や家族の情報を熟知している警察派遣のことである。SWr.の活動としては、文部科学省の児童虐待に関するホームページによると、主に次のようなことが挙げられる。

- ・生徒にオフィスを見せて親密な雰囲気づくりと気軽に相談できる人間関係の醸成。
- ・年度当初のオリエンテーションで SWr. の役割や機能について説明し、気軽に相談できる相手として認識してもらう。
- ・生徒が危険を感じたときに学校が避難場所となれるような位置づけを行う。
- ・社会人として、いかに皆と融和して暮らせるか教える。
- ・虐待を受けている生徒の友達が来談した場合については、秘密厳守を約束した上で、本人が傷ついている場合、本人が誰かを傷つける心配がある場合には通告する。
- ・調査でなく情報収集を行い、通告後、校長・副校長に報告を行う。
- ・DCFS の調査官が学校で生徒から事情聴取する場合は、不安を和らげるためと真実を語らせるために同席するが、発言することは認められていない。
- ・教師との人間関係を良好に保つために校長がルールを決め、生徒と教師の双方を援助する目的で教室に入る。
- ・特別支援教育の統括的役割をしている。
- ・学習が遅れがちな子どもには親とカウンセリングを行い、家庭での学習プログラムと一緒に考え援助を行う。
- ・〔All about me program〕自分自身のことについて生徒に書かせ生徒の事を深く理解する。

親への対応は何が悪かったのかではなく、今後どうしたらよいか支援する。

生徒を傷付けず、極力気持ちよく勉強で科学省きる環境づくりを行う。そのために、家庭状況等の情報を細かく報告してもらう。

これを見ると、子供との距離を上手くとすることで、虐待を受けている子供の現状解決、更には将来までも見据えているのがわかる。これだけ親身になって向き合ってくれる大人がいたら、子供も安心できるのではないだろうか。

続いて、海外の医療機関の児童虐待への関与について見ていきたい。イギリスでは、虐待や貧困の連鎖を断ち切るため支援の強化をしている。児童虐待の背景に根深くある貧困問題を重視し、「シュアスタートプログラム」を設置した。これは貧困地区に焦点を当て、胎児から就学までの子どもと家族に継続したサービスを行うものである。2007 年度にはイギリス全土で 600 箇所の地区が選ばれ実施されている。設置されたシュアスタートを中に様々な機関が連携して、サービスを提供するが、内容は、妊婦宅への全戸訪問、出生前の母親クラス、出生 2 ヶ月後の訪問、ティーンエイジの母親のグループ、禁煙指導など様々である。貧困地域では孤立した家庭も多く、よりどころとなる場所があることで、多くの子どもと家族が助けられているようである。また、治療的支援の強化では、里親不調の子供や、情緒的課題を抱えた子供達を対象とする施設がイギリス全土で 14 ヶ所設けられていたり、アセスメントの重視なども行われている。スウェーデンは 1979 年に、世界で初めて子どもへの体罰を禁止した。しかし体罰は増えているため、子供養護権利センターという施設をつくった。ここでは、身近な人間から虐待 childhood physical abuse: CPA (性的虐待も含む)を受けた子どもの介入、保護を行っている。対象となる子どもの年齢は 0 - 18 歳。虐待を受けた子どもたちへの対応は、ソーシャルワーカー、訓練を受けた警察官、検事、小児科医、精神科医などが協同で行っている。このような施設はアメリカとアイスランドにあり、そのアイディアを取り込んだようだ。スウェーデンには 22 か所、ストックホルム市には 3 か所ある。3 か所とも、警察と密接にかかわっている。日本の児童虐待問題を解決するためには、広く諸外国の動向にも目を向け先進的な取り組みから学ぶことも重要なことだと考える。

4. これからの課題

他の機関と児童相談所が連携することで、人手不足解消、さらに司法が上手く関与することで、一時保護などの判断しがたい問題も解決できると考える。これにより、児童虐待に苦しむ子供を少しでも減らすことが可能になると考える。これから課題になるのは、児童虐待をうけた子供の、その後のケアである。児童虐待をうけた子供が、大人になってからも親を思い出して辛い気持ちになったりするケースも多くある。これを解決するためには、子供のケアを充実させるしかない。子供のケアは、業務が多い上に複雑な問題であるため、心理士などの専門の人が必要になる。そのため、人員を増やすだけでなく、さらに心理的ケアを含めた支援体制を制度として広げていくことが、今後の課題として必要であると考え。先程述べた、海外の先進的な防止制度を上手く取り入れて行くことも大切であろう。日本には子供食堂という制度がある。単に食事を提供するという役割のみならず居場所という大変重要な役割を果たしている。関西学院大学人間福祉学部の才村純教授は、「子供の貧困や虐待などは増え続けているが、最近では近所に相談できる人がいないことも多い。子供食堂のような地域住民と関わりを持てる場所があれば、虐待などの発見の貴重なきっかけにもなり早期発見にもつながるだろう。」と話している。しかし、この制度は民間でやっている事にすぎない。民間ではいつか金銭的にも限界が来てしまう可能性がある上、人員がボランティアであるため、継続的な運営は困難である。そして、すべての子供が子ども食堂に参加できるわけではない。そのため、海外のように、

民間ではなく国全体で取り組んでいき子供や親のための居場所を作り、将来のためのケアも同時に進めることが大切であるだろう。

子供の幸せを守ることは、今後の日本にも影響してくる。私たちにできることは限られているが、少しでも課題解決のためにこれからも調べていきたいと思う。

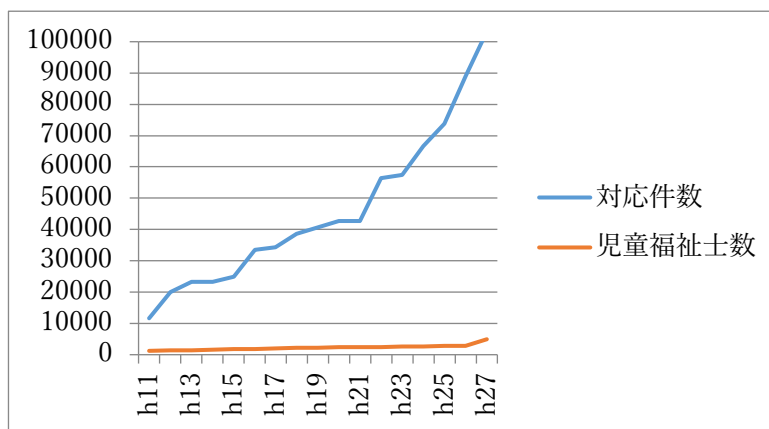


図1 平成28年度 厚生労働省ホームページから作成
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/11.pdf> (2018・11・3)

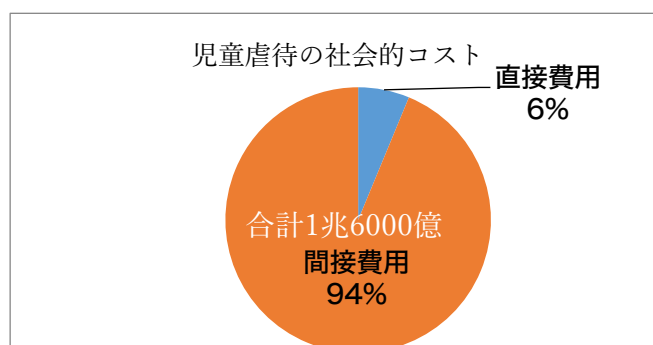


図2 産経ニュース 平成24年度のデータ参考
<https://www.sankei.com/life/photos/141001/lif1410010012-p1.html> (2018・11・17)

5. 参考文献

- ・ 厚生労働省 児童虐待の定義と現状
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html (2018.12.3. 閲覧)
- ・ 法務省 子どもの人権 110 番
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html> (2018.12.16 閲覧)
- ・ 『子ども虐待防止マニュアル』 奥山眞紀子 浅井春夫(2008/8/10) ひとなる書房
- ・ 『児童虐待・現場からの提言』 川崎二三彦 (2006/8/18) 岩波書店

【10】 起立性調節障害の生徒へのサポート環境をどのように整えていくべきか

Abstract: Orthostatic Dysregulation, or O.D is a serious disease. To create an environment that we can support people with O.D, I interviewed a mother who has a child with O.D. to understand about O.D. better. She said “Most of people don’t know O.D. so you may feel uneasy. But don’t give up. Talk to everyone to understand.” The biggest problem is that most people don’t know well about the disease, O.D. We can solve this problem by understanding O.D. and supporting people with O.D.

キーワード: 理解 認知度

1. 研究背景

研究課題は日本の起立性調節障害（Orthostatic Dysregulation）の生徒へのサポート不足の問題であり、その背景には次のような現状がある。そもそも、起立性調節障害とは、起立性に伴う循環動態の変動に対する自律神経による代償機構の破綻や、心理的・社会的ストレスなどにより発症する自律神経機能不全のひとつである。具体的には、第一に立ちくらみやめまい、第二に起立時の気分不良や失神、第三に入浴時や嫌なことで気分不良、第四に動悸や息切れ、第五に、朝なかなか起きられず午前中調子が悪い顔色が青白い、第七に食欲不振、第八に腹痛、第九に倦怠感、第十に頭痛、第十一に乗り物酔い、のうち3つ以上が当てはまれば起立性調節障害の可能性が疑われます。そして、検査により起立性直後低血圧、体位性頻脈症候群、血管迷走性神経性失神、遷延性起立性低血圧、脳血流低下型（起立性循環不全型）、高反応型、の6つの起立性調節障害のサブタイプのうちの何れかにあてはまれば起立性調節障害と診断される。このうち、最も大きな症状が朝の起床が困難であることだ。例えば、起床時にいくら揺り起こそうが起きられず、目覚まし時計などにも反応せず、たとえ起きたとしてもボーっとして朝食にも手をつけられないといった症状が出ることもある。午前中、特にこのような症状が酷く学校に行けなくなり、疎外感から不登校になってしまう生徒も多数いる。午後からは交感神経が活性化し、血流が回復することにより元気そうに見え、夜には最高潮になって寝付けないという症状もある。そのため、他者からは怠けていると思われがちで、それが原因で親子の関係が悪化することもしばしばある。2008年の時点で、有病率は軽症例も含めると小学生の約5%、中学生の約10%、重症は約1%、不登校の生徒の約3割から4割に起立性調節障害が併存している。（日本小児心身進学会、2008）そして、起立性調節障害が発生した場合約7割に精神障害が併発し、そのうち約8割に不安障害、約2割にうつ病を発症するといわれている。（全日本心健会、2018）

本研究では、学習や日常生活を妨げる起立性調節障害を持つ生徒に対して、周囲はどのようにサポート環境を作っているのかについて研究した。

2. 研究目的、意義

現在の医学においては起立性調節障害の治療法は確立されていない。起立性調節障害の治療には一般治療（非薬物療法）や薬物療法がある。一般治療（非薬物療法）としては、以下の五つの療法が挙げられる。まず第1に、起立性調節障害のため少ない循環している血液量を増やすために食事以外に水分2ℓ、塩分10gを目安に取る。第2に、日中はできるだけ体を横にしないようにする。どうしても座りたい、または寝転びたい時は、頭の位置を心臓より高くする。第3に、（自律神経が高い位置に血液を送る調節を忘れないようにするため）血液を全体にバランスよく送るために起立する時は、ゆっくり立ち、長時間の起立は出来る限り避ける（1～2分以上）。どうしても長時間起立する必要がある時は足を動かす、もしくはクロスさせる。第4に、筋力低下を防ぐために、毎日30分の歩行をする。第5に、眠くなくても就床が遅くならないよう

にする。しかし、このような治療法は行ってすぐに効果が出るようなものではなく、長期間に亘って続ける必要がある。薬物療法は、低血圧の場合には血圧を上げるといったような症状への投薬が主で、根本的な解決には至らない。治療によっては思春期発症の起立性調節障害の 8~9 割が成人期には改善、治癒するが、自覚症状は成人期でも 4 割に残り、長期間付き合っていかなければならない障害である。

しかし、現状起立性調節障害への理解度は低いといわざるを得ない。2010 年時点において教師全体の起立性調節障害の知名度は約 4 割しかなく、教育や医療に携わっていない人々にはもっと低い知名度が予想される。現在はメディア等で取り上げられたことにより名前を知っている教師はかなり増化したが、具体的な対応については詳しく知られていないのが実状だ。理解不足による心無い発言や荒い扱いや学校に行けないことによるストレスがたまり症状が悪化した生徒もいる。起立性調節障害は精神的、社会的にストレスが加わることにより悪化することもあるため、周囲に起立性調節障害を理解してもらい、ストレスを溜め込んでしまわないことが重要である。更に、この障害がいじめの一因となり、自殺してしまった例もある。2016 年 8 月 25 日青森県の中学 2 年生の女子生徒（当時 13 歳）がいじめ被害を訴えて自ら命を絶った。女子生徒は起立性調節障害を患っていたが、市のいじめ対策審議会は学校側が組織的に対応できていなかったと報告書で記述した。起立性調節障害がいじめの原因となったのも理解不足が原因の一つとして挙げられる。このような事件を未然に防ぐためにも起立性調節障害の生徒をサポートできる環境を早期に作ることが必要不可欠であり、起立性調節障害の生徒の早期治療、不登校・いじめへの対策にもつながると考える。

3. 研究方法

本研究では、次の 3 つのことを実施した。

- ① 起立性調節障害の生徒の母親に起立性調節障害を持つ生徒の状況と今までの経験についてインタビューした。
- ② 実際に起立性調節障害の生徒や関係者によって行われている活動を調査した。
- ③ 起立性調節障害高槻会の代表の方に実際にインタビューし、下記のような質問を行った
 - ・実際に活動していて起立性調節障害の理解の広まりについて
 - ・今までの活動で最も効果的だったと思うものについて
 - ・今後の活動について
 - ・私たちにできる身近な活動について

4. 結果、考察

まず、1 つ目の研究では、起立性調節障害生徒母親へのインタビューを行った。このインタビューによると、最初は夏風邪だと思ったが長引いたため、病院に行くと起立性調節障害と診断されてしまい、知識もなかったため不安を覚えたとの回答を得た。最も辛かったことは中学校で教員に怒鳴られたり、叩かれたりしているのを友人が見ていてつらくなるとその母親から告げられ、何度も学校の担任のところに理解の徹底に通ったこと、という回答を得た。起立性調節障害とつき合っていく上で大切なことは何か、という質問に対しては、「焦らないこと。諦めないこと。今出来ることをしっかりやっていくこと。オープンに周囲に話して理解してもらうことだと思います。」という回答を頂いた。このインタビューで理解不足から不安を覚えるのは本人だけではないことが分かった。

2 つ目の研究で、日本経済新聞の記事によると、起立性調節障害の子どもを持つ親の団体「起立性調節障害ピアネット Alice」（神戸市）が起立性調節障害の子供ら 130 人にアンケートを実施したところ、友人等に「がんばれ」「気の持ちようだ」「家で何しているの？」などと言われたときの苦悩の声が多いという結果

が出ていた。そのため、学校の理解を広げようと、同団体は起立性調節障害の症状や対処法をまとめた約 30 ページの冊子を作り、各地の中学校約 5000 校に一万部以上配布している。岡山の健康ガイド MEDICA によると、岡山県教育委員会では 5 月から、学校等での起立性調節障害の生徒への対応ガイドラインを製作しているとのことだ。医師や養護教諭が策定しており、OD のチェックリストや教員向けの対応法などをまとめる予定だという。また、オレンジブレスレット運動という活動もある。この活動は起立性調節障害を患う生徒が始めた起立性調節障害の子どもを応援する人が左手にオレンジ色のブレスレットをつけるという活動である。このブレスレットをきっかけとして起立性調節障害の知名度が向上することを主目的として進められている。

3 つ目の研究の一つめの質問である起立性調節障害の理解の広まりについては、専門医の啓発活動により起立性調節障害の名前や症状の周知は進んできたと考えるが、正しい理解という点ではまだまだ進んでいないように感じているようだ。特に最近では症状のみで起立性調節障害だと判断する人が多く、間違った情報を耳にすることも増えたようだ。起立性調節障害は百人いれば百通りの症状があり、たった一人の経験則等の曖昧な情報ではなく、確立された診断基準等に則った正しい情報について学び、周知することが必要であるという意見を頂いた。二つ目の質問には、行った活動の中では、起立性調節障害を持つ生徒の親同士が交流することが最も効果があったという回答を頂いた。子どもの症状のため将来の展望が見えず、不安や焦りに駆られてしまい、その矛先が起立性調節障害の子どもに向いてしまうことも多々あるようだ。このような事態は起立性調節障害の生徒に大きなストレスをかけることになり、起立性調節障害の症状悪化の一因となりえてしまう。しかし、他の保護者の体験談を聞くことで心に余裕ができ、わが子の将来を思い描くことが出来るようになり、落ち着きを取り戻し、平常心を保てるようになっていく。そのような面でこの活動は効果的だと感じられるようだ。三つ目の質問のこれからの活動については、前述の活動は継続しつつ、親だけでなく起立性調節障害の生徒本人が発言できる場所も必要だと考えているようだ。さらに、教育や医療と繋がりながら活動していく必要を感じ、医療者・起立性調節障害の体験者と保護者・教育関係者が集まって教育現場での起立性調節障害の生徒への対応を考える活動もしていく考えだそうだ。四つ目の私たちに出来る身近な活動についての質問に対しては、起立性調節障害の症状が「怠け」や「サボリ」ではないことを理解することが一番の活動になるという考えをいただきました。起立性調節障害の生徒は学校等で無理解な言動で傷つくことも多いため、身近な人に理解してもらえているということは大きな支えになるとい。また、医療的な質問に対して体験談や自己判断、誤情報の多いインターネットではなく、医者に相談するよう薦めて欲しいとおっしゃっていた。このインタビューから闇雲に情報を広めるだけでなく、正確な情報が入手できる手段が必要であるとわかった。そして、生徒本人だけでなく保護者へのサポートも起立性調節障害の生徒の早期回復に重要であることがわかった。

5. 結論及び今後の展望

この研究の結論として、理解不足の解消が起立性調節障害の生徒のサポート環境を整えるにあたって最重要事項であり、学校や行政、家庭等が連携してこの障害のことを周知していくことで、起立性調節障害の生徒やその家族の不安軽減にもつながると考えている。起立性調節障害の生徒本人やその家族にとって理由も分からず朝起きれない状況と、病名が分かっている状況では圧倒的に後者のほうが心理的にも肉体的にも負担は小さくなる。勿論上記の岡山県教育委員会で製作されているガイドラインのような専門家による詳細な情報を見ることが理解するために最適ではあるが、まずは OD について知ってもらうための手段が必要だ。具体的には、神戸 OD ピアネット Alice のパンフレットや保険便りのような資料の学校等での配布や公共施設や病院でのポスター設置によって、起立性調節障害が身近な病気であることを周知することを提案する。多

くの人目に付くところに資料があれば、次第に広まっていくと考える。長期的に見て誰もが知る病気になると予想する。インターネットの情報の中には間違った治療法も含まれているため、どの情報が信用できるのか分からないことも多い。そのためこのような、情報が正確で信用できる資料が起立性調節障害への正しい理解のためには必要だと考える。

私たち個人が出来る活動としては先ほど実際の活動例として挙げた「オレンジブレスレット運動」のような起立性調節障害の知名度を上げるための運動に参加することが挙げられる。この運動ではオレンジブレスレット運動専用のブレスレットはあるが、当初はオレンジ色と左腕に「健康」という意味をこめて始められた運動で、左手にオレンジ色のブレスレットを身に着けるだけでもよい。このようにそれほど敷居が高くない運動もあるため気軽に参加でき、起立性調節障害の知名度向上や起立性調節障害の生徒への支援として非常に有効である。正確な情報が届かないこともあるかもしれないというリスクは当然あるが、起立性調節障害を知るきっかけとなり、前述したような学校等で配布される資料から正確な情報が得ることが出来る。上記の起立性調節障害の会代表の方が行っているような起立性調節障害の生徒の保護者をサポートする活動に参加することにしても、病院に相談に行くことにしても、起立性調節障害のことを知らなければ実行に移せないため、まず興味を持ってもらい名前や主な症状程度の簡単なことだけでも知ってもらうことが必要だと考える。

しかし、理解が広まったとしても学校に行けないということは起立性調節障害の生徒にとって辛いことに変わりはない。そのため、起立性調節障害の生徒へのフォローとして、授業をスマホやタブレットなどの通信機器を使って見ることが出来るシステムを製作することも合わせて提案する。朝日新聞によると、文部科学省は 2018 年 9 月 14 日、病気やけがで長期入院を繰り返している小中学生が、テレビ会議システムなどを使って学校から離れた場所で遠隔教育を受けた場合、出席扱いすることを決めた。また同新聞によると、文部科学省は 2019 年から、病気やけがで長期入院、治療を受けた高校生が学業を継続できるように、病棟への教師派遣に加え、遠隔授業を後押しする事業を五つの都道府県や政令指定都市計五箇所から始める。2600 万円を 19 年度の当初予算案に盛り込まれており、近く募集を開始する予定であるようだ。具体的な対策のひとつに、タブレット端末などの ICT（情報通信技術）機器で遠隔授業を実施する旨も含まれている。2015 年には、文科省は高校卒業に必要な単位の半分未満を上限に、双方向型の遠隔授業を認めていたが、通信環境の整備などの課題のため、あまり広がっていなかった。これらは入院中の生徒の支援環境における遠隔教育の利用法だが、これは起立性調節障害の生徒のサポートにも転用できるシステムだと考える。義務教育である小学校中学校はまだしも、高校では出席日数が足りなければ留年等の措置が取られることもあり、生徒の将来に多大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、この事業が実用化され、起立性調節障害の生徒にも適応されるようになれば学校に行かなければならないというプレッシャーが減衰され治療に専念できるだろう。特に、午前中の体調が悪く、登校が難しい生徒は遠隔授業により家から出ることなく授業に参加することが出来るようになり、出席日数も増え、勉強面だけでも疎外感が減少し、起立性調節障害の生徒のストレス減少につながると考える。

しかし、ここに挙げた対策に限定しても医療関係者や教育関係者、起立性調節障害の生徒や保護者、行政が参加して行っていかなければならない。起立性調節障害の生徒のサポート環境をよりよく変えていくためには様々な立場の人々が連携して、起立性調節障害の理解の徹底や起立性調節障害の生徒のストレス減少のために活動するほかはないと考える。

参考文献・引用文献

- ・田中英高（2017）『改訂 起立性調節障害の子どもの日常生活サポートブック』 中央法規
- ・森下克也（2012）『うちの子が「朝、起きられない」にはワケがある 親子で治す起立性調節障害』株式会社メディカルトリビューン
- ・社会福祉法人 思賜財団済生会 HP・『子どもにおこりやすい起立性調節障害 コラム』平成 30 年
<<https://www.saiseikai.or.jp>> (2018/9/01 閲覧)
- ・一般社団法人日本小児心身医学会 HP・『起立性調節障害（OD）』・平成 20 年
<www.jisinsin.jp> (2018/09/01 閲覧)
- ・合 S 7－1 小児起立性調節障害を心身医学的視点から理解する（合同シンポジウム 7 小児期起立性調節障害から成人自律神経失調症へ、近未来医療を担う心身医学、第 1 回日本心身医学 5 学会合同集会）心身医学 / 49 巻 (2009) 6 号
<https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpm/49/6/49_KJ00005800429/_article/-char/ja/> (2018/11/12 閲覧)
- ・日本経済新聞デジタル 2017 年 8 月 11 日～朝起きられぬ病気に理解を 保護者らが冊子 思春期に多い起立性調節障害 「家・学校で支えて」～
<<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO19912020R10C17A8AC8Z00/>> (2018/12/02 閲覧)
- ・毎日新聞デジタル 2018 年 10 月 17 日. 起立性調節障害「怠け」でなく身体疾患 いじめ背景にも
<<https://mainichi.jp/articles/20181017/k00/00e/040/209000c>> (2018/11/26 閲覧)
- ・朝日新聞 2018 年 9 月 15 日. 「遠隔教育」出席扱いに 文科省方針 学校通えぬ子に授業「生中継」
- ・朝日新聞 2019 年 1 月 4 日. 入院中の高校生教育支援 文科省、新年度 遠隔授業・教師派遣 5 自治体で
- ・NPO 法人 起立不耐症と起立性調節障害の会 2017 年 10 月 3 日. オレンジブレスレットが出来るまで
<<https://www.odpaj.com>> (2018/10/30 閲覧)
- ・起立性調節障害 Support Group. OD サポート最新の研究
<<https://www.od-support.com>> (2018/12/15 閲覧)
- ・岡山の医療健康ガイド MEDICA 2018 年 9 月 3 日. 「起立性調節障害」症状や治療は 岡山大大学院・岡田准教授に聞く
<medica.sanyonews.jp/article/9553/>

【11】 高校生のネットいじめはなぜなくなるのか

Why does high school student's net bullying occur?

清原 咲良 末久 依樹

Abstract: Recently, people who have smartphones and use SNS are increasing and many high school students use them. Problem is high school student's net bullying. I used Internet and read two books. Also, I asked second grade students in this school about this problem. People bullied on the net were also bullied in the real. So, firstly, it is necessary to eliminate bullying in the real.

キーワード: 現実空間のいじめ ストレス・マネジメント教育

1. 研究の目的

研究課題は日本の高校生におけるネットいじめの問題である。その背景として次のような事実がある。2017 年度当時、日本の高校におけるネットいじめの件数は 11,404 件に及び、調査した高校全体の数のうち、いじめを認知した学校数の割合は 47.4%である（平成 27 年 文部科学省）。急速な情報社会の発展の中、パソコンや携帯電話などのネットやメールは、今日の高校生にとって重要なコミュニケーション活動の一部となっている。

まず「ネットいじめ」とは、インターネット上の掲示板などを利用して誹謗、中傷などを行うことと定義されている。具体的には、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使ったメール、ブログ、プロフとよばれる自己紹介サイト（プロフィールサイト）、匿名の掲示板、LINE などのコミュニケーション用アプリケーション、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、学校裏サイトなどを利用し、特定の人物を中傷する情報を書き込み、また個人情報や写真、動画などを本人に無許可で公開することである（『日本大百科全書：ニッポン力「小学館」より）。

高校生のネットいじめ問題の現状として、ネットいじめだけを受けているという人はそうではない人と比べて圧倒的に少なく、ネットいじめを受けている人の大半が現実の空間においてもいじめを受けていることがわかる（2018 年 『いじめを生む教室』より）。

近年インターネットの普及により増加し、私たちの身近にもある高校生のネットいじめ問題について、学生時代に SNS が普及していなかった世代を対象としたより多くの人々が理解を深めることにより、ネットいじめの増加を抑え、将来いじめのない社会を目指したいと考える。

2. 研究方法

まず私たちは、日本の高校生におけるネットいじめがどのようにして起こるかについて調べるために、いじめに関する書籍『いじめを生む教室』、『大人が知らないネットいじめの真実』を読んだ。そして、日本の高校生におけるネットいじめがどれくらいの割合で起きているか、またネットいじめに対してどのような法律が施行されているのかについて調べるために、インターネットでのデータ収集を行った。そして、実際に何がネットいじめを加速させているのかを調査するために、ネットいじめや現実空間でのいじめを受けたと感じたことがあるか、などのアンケートを実施した。

- ・ アンケート（表 2）では千里高校 2 年生（307 人）を対象に次の質問を行った。
- ・ これまでにネットいじめを受けたと感じたことがあるか。
- ・ これまでに現実空間でのいじめを受けたと感じたことがあるか。
- ・ ①と②の両方で「はい」と回答した人のうち、同一人物からネット空間と現実空間においていじめを受

けたと感じたことがあるか。

3. 課題の現状

日本の高校生におけるインターネットの利用率は 94.4%、携帯電話によるメールの利用率は 96.5%で、どちらにおいても男女の差は見られず（2013,内閣府）、登校時から放課後、帰宅途中、深夜まで頻繁に利用していることが指摘されている。このようなコミュニケーションの実態から、長時間によるネットコミュニケーションはネットいじめのリスクが高まることが危惧され、近年では、ネットいじめが広がりを見せている（2008,文部科学省）。また、平成 26 年において、高校生の 82.9%、中学生の約半数がスマートフォンを所有している（平成 26 警視庁）。高校生のネットいじめにおける現状は、2017 年度当時、日本の高校においてネットいじめの件数は 11,404 件に及び、調査した高校全体の数のうち、ネットいじめを認知した学校数の割合は 47.4%である（平成 27 年 文部科学省）。また、2011 年当時のある 1 ヶ月間のネットいじめの経験者率は、小学生 1.0%、中学生 4.6%、高校生 7.8%であり、学校でのいじめの加害行動経験率は、小学生 31.6%、中学生 38.0%、高校生 32.7%であった。このことより、ネットいじめの加害行動経験率は小学生から高校生を通じて少なくなったが、年齢が上がるにつれて増加傾向にあるといえる。また、ネットいじめの被害者は年齢が上がるにつれて、増加傾向にある。

ここで、ネットいじめが原因で発生した事件を 2 つあげる（Grupo より）。

- ・ 2015 年 12 月 15 日 中 1 男子、校舎から飛び降り重体 LINE によるトラブルの可能性
兵庫県三田市の市立八景中の校舎 4 階の教室の窓から自ら飛び降り、中学 1 年の男子生徒が、顔を地面で強く打ち意識不明の重体。教室の窓枠の下部は床から高さ約 80 センチで、約 1 メートルの位置に転落防止用の棒が取り付けられている。当時は 1 時間目の後の休み時間中だった。遺書などはない。飛び降りた生徒は 13 日に同学年の友人と無料通信アプリ「LINE（ライン）」の書き込みをめぐってトラブルになり、14 日朝に担任の教員が事情を聴いていたといいた。
- ・ 2016 年 8 月 25 日 青森市中 2 女子 LINE いじめで自殺
自ら命を絶った青森市の中学 2 年、葛西りまさん（当時 13 歳）は学校側に「（無料通信アプリ）LINE（ライン）で悪口を言われた」「学校で無視されている気がする」と訴えていた。市教委によると、学校は 7 月、担任らの指導で状況が改善したと判断。一方、夏休み中の職員会議で葛西さんについて「見守りが必要」との報告があり「教員全体に共通認識はあった」（市教委）という。だが、最終的に学校はいじめと認識しなかった。葛西さんはスマートフォンのメモアプリに「二度といじめたりしないでください」と書き残していた。

次のような法律が施行されている。

1. 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年ネット規制法。平成 20 年法律第 79 号） 2008 年（平成 20）6 月

18 歳未満の青少年が有害情報を掲載するサイトへアクセスできない仕組み（フィルタリングサービス）の提供を携帯電話事業者などに義務づけた。

2. 「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法。平成 25 年法律第 71 号） 2013 年 6 月

インターネット上での中傷をいじめとして初めて定義し、実態の把握と監視を強化するため、学校に相談窓口を整備して、ネットいじめがあった際に被害者側へも適切な情報提供を行うことを義務づけている。

4. 課題の分析

いじめには言葉によるものや暴力によるものなどの様々な種類があり、ネットいじめは近年のインターネットの普及により、ネット上に恥ずかしい画像や動画を投稿したり、特定の個人に対する誹謗中傷をしたりするような書き込みをするものがある。従来のいじめは、いじめる者といじめられる者が明らかで、肉体的な力関係が影響することも多く、いじめの現場が発見される機会もあった。しかし、ネットいじめについては、相手と対面する必要がないため罪悪感や同情心が生まれにくく、不特定多数による陰湿な行為に発展しやすい側面がある。だれかをおとしめようとして投稿されたメッセージや写真などは、インターネットを介することで瞬時に拡散し、事態の収束を難しくしている。ネットいじめは、大人に比べて子どもの方が技術的にレベルは上であることが多く、そのいじめの実態は大人から見えにくい状況にあり、隠すことや逃げることができずに被害者を多くの人の目にさらしてしまうという特徴があり、現実空間でのいじめとは異なる心理的負担と被害を与えることを指摘している。また、ネット上でのやりとりは、学校や家庭で明確に管理しにくいという問題もある。高校生のいじめの実態として、冷やかしがいじめ全体の割合において最も高い 32.9% を占め、その次にパソコンやインターネットを使いたいじめが 28% を占めている（表 1 参照）。また、ネットいじめを受けている人の多くが、実際に現実でもいじめを受けている。

アンケートを実施した結果、これまでにネットいじめを受けたと感じたことがある人は 12 人、現実空間でのいじめを受けたと感じたことがある人は 48 人という結果に至った。その中でも、ネットいじめと現実空間でのいじめを違う人物から受けたと感じたことがある人は 4 人、同一人物から受けたと感じたことがある人は 8 人という結果に至った。これより、ネットいじめと現実空間でのいじめを受けたと感じたことがある人（12 人）のうち、それが同一人物から受けたと感じたものであった人（8 人）の割合は、約 67% となった。また、ネットいじめのみを受けたと感じたことがある人は 0 人、現実空間でのいじめのみを受けたと感じたことがある人は 36 人という結果となった。これより、ネットいじめを受けた人は現実空間でもいじめを受けているのではないかと、もしくは現実空間でいじめを受けた人はネットいじめも受けているのではないかと、私たちは考える。

ネットいじめにおいて、加害者の最大の武器は「匿名性」であるといわれているが、実際には加害者は特定されることが多いのが現実である。このことより、加害者を特定できても刃向かえず、まわりの人に相談できない人間関係が、ネットいじめを生み加速させている原因だと、私たちは考える。

いじめをなくすために、教室での人間関係がネット空間に、もしくはネット空間での関係が教室での人間関係に持ち込まれているという、正しい認識を身に着けることが必要であると私たちは考える。ネットいじめと現実空間でのいじめでは、心身に及ぼす影響が大きく解決に時間がかかること、あるいは、人間関係のコミュニケーションを配慮しつつ、両側面に配慮する必要性があるのではないかと私たちは考える。そして、ネットいじめをなくすために、現実空間でのいじめに対しても対策をするべきだと、私たちは考える。

5. 提案

いじめは一般的に「子供 対 子供」の間で起こるものであり、学校で発生するケースが圧倒的多数を占めている。しかし、学校側の対応がしっかりしていれば、いじめは初期段階で解決することも可能である。学校側が楽観的に対応をとっているようであればいじめ問題をより深刻な段階にまでこじらせてしまう危険性があり、場合によってはいじめをエスカレートさせることもある。これにより、被害者側も学校側に対して不信感や不安感を強めていくことにつながると私たちは考える。このようなことを防ぐために、学校側は次のような対策を採ることを提案する。

- ・子供からいじめの相談を受けた教師は、一人でいじめに対して楽観視しない。
- ・いじめ防止週間やテーマ学習を設ける。そうすることにより、他の教員の意識も高くなるため、いじめ防止指導も効果的に行うことができる。
- ・いじめにあった生徒の気持ちを汲み取り、被害者の心のサポートをすることを最優先する。

また、私たちはネットいじめへの対応を考えると、仲間関係のあり方という観点から高校生を取り巻く環境を考慮することも必要であると考えます。周囲で見ても見ぬふりをする「傍観者」の存在は、いじめを抑制する、あるいは助長する重要な要因であり、ネットいじめの対応を考える時にはこの傍観者が重要になってくると私たちは考える。しかし、直接先生や友達にネットいじめの存在を伝えることは難しい。そのために、「Kids' Sign」や「STOPit」などの、いつでも匿名でいじめの通報ができるスマホ用 Web サービスがある。以前のようないわゆる学校裏サイトなどの掲示板に匿名で書き込むのではなく、個人がアカウントを持って発信できるようになっている。掲示板のようなオープンな場ではなく、「LINE」などのクローズドな空間の中でのやり取りが増えてきているため、このようなアプリがより活用されるべきだと私たちは考える。これらのアプリはいじめを見つけた子どもたち、いじめに苦しんでいる子どもたちのために、いつでもどこでも報告・相談できる環境を整えているため、いじめの早期発見や情報共有を円滑にし、組織的な対応を実現するだけでなく、抑止効果によるいじめ自体を減少させる効果も期待できると私たちは考える。

そして、ネットいじめの被害者のみを助けるのではなく、加害者のケアも必要だと私たちは考える。日本のいじめ対策はこれまで、加害者への対応よりも被害者の対応に力を入れてきた。例えば、国がこれまでに制定してきた法律等は、被害者を減らすためのものが多く、加害者を減らすための取り組みは、あまりされてこなかった。調査によると、慢性的に誰かをいじめる子供は、万引きをしたりタバコを吸ったりする非行行為を「悪い」という意識が、いじめられる子供に比べ低い傾向がある(1996 年 ベネッセ教育研究所)。このことからいじめの加害者は、他人を傷つけることへの抵抗感が弱いだけでなく、一般的なモラルや正義感も育っていないということがわかる。自分が認められているという安心感や精神的な充足感が大きいと、他人にも優しくできると私たちは考える。加害者をケアするにはまず家庭の在り方を見直さなければならない。よって子供が加害者の立場にならないように、家庭環境において親が子供にきちんと向き合うことが第一であると私たちは考える。

ネットいじめが生じてから対応するよりも、生じる前にネットに関する知識と情報モラルを向上させるだけでなく、自分も相手も大事にしたコミュニケーションスキルを獲得するといった心理教育の必要性があるのではないかと私たちは考える。つまり、日常のソーシャルスキルを育成することでネット上においても相手の気持ちに配慮できるようになるため、ネット上に対する直接的指導に限らず、対人関係のあり方を含む心理教育は非常に有意義で、さまざまな教育場で指導できる可能性の広がりもあると考えられる。これらの対策として、近年いじめの加害者に対して「ストレス・マネジメント教育」が注目されている。「ストレス・マネジメント教育」とは、ストレスについての正しい知識や対処方法を身につけ、セルフ・ケアができる力を育てることであり、困難な状況を乗り越える「生きる力」を育てる学校教育本来の目標と一致する活動といえる(文部科学省)。「ストレス・マネジメント教育」を受けた子供たちの間ではいじめの発生が減り、問題が起きたときは教師へ積極的に相談するようになることが、兵庫教育大学の富永良喜教授らによる研究(2006 年)で明らかになった。兵庫県や鹿児島県などでは教員に向けて「ストレス・マネジメント教育」の研修を実施し、小中学校に導入している。このことより、全国的に「ストレス・マネジメント教育」を広めていくべきだと私たちは考える。

このようにまずは現実空間のいじめをなくすことと加害者のケアをすることが、ネットいじめをなくすことにつながると私たちは考える。また、いじめの加害者は裏を返せば家庭や大人社会における被害者であると私たちは考える。加害者ケアに焦点を当てない限り、いじめの根本的な解決には繋がらないのである。

6. 展望

・私たちの学校でも盗難事件や物が隠される等のトラブルが起きたことがあり、学校全体での深刻な問題へと発展した。だから、学校側はしっかりとした対応を取り、初期段階でこのようなトラブルやいじめを解決に導いてほしい。

・ネットいじめや現実空間でのいじめの「傍観者」はいじめ撲滅において非常に重要な存在であるため、そのいじめ傍観者が Web サービスを活用し、いつでも報告や相談ができ、いじめの早期発見や情報共有を円滑にし、組織的な対応を実現するだけでなく、抑止効果によるいじめ自体を減少させたい。

・いじめ加害者は被害者と比べると、一般的なモラルがきちんと身についていない場合が多いので、どの家庭環境においても親が子供にきちんと向き合い相談できるような社会を実現したい。

・いじめを受けた子供にとっては、大人に相談するだけでも非常に勇気が要ることであり、教師に打ち明けるまでに、何カ月も悩み続けているケースも少なくない。だからこそ、「ストレス・マネジメント教育」のような新たな教育があるということを日本中に発信したい。

・日本の教員は日常の業務に忙殺されいじめ問題に対する時間を持つ余裕がない。だから、国が教員数をもっと増やし、国と学校現場の距離感を縮めることを可能にしたい。

表 1

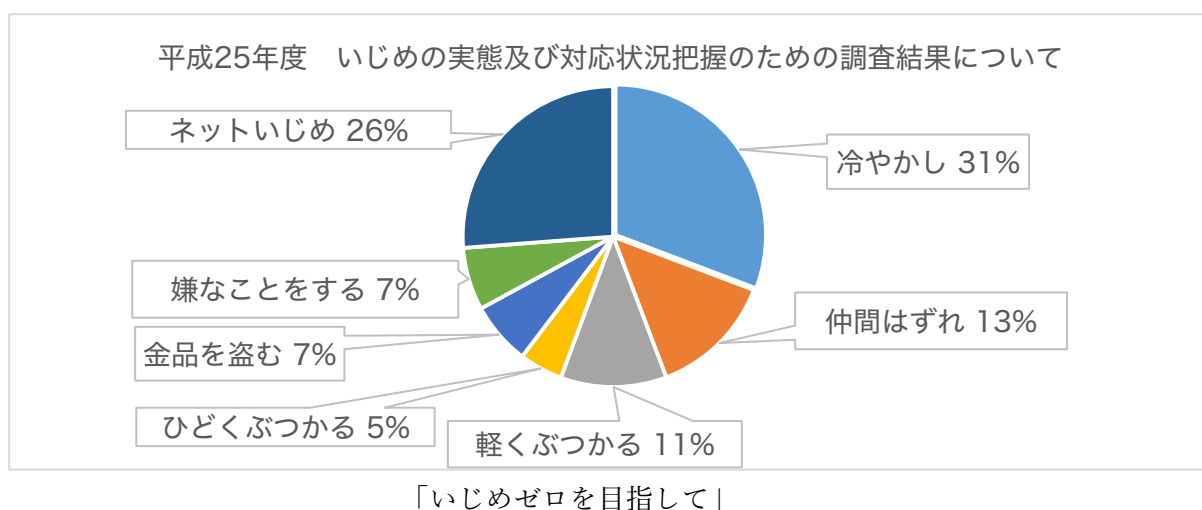


表 2 アンケート結果

	受けたことがある	受けたことがない
ネットいじめ	12	295
現実空間でのいじめ	48	259
ネットと現実空間でのいじめ (違う人物から)	4	259
ネットと現実空間でのいじめ (同一人物)	8	259

7. 参考文献

- ・ 文部科学省「ネット上のいじめへの対応」（平成 27 年度 8 月現在）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisakumd/_icsFiles/afieldfile/2015/10/30/1356344_004_1.pdf （2018/09/20 閲覧）
- ・ 東京都「平成 25 年度 いじめの実態及び対応状況把握のための調査結果について」
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2014/01/DATA/60o19200.pdf> （2018/09/20 閲覧）
- ・ 「いじめゼロを目指して」
<http://www.ijimezero.com/> （2018/06/12 閲覧）
- ・ 「ネットいじめ、LINE いじめから子供を守る最善策」
<https://zenkokuwebcc.grupo.jp/free1215839> （2018/11/20 閲覧）
- ・ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/21/1405706_001.pdf （2018/11/20 閲覧）
- ・ 「いじめの定義の変遷」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1302904_001.pdf （2018/11/20 閲覧）
- ・ 鈴木佳苗ほか「日本におけるネットいじめの現状と対策(1) -小学生・中学生・高校生を対象とした加害行動の実態調査 -」
www.slis.tsukuba.ac.jp/ppab/images/pdf/1.pdf （2018/11/20 閲覧）
- ・ 原田恵理子「高校生におけるネットいじめの実態」
<http://www.iic.tuis.ac.jp/edoc/journal/ron/r17-1-2/r17-1-2d.html> （2019/2/5 閲覧）
- ・ スクールガーディアン「Kids' Sign に関する最新情報」 （2019/2/5 閲覧）
<https://school-guardian.jp/service/kids-sign/>
- ・ 通信制高校ガイド「ネットの見守りをより強化！いじめ匿名通報アプリ「Kids' Sign」」
<https://tsusinsei-guide.net/futoukou/1728/> （2019/2/5 閲覧）
- ・ 『いじめを生む教室』荻上チキ著 株式会社 PHP 研究所 2018 年 7 月 27 日出版
- ・ 『大人が知らないネットいじめの真実』渡辺真由子著 ミネルヴァ書房 2008 年 7 月 25 日出版

【12】 女性が辞めずに済む社会づくりとは

What's a women's work-friendly society

和泉 千奈 田渕 香帆

Abstract: Employment rate of women in Japan is low because women can't keep working. Also, the environment for returning to work after giving birth is not in place. So, I asked 30 women "Why did you retire?" and compared the women's working environment in Japan with Sweden. As a result, Japan is not easy to work because women don't have any support from the government nor nursery school for children. In conclusion, we need to enrich institutions and facilities. I choose this topic of how to make good company where women don't have to quit working because I thought women's working environment has a problem. Women can't get back to job after their childbirth. I have asked our mothers about this issue, and I researched on the Internet. I found that almost all mothers quit their job and couldn't go back to the job. I want to focus on the solution what other countries have done.

キーワード: 企業内保育所 ジェンダー

1. 研究背景

研究課題は多くの女性が結婚・出産で離職を余儀なくされる現状をどう改善するのかという問題である。その背景には次のような事実がある。

日本の女性の就業率は72.7パーセントで世界的には23位(OECD Employment Outlook 2017)だが、女性管理職比率では11.1パーセントで96位(Women in business, March 2017)という最下位に近い結果になっている。このことより、日本の女性の労働に関する現状は世界と比べ男性と女性の労働における立場や環境が平等であるとは言えない。また、この原因として、女性が出産をした後の子育てのための環境整備や産休と育休を終えた女性の仕事復帰の制度が整えられていないことがあげられる。

男女雇用機会均等法（1985年制定、1996年4月施行）が施行されているにもかかわらず結婚・出産に関して問題は山積みである。第9条の「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等」により労働者に対する性別を理由とする差別が禁止されているが、女性の企業内での立場は男性より劣っていると考えられる。更に現代社会において未だに仕事を理由に結婚・出産を選択できず晩婚化、少子化が進んでいる。これには、企業の女性が出産育児をした後の復帰のための制度に関する認知や協力がたりていないため女性が出産育児に意欲的ではない態度をとる傾向があることによって、企業の女性への対応が足りていないことがあげられる。

本研究では、企業をどのように改善すれば女性の就業率が上がるのかを、海外の事例を参考にして研究した。そして多くの女性が結婚・出産で離職を余儀なくされる現状をどう改善するのかという問題について考察した。

2. 研究目的・意義

私たち女子高生にとって将来の働き方に生涯キャリアウーマンとして第一線で働きたいと考えている人は多くいるはずだ。加えて、結婚出産をして家庭と仕事の両立を図ることも女性にとって必要であると考え方が一般的となってきた。しかし、日本の女性の労働環境はほかの国と比べて男女が平等であるとはいえず、したがって女性が持つ労働に対する満足度も低いと考えられる。そこで日本の企業が具体的な改善策を

考え、実現可能な企業の在り方を探るために女性の労働に対する満足度が非常に高い国と比較することで目標とすべき社会の在り方を考える。

日本の女性の労働環境に関して、育児と仕事の両立を図りたい女性が安心して働くことができるようにするために、一部の企業では、企業内もしくは近隣地に従業員のために作られた保育施設「企業内保育所」が設置されている。しかしながら、厚生労働省がまとめた企業内保育所の推移を見てみると、1233カ所（2004年）から1610カ所（2011年）と増え続けているものの、就業者数も6329万人（2004年）から6628万人と急速に増え続けているためニーズを満たすほどではなく女性が快適に働ける社会がつけられているとはいえない。こうした環境を改善することを本研究は目的とする。

3. 研究方法

本研究では、3つのことを行った。

アンケート調査を行い、その結果に基づき、1回目の調査だけでは職場に復帰できたかどうかはわからず退職の際の意思が明確ではないため2回目の調査を行った。1回目は、高校生の子をもつ母親30人に結婚の際に勤めていた会社を退職したのか、出産の際退職したのか、または産休や育休をとりその後復帰したのかを調査した。2回目は、高校生の子をもつ母親25人に結婚の際に勤めていた会社を退職したのか、出産の際に退職したのかを調査し、更に出産の際に退職した人の退職した西暦を調査した。また、退職したと答えた人には自分の意思で退職したのか、また休職などの手段を使い仕事を続けたいと考えたかを調査した。ただし、調査対象は1回目と2回目では異なる場合がある。人数が減少したのは無効となるものがあったためである。

インターネットや書籍を利用して日本の女性の労働環境の現状を世界の女性の働きやすい会社づくりに成功している事例と比較して考察した。

女性が多く活躍する日本の「資生堂」（<http://www.kodomoology.co.jp/>）と「花やの前の美容室」（<http://recruit.hanayanomae.com/office/nursery.html>）という企業をもとに女性の労働環境の改善経緯（苦勞した点など）今後の展望などについて企業のホームページ、書籍を利用して女性が働き続けることと企業内保育所をつくることのメリットを調査し、女性の就業率を向上させるための具体的な対策を立てた。

4. 課題の現状

女性が辞めずに済む会社を作るために現在いろいろな策が打ち出されているが、特に女性が出産をした後の環境を整備できていないことが出産育児を行う女性自身にとって問題視されている。そこで近年では企業内保育所を作ることによって女性の子育てを支援しようと試みる企業がこの取り組みを始めているが、いくつかの問題が生じている。

その問題とは第一に設置当初に予定していたほど利用者が増えないため企業が経済的に厳しい状況となっている。第二に認可外の企業保育所は運営費の助成が5年で打ち切られる。そのため企業内保育所の運営を継続させることが企業への負担となり、続けられなくなってしまう企業が多いことが現状である。また、親の悩みとして「満員電車に子どもを連れて行くのが不安」や「企業内には遊ぶスペースが足りない」と否定的な意見も見られる。そこで子どもを自分の家の近所の保育所に預けたいと考える親は保育所の待機児童問題に直面し、仕事復帰できるまでの期間が長くなってしまう人が多い。

また、女性の就業率を上げるためには女性の長期的な働きをサポートするライフプランニング支援というものがある。「ライフプランニング支援とは、女性の働き方の「希望と現実のギャップ」を埋め、女性が生涯にわたって社会に参画出来るようになることを目指す支援です。そのために重要となってくるのが、ワーク・ライフ・バランス（WLB）を整え、多様な働き方の希望を持った女性を受け入れられる職場環境づくりとしての「WLB 施策」です。」（引用：女性の輝く未来の扉・2014 年〈http://futuredoorbrightwomen.jp/page2_2.html〉）ライフプランニングをすることを授業として取り入れている教育機関などが近年みられるようになったが若者や女性が積極的に調べるなどの手段を取っていないため、この支援を十分に生かしていないといえる。千里高校について考えると探究の授業のみならず、英語の授業などでディベートやエッセイに取り組み自発的にワーク・ライフ・バランスについて考える機会が用意されている。

5. 課題の分析

私たちは多くの女性が結婚出産のため離職を余儀なくされてしまう状況が社会の中で自然と形成されているということを課題としている。ここで課題を2つの観点に分けて考える。1つ目の観点は保育所の数の少なさから女性が仕事と育児の両立を難しいと考え、会社を退職するということである。2つ目の観点は女性の働きをサポートする制度が不十分で、また社会に広く認知されていないことである。

1つ目について、保育士の労働環境が良くないことを受けて保育士を目指す若者が少ないため労働環境は改善されないままで、保育士1人1人に課せられる負担が軽減されないため保育所が受け入れることができる子供の人数は限られてしまう。

2つ目について、働く女性は市役所など結婚、育児について相談できる機関に訪れることが少ないと考えられる。よって、女性に公共機関の利用を推奨することによって同じような境遇の女性と話し、カウンセラーなどの専門家にアドバイスをもらうことで、身近な問題を解決するための手段になると考える。

現状では、企業内保育所の普及が進んでいないことに加えて待機児童問題が深刻であると考えられている。そこで私たちは両方の問題を解決するための策として「保育士の労働環境の改善」や「保育士の労働条件の改善」を図るべきだと考える。まず保育士の労働環境の現状として問題に挙げられているのは、拘束時間である。殆どの保育士は子どもの保育のために朝から夕方まで長時間の労働を強いられる上に次の日の用意や事務作業などの残業をしなければならない環境である。それを解決するためには保育士の人数を増やす必要がある。保育士の人数を増やすことで仕事の分担を行い、一人に課せられる負担を減らすことで保育士の労働環境の改善を目指す。しかし、2015年度の保育園で働く保育士の平均年収は323万円、税金や保険料を引いて実際手元に残る手取りの月収を見てみると、平均22万円という結果である。年間のボーナス（賞与）平均支給額は60万円。そのための仕事を保育士と希望する若者は少なくなっている。また、保育士の人数は全国的に見て足りていないため保育士の人数を増やすために保育士の賃金を上げ、過酷な保育士の労働環境を働きやすい環境に変えなければならない。

6. 結果・考察

本研究で行ったことのまとめとして、研究方法1については、2回のアンケート調査を行い1回目は「結婚の際に退職」が26.6%、「出産の際に退職」が43.3%、「出産の際に休職」が30%であることがわかった。調査前の私たちの予想では、「出産の際に退職」が最も多いと考え、「結婚の際に退職」、「出産の際に休職」の順に決断をする人が多いと考えた。予想の通り「出産の際に退職」が最も多い結果となったが、次に多かったのは「出産の際に休職」であった。この結果より現在高校生の子をもつ母親は出産と同時に仕事をやめ家庭に入り専業主婦となる人が多いことがわかる。また、予想に反し休職をして子育てと仕事の両

立を選択した人も多いが、元の職場あるいは役職に復帰できたのか別の仕事に移ったのかは確認できていない。2 回目は1 回目のアンケート調査を行った後、結果の背景として現在高校生の子をもつことから2000 年頃の経済状況が結婚・出産の際の退職に関係があると考え更に詳しく調査を行った。「結婚の際に退職」は全体の44%で11 人であった。残りの14 人は退職しなかったと答えている。「出産の際に退職」は14 人のうち35.7%で5 人、「出産の際に休職」は14 人のうち64.3%で9 人であった。退職年は2001 年が2 人、2000 年、1998 年、1993 年がそれぞれ1 人ずつであった(図1)。このことから、1990 年代後半から2000 年代前半を対象とし経済状況を調査した。1990~1993 年頃に日本ではバブル崩壊があり日本の経済は不況に陥った。しかし、厚生労働省のデータによるとサラリーマンの平均年収は500 万円を突破し経済的には豊かであったのではと考えられる。社会や会社にとっても家庭にとっても経済的な余裕があり、産休育休を十分にとる体制が整っていたと考えられる。よって現在よりスムーズに産休や育休を取ることができる女性にとって働きやすいと捉えられる社会であったと考える。

研究方法2 については、世界一の福祉国家といわれているスウェーデンの女性の労働環境と保育園事情について調べた。スウェーデンは国民全員に税金の25パーセントの義務を課しており、スウェーデンの政府はそれによって得た税収入によってさまざまな社会福祉の整備を進めている。例えば、スウェーデンの教育制度は世界的に見ても世界トップの制度が整えられている。スウェーデン国籍の子供はスウェーデンの教育を小学校から大学までを無償で通うことができる。日本のような義務教育制度を採り入れていても貧困のため通いたくても通えない子供は多くいるためスウェーデンの制度を取り入れることは国民全員にとって最適だ。またプレスクールを6 歳から通うなどの取り組みが盛んになっていることで脳の発達が著しい幼児期に必要な教育を十分に受けることができる。加えて、スウェーデンでは法律により自治体は子どもがいる家の近くには保育園の設置を義務付けられているため都市計画の段階から子育ての環境を整えているということ事実がわかった。そのため女性が快適に働きやすい社会づくりがされていると考えられる。

研究方法3 については、「資生堂」と「花やの前の美容室」の2 社について調べた。「花やの前の美容室」では女性の様々な理由のための退職が立て続けに起こる美容院のような女性の職員が中心の職場の問題を解決するために「女性が安心して働ける仕組み」「女性が生き生きと稼げる仕組み」「女性の考え方と技術を支える仕組み」の三つの柱を立てていることがわかった。資生堂は、出産育児のために社員が休んでいる間の職場内の体制整理が問題とされていたため、「人々が幸せになるサステナブルな社会づくり」の一環として、企業が持つ事業所内保育所の運営受託を柱にした「KODOMOLOGY 株式会社」を2017 年に設立し、保育事業をスタートさせている。取り組みの一つに産前期からサポートを実施し休職する際の周囲への配慮を考えた取り組みを行っている。事業所内保育所と産前期の女性へのサポートという取り組みは女性の労働をささえる制度を積極的に作っている。

これらの調査から離職を避けるため、様々な利用可能な制度を整備することが重要であると考えられる。

7. 結論及び今後の展望

この研究の結論として女性が長く働き続けられる会社づくりには、女性が快適に働ける社会を作るために企業内保育所などの女性を支える仕組みを作り、その制度を身近に感じられるように普及を進めていくことで女性の労働環境問題が改善されるということがいえる。女性の労働環境を解決するためには、原因の一つとしてあげられる産休育休取得後の仕事復帰が難しくなっていることを改善するべく女性に対する出産育児に関する体制を会社が整える必要がある。そこで保育所に関する問題を解決する必要がある。まず待機児童問題の解消である。保育所は保育士の数足りていないため保育士の労働環境を改善することで保育士の就業

率をあげ保育士の負担を減らす。そして保育士の退職数を減らす。そうすることで保育所の抱える問題を解決することができる。そして女性の仕事復帰をスムーズに行えるようになると思う。

しかし、女性が働き続けることのできる社会について探究を進めると新たな課題も生まれた。多くの女性が働きに出ていくようになると今までは大きな問題となっていなかった、家庭での子供の世話をする人がいなくなり子供の孤食が増加してしまったりする。また、小学生のうちから家の鍵を持ち下校しても誰もいない状況が生まれるため犯罪や事故を引き起こす原因となってしまう可能性がある。親がいない不安を感じ、学校での子供の悩み事を相談する相手がいなくなってしまう。小さな子供にとってカウンセラーに相談することも必要ではあるが母親に相談することのほうが最も良い相談相手となると考えられる。

今回の探究では女性視点で進めてきた。しかし、女性が働くことをいまだによく思わない男性や家庭を支えていた妻が働きに出ることで男性の家事負担が増え、夫婦間の関係が悪くなるということも考えられる。そこで男性と女性が平等に存在し、働くことのできる社会を作るために地域が主催する「働き方セミナー」の開講によって働きたい女性の意思や労働環境の整備のためにはなにをすべきかを学ぶことができる。また昔ながらの男性は外で働き女性は家を守り内で働くという考え方をなくすことで女性の労働の妨げがなくなる。そして男性と女性は格差なくお互いに分かりあった上で働けるようになるのではないかと考える。

したがって、女性の社会参画は良い面ばかりではないことから一つ一つの家庭にあった働き方をする必要がある。

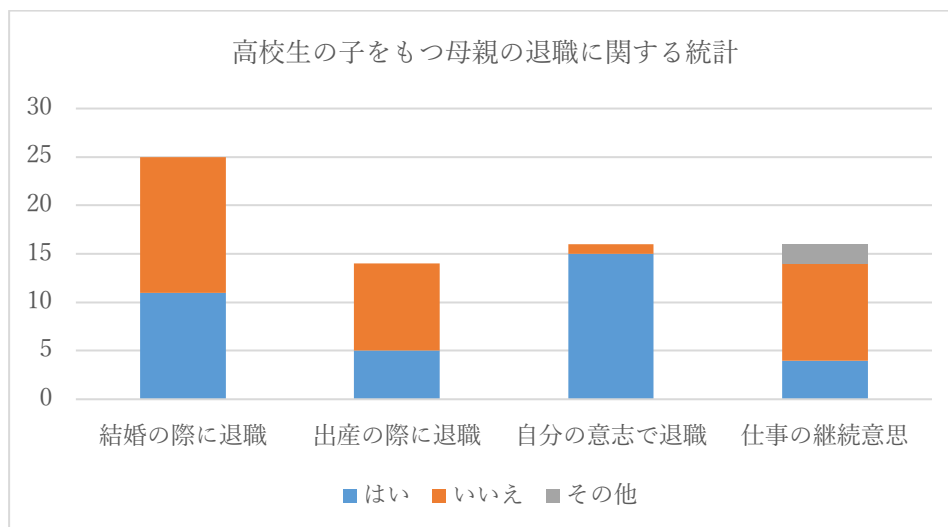
現在はこれらの制度が十分に整えられておらず、また社会に認知されていないことから周囲の理解を得られないという問題がある。そのため、制度・設備の充実を模索していきたいと考える。

私たちはこの探究を通して将来の働き方について深く学ぶことができた。女性にとっては結婚出産育児を経験しながらでも様々な制度を利用したりすることで、働きたいという女性自身の意思を守ることができるのではないかと考えた。男性にとっては女性よりも優位な立場にいるという概念を捨て、男性と女性のお互いが支えあうことこそが現在の日本社会に最も必要なことではないかと考える。

参考文献・引用文献

- ・ 加藤知美・「企業内保育所」・2018 年〈<https://bizhint.jp/keyword/63883>〉(2018/08/27 アクセス)
- ・ CODMOLOGY ホームページ・2017 年
〈<http://www.kodomology.co.jp/>〉 (2018/09/03 アクセス)
- ・ 雨宮健太「女性が働き続ける会社のすごい仕組み」2016 年(現代書林)
- ・ 厚生労働省 男女協機会均等法
- ・ ニュースポストセブン・2013 年
〈https://www.news-postseven.com/archives/20130801_203270.html〉 (2018/12/16 アクセス)
- ・ 女性の輝く未来の扉・2014 年
〈http://futuredoorbrightwomen.jp/page2_2.html〉 (2018/12/18 アクセス)
- ・ 文部科学省・2014 年
〈http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1352105.htm〉 (2018/12/18 アクセス)
- ・ 厚生労働省・2017 年
〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>〉 (2018/12/18 アクセス)
- ・ 年収ラボ・2015 年
〈https://nensyu-labo.com/sikaku_hoikusi.htm〉 (2019/01/28 アクセス)

図 1



自己アンケートより作成

【13】 聴覚障がい者の交通問題 ～梅田駅がディズニーリゾートから学べることは何か～

The traffic problem of hearing impaired

金島 和花奈

Abstract: My topic is the problem in stations and trains about hearing impaired people. Many people can't hear announcements. I did some questionnaires and check another place of the way to help hearing impaired people. Hearing impaired people think it's hard to communicate with other people in public places. However, I hear the plan that stations are doing now, and thinking of hearing-impaired people. In conclusion, I think station in Japan should change the way to show information.

キーワード: スタッフ ピクトグラム

1. 研究背景

研究課題は日本の聴覚障がい者の交通問題であり、その背景には次のような事実がある。平成 18 年度の日本の聴覚障がい者数は 18 歳以上で 34 万 3000 人、18 歳未満で 1 万 5800 人（厚生労働省、2006）である。これによると、人口のおよそ 1000 人に 3 人が聴覚障がい者であるといえる（老人性難聴は対象外）。また、聴覚機能の低さに気が付かず手帳を所持していない人がいると考えると実際はさらに多いと考えられる。さらに、聴覚障がい者へのアンケートでは 21% の人が交通の面で困ると答えている。これは、職場・学校の 22% について 2 番目である（NHK、2015）が、聴覚障がい者が困ることはなにか、というアンケートでは鉄道の車内アナウンスが困るという意見が最も多い（NHK、2015）。このことをふまえて、本研究では聴覚障がい者の鉄道及び駅での問題点について、東京ディズニーランド、東京ディズニーシーでは聴覚障がいをもつ学生が出した問題点、改善策から多くのことが採用され、実際に行われているということを元に、鉄道及び駅を聴覚障がい者がより快適・安全に利用できるために改善すべきことについて研究した。

2. 研究目的・意義

本研究の目的は、誰もが利用する場所である鉄道及び駅をすべての聴覚障がい者が快適に利用できるようにすることである。そのために、有名なテーマパークであるディズニーランドやディズニーシーでの聴覚障がい者に向けた工夫から学べるものはないかについても述べていく。本研究の意義は、普段見逃してしまうような音声案内の機械や聴覚障がい者が不便だと感じている点について、一人でも多くの人に知ってもらい、聴覚障がいについてより深く考えるきっかけになるよう努めることである。

3. 研究方法

本研究では以下の 4 つ（①は現状把握のためである）のことを行った。

- ① 実際に鉄道及び駅ではどのような対策が行われているのかをインターネットを使って調べた。また、有効なものかどうかを調べた。
- ② 聴覚障がい者学生 50 名および健康者学生 54 名に対して行った鉄道駅の案内サインに関するアンケート（井上 2012）をもとに今後改善すべき課題を見つけだし解決策を考察した。
- ③ 鉄道及び駅以外の場所で行われている聴覚障がい者への配慮、取り組みについて調べ、そこから取り入れられることはないかを考えた。
- ④ 聴覚障がい者の方にインタビューを行い、今の鉄道及び駅での取り組みはどのような点で改善が必要であるか実際の声を調べた。

4. 結果・考察

①のインターネットによる情報検索においては、JR 西日本では筆談での対応が行われているということがわかった（JR 西日本）。また、首都圏内の主な駅では発車標や異常時案内用ディスプレイ、車内テロップの設置も行われている。JR 東日本でも同様に、窓口で切符を買うときなどは筆談での対応が行われているようだ（JR 東日本）。お客様相談窓口を含む一部の場所においては、簡易筆談器を使って対応しているという。また、駅構内や車内に LED 式情報表示というテロップを使用して情報を眼から取得できるようにしている点は、JR 西日本と同じである。JR 西日本と JR 東日本の聴覚障がい者への対策を調べたところ、JR 東日本では、JR 西日本に導入されていない簡易筆談器が使用されている点で JR 東日本がわずかに進んでいると感じた。その他の点では同様の対策がとられていた。

さらに、多くの人が利用していると考えられることから、阪急梅田駅での聴覚障がい者への対策について目で確認し、その対策についてどのように考えているのかをインフォメーションセンターでインタビューを行った。まず、現在行われている対策としては改札前（写真 1）や販売機（写真 2）などに聴覚障がい者マークがあり、筆談の対応を促す案内書きがある。このように、多少対策は進められているが、印象としては、よく探すと見つかるものの一目見て分かるようなものは少なく感じられた。次に、駅員の方に現在行われている取り組みは十分であるか尋ねたところ、あまり十分な対応はできていないのが現状であるということであった。また、ピクトグラムをより有効活用するのはどうか、という質問に関しては、それはよいのではないかと肯定的な意見であった。周りにいた方も含め、回答していただいた際の印象としては聴覚障がい者対策が行われていることは知っているもの聴覚障がい者への対応の仕方についてははっきりと決まっておらず、曖昧であるように感じた。

②の研究においては、駅で困った経験がある人は健常者、聴覚障がい者共に 8 割を超えており、両者にあまり大差は見られなかった。しかし、困ったときの対処法として、適当に探す、という答えが聴覚障がい者の方が健常者の約 2.5 倍多くみられた。また、駅員に尋ねる、という答えは健常者の方が聴覚障がい者の約 1.5 倍であった。この 2 項目が他の項目に比べて両者に差が見られたことから、聴覚障がい者は駅で困ったときに自分 1 人で解決しようとする傾向があると言える。このことから、すべての駅員がどんな相手とも対応できるように工夫をしていく必要があるということが分かる。

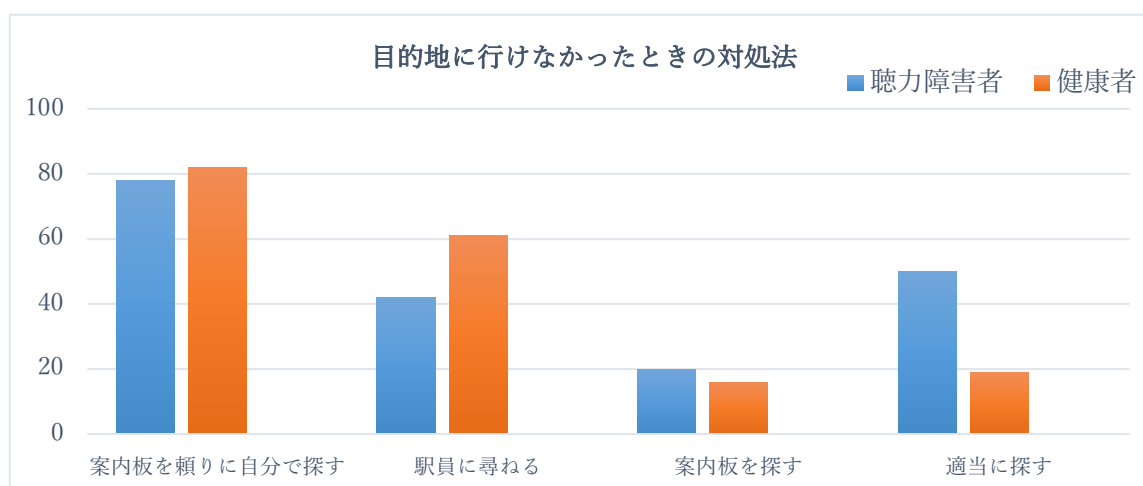
③の研究においては、東京ディズニーランド、ディズニーシーで行われていることから次の 3 つのことが駅及び電車にも応用できるのではないかと考える。まず手話ができるキャストにバッジがついているということだ。このようにマークがあることで聴覚障がい者も話しかけやすくなるといえる。だがこの例は、手話ができる駅員は限られていることが問題として挙げられる。次に、キャストが必ずメモを持っているということだ。これも同じく、聴覚障がい者とのコミュニケーションが取りやすくなるだろう。さらにこの例は誰でもすぐにでも実践出来るためバッジよりも実現しやすいのではないかと考える。最後に、アトラクションの内容が分かる字幕があるということだ。これは、駅の案内板と同じ機能だといえる。この例から、聴覚障がい者は字幕での表示、つまり文字での表示を必要としていることが分かる。

④の研究においては、実際に聴覚障がいをもつ方（1 人）にインタビューを行った。駅及び電車での取り組みについてどのような点で改善が必要であるかという質問に対し、「大幅な遅延の場合は電光掲示板に情報が出るが、数分の遅延の場合は放送のみでお知らせされることがあり、困ってしまう」との回答であった。急いでいるとき、電光掲示板には情報が出ていないにもかかわらず電車が時間通りに来ず、パニックになってしまうこともあるようだ。少しの遅延であっても電光掲示板で情報を提供するなど、現在の電車情報がよりわかりやすく目で確認することができる仕組みを考えるべきであろう。

5. 結論及び今後の展望

この研究の結論として、阪急梅田駅では聴覚障がい者に向けた販売機などが設置されているものの、まだ十分な対策には至っておらず、聴覚障がいを持った人たちが安心して過ごすことができる場所とはいえないと感じた。JR 西日本においても対策がとられているが、JR 東日本の方が一歩先を進んでいるというのが現状である。ディズニーランド、ディズニーシーの聴覚障がい者への対策から学ぶのは、すべてのスタッフが対応できるという点である。駅では、特定の場所へ行くなど文字案内の機械を探さなければならず大きな手間になるうえ、対応できるスタッフが見つからない場合もある。すべてのスタッフが対応できるように筆談用のメモを常備したり、手話ができる人にマークをつけてわかりやすくしたりするなど、ディズニーランドやディズニーシーを手本にし、対策を進めるべきである。この対策については、今の制度を少し見直すことで実現できるのではないかな。また、鉄道及び駅自体の改善策として、ピクトグラムや電光掲示板など音以外の情報案内をより増幅させることがまず必要である。この研究では主に聴覚障がい者の周りの環境を少しでも良くするために今できることについて述べており、駅構内自体の改善にはあまり触れていないが、大幅に改善するとなると金銭面の問題もあり、別の方面から更に研究する必要があるだろう。

ここまで、聴覚障がい者への鉄道、駅とディズニーランド、ディズニーシーにおいての対策を比較しながら述べてきた。個人の感想としては、IT 技術や医療など、さまざまなものが日々発展しつづけている現代で、聴覚障がい者への配慮がこれほどまでに遅れているということに驚いた。特に鉄道や駅は多くの人々が利用する場所である。一歩間違えてしまえば事故につながってしまう場所でもあるため、一刻も早く誰もが安心して利用できるような対策をするべきであると感じた。ディズニーランドやディズニーシーは、今までも何度か足を運んだことのある場所であるが、スタッフ全員が聴覚に障がいを持ったゲストに対応できる万全の体制がなされているということを全く知らなかった。このように、現在行われていても知られていない対策もあるため、それを知らせることも課題としてあげられるのではないかな。また、意識面において、聴覚障がい者が困ったときに駅員に尋ねようと前向きに思えるような環境を作る必要がある。今後もさらに研究を進めたい。



井上征矢 「聴力障害者からみた鉄道駅の案内サインに関するアンケート調査報告」

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/bitstream/10460/1086/5/Tec19_2_13.pdf (2012) より作成

写真 1



写真 2



参考文献・引用文献

- ・ 井上征矢 「聴力障害者からみた鉄道駅の案内サインに関するアンケート調査報告」
http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/bitstream/10460/1086/5/Tec19_2_13.pdf (2012)
(2018/8/27 アクセス)
- ・ 厚生労働省：平成 18 年身体障害児・者実態調査結果（平成 18 年 7 月 1 日調査）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/index.html>
(2018/11/5 アクセス)
- ・ NHKハートネット <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/46/> (2018/11/5 アクセス)
- ・ JR 東日本 「お身体の不自由なお客様へ」
https://www.jreast.co.jp/equipment/equipment_3/ (2018/12/16 アクセス)
- ・ JR 西日本 「お身体の不自由なお客様へ」
<https://www.jr-odekake.net/railroad/service/barrierfree/ear.html> (2018/12/16 アクセス)
- ・ 東京ディズニーリゾート バリアフリーについて
<https://www.tokyodisneyresort.jp/tdl/bfree.html> (2018/12/17 アクセス)
- ・ 松森果林（2014）『音のない世界と音のある世界をつなぐ』 岩波ジュニア新書
ディズニーランドでの聴覚障害者への考慮について

【14】 学費が無償になる？

Higher Education Free of Charge

中島 新菜

Abstract: Students should be given higher education free of charge like Finland, because only 30% of higher education fees are paid by the government in Japan. Actually, some poor students will be able to receive support with a policy about them from 2020, for example, tuition exemptions and benefit-type scholarships. However, the policy has problems such as how to secure the financial resources. In Finland, they have solved the problem by raising taxes. I think that the same system should be made in Japan for free education.

Keywords: Higher Education, Free of Charge, Scholarships, Tax, Finland

第1章 研究背景

研究課題は高等教育の無償化の問題であり、その背景には次のようなものがある。

平成 29 年 12 月 8 日に「新しい経済政策パッケージ」という政策が閣議決定した。この政策は高等教育の無償化に向けたものである。また、現在、我が国の高等教育の学費の家庭負担は、世界と比較すると圧倒的に大きい。

本研究では、「新しい経済政策パッケージ」が我が国の高等教育の学費問題において有意義であるか、どのような問題があるか、教育費の無償化は実現するのかについて研究した。

第2章 テーマ設定の動機(理由)・目的

高等教育費の問題について、私自身高校生という立場上身近な問題である。そもそも高等教育とは、中等教育における学修を受け、学修の成果として学位などの学術称号やサーティフィケートが授与される過程、具体的には、大学、高等専門学校、専門学校などで行われている教育のことである。この高等教育においては、義務ではないため通わないという人もいる。しかしその中で経済的で通いたくても通えないという人もいる。現在、奨学金などの制度があるが、将来的に返さなければならなかったり、給付型であっても条件が厳しかったりと、経済的問題を抱えている学生全てを支援できるわけではない。

そこで 2020 年 4 月から実施される新しい経済政策パッケージという政策はこれらの問題を解決できるのかを研究し、さらに研究を進めることで高等教育費の無償化への手がかりがつかめるのではないかと考えた。

第3章 教育費と所得の実態

第1節 進学に要する費用の実態

国公立大学に通う場合、自宅外から通う時の授業料は約 67 万円、生活費は約 101 万円であるのに対し、自宅から通う時の授業料は約 67 万円ではほぼ等しいが、生活費は約 55 万円である。これは、自宅外から通う場合は自炊などをしなければならず、水道・電気・ガス代も自己負担になるからだと考えられる。

私立大学の場合、自宅外から通う時の授業料は国公立大学の場合と同様に、自宅から通う時とほぼ等しく約 120 万円、生活費は国公立大学に通う場合と同様になっている。

このことから、高等教育の教育費はもちろん、生活費を含めると就職していない学生にとっては厳しい金額であることが分かる。

		授業料(等)	生活費	合計
国公立大学	自宅外	675,286 (518,000)	1,013,043 (1,076,000)	1,688,329
	自宅	672,000 (513,600)	554,795 (370,300)	1,226,795
私立大学	自宅外	1,202,959 (1,206,700)	1,031,507 (1,040,500)	2,234,466
	自宅	1,180,956 (1,128,800)	576,450 (372,300)	1,757,406
短大・専各	自宅外	1,089,000	875,000	1,964,000
	自宅	1,052,852	486,885	1,539,737

進学に要する費用の実態(年額:円)

第2節 奨学金

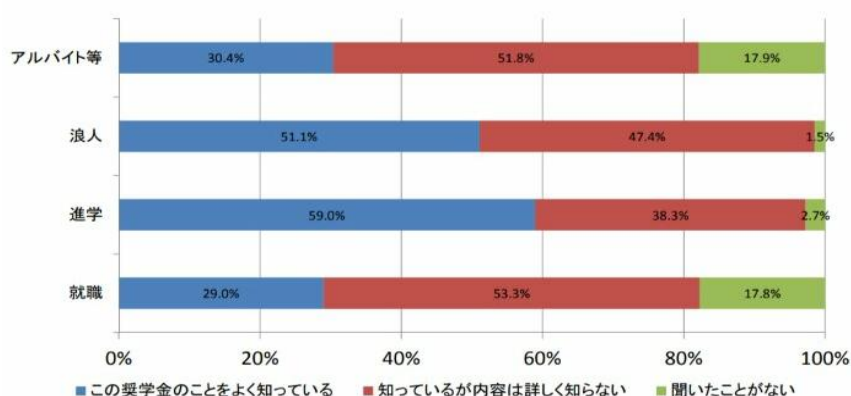
ここでは奨学金の種類の中で代表的な日本学生支援機構奨学金を例にあげる。

そもそも、この日本学生支援機構奨学金の認知度はどのくらいなのか。広島大学「大学進学と学費負担構造に関する研究」によると、内容を詳しく知らない人や聞いたことがない人が 50%近くいる。就職した人が最も多く約 70%の人がそれだ。

また、奨学金を申請しなかった人に対して、しなかった理由を調査した先の研究の結果によると、所得別に見たとき、最も奨学金を必要とするであろう 400 万年未満世帯の学生の 30%以上がよく知らなかったからと答えている。さらに将来、返済できるか不安という理由も 20%以上いる。

このことから、奨学金の認知度を上げ、将来返済する必要のない給付型奨学金が必要だということが分かる。

日本学生支援機構奨学金の認知度



第3節 所得と進路

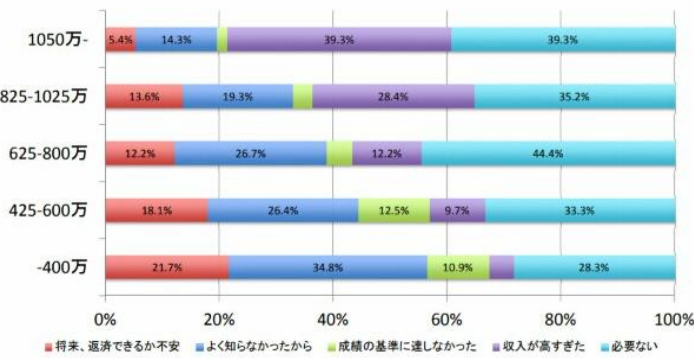
先に述べた同研究の資料によれば、所得の高い世帯の方が最も費用のかかる私立大学に自宅外から通っている場合と国公立大学に自宅外から通っている割合が高いことが分かる。

また、一橋大学「大学進学決定とか低所得に関する分析」からも所得の高い世帯の方が大学進学率が高いことが分かる。

所得の高い世帯の方が経済的に余裕があるため、こういった結果が得られていると考えられる。

また、理想の子供数より予定の子供数が少ない理由 1 位として、子育て、教育にお金がかかりすぎる事が上げられている。

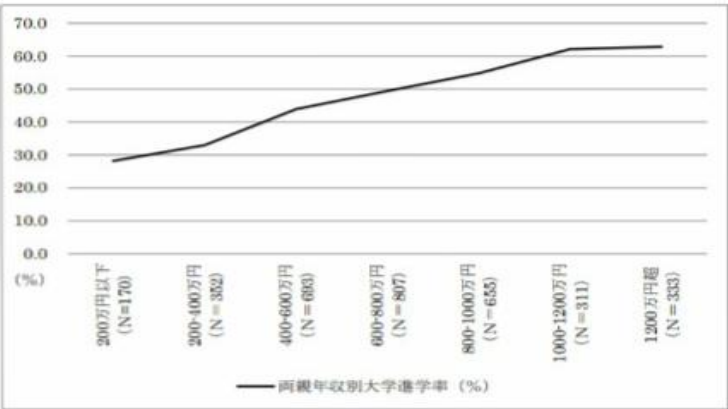
奨学金を申請しなかった理由



所得階層別の進路(%)

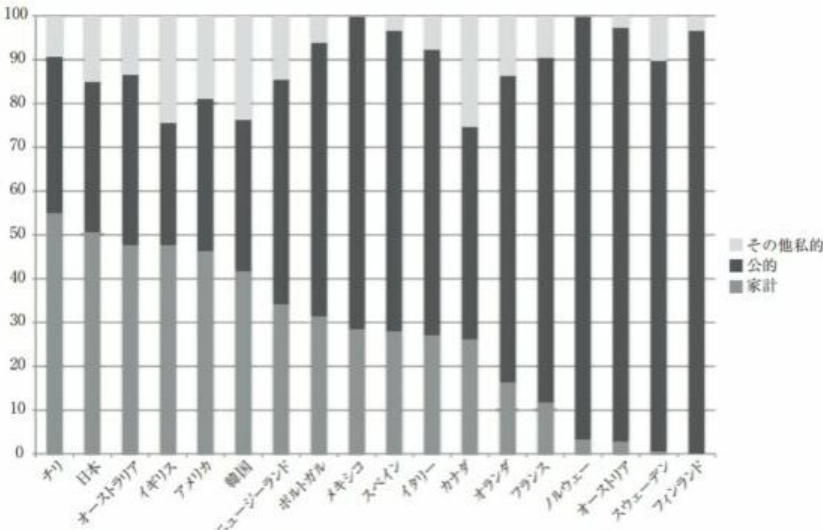
	～400	425-600	625-800	825-1025	1050～	計
私立・自宅外	5.5	6.4	11.3	10.1	8.2	8.4
国公立・自宅外	3.7	7.9	8.9	11.7	9.2	8.4
私立・自宅	14.7	23.2	28.2	34.6	34.8	27.3
国公立・自宅	3.7	5.4	8.0	6.1	11.4	7.0
浪人	7.4	10.3	9.4	17.9	20.1	13.0
専各・短大	22.1	19.2	16.9	7.8	8.7	15.0
就職・その他	42.9	27.6	17.4	11.7	7.6	21.0
合計	100	100	100	100	100	100
(N)	(163)	(203)	(213)	(179)	(184)	(942)

図 2 両親年収別の大学進学率



出所：東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター
「高校生の進路追跡調査第一次報告書」（2007）69 頁、図 3-2 より抜粋

図 2 高等教育費の負担割合



出所：OECD（2017）Education at a Glance 2017

第4節 世界との比較

「高等教育費負担の国際比較と日本の課題」によると、日本は世界でも高等教育費の負担割合のうち公的負担が低く、家庭負担が大きいことが分かる。以前、PISA の学力調査で高成績を収め注目を集めたフィンランドは最も公的負担の割合が大きく、政府がどれほど教育に税金を使っているかがわかる。

第4章 新しい経済政策パッケージ

第1節 基本的考え方と施行の内容

我が国の現状認識において、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学などへの進学率が低い、最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある、我が国の教育費は国際的に見ても家計負担の割合が高い、理想の子供数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎる事」があげられる。

そこで政府が打ち出したこの政策の施策の方向性は、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐことにある。しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、貧しい家庭に育っても、大学や専門学校などへ新垣できるチャンスを確保できるようにすることを目的としている。

具体的な内容に関して、低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現、授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者・支援額を大幅拡大することである。

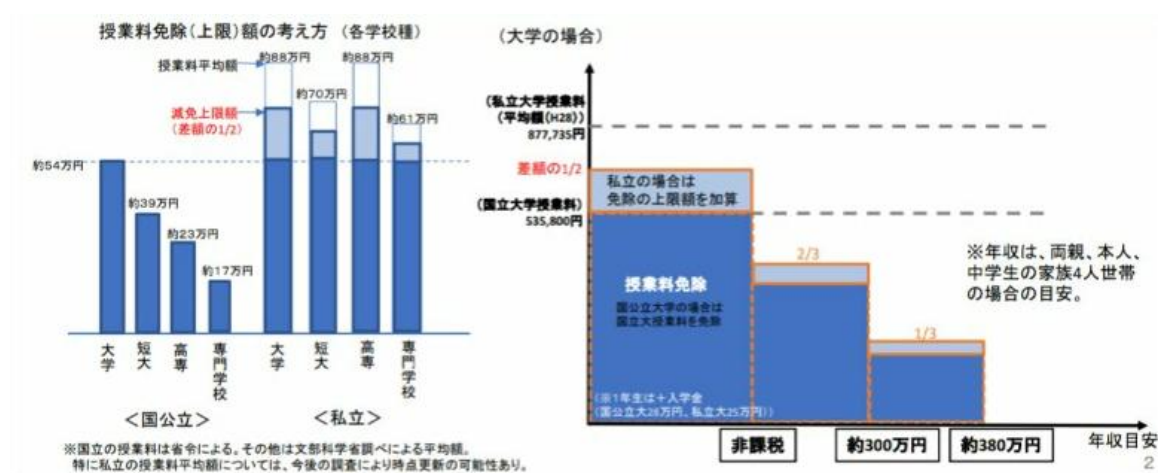
施行時期は2020年4月からで、前年10月に予定されている消費税10%への引き上げによる増収分の一部を財源とすることが予定されている。

第2節 授業料減免

対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校で、対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生である。ここで、住民税非課税世帯の年収は家庭構成などで異なるが約250万円以下である。

授業料免除額の考え方は国立、公立、私立大学でそれぞれ異なる。まず、国立大学では、授業料を省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで免除。公立大学では、国立大学の授業料を上限として対応され、私立大学では、国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応する。

入学金免除額については、国立大学では入学金(省令に規定されている各学校種の入学金標準額まで)を免除、公立大学では国立大学の入学金を上限として対応、私立大学では私立の入学金の平均額を上限として対応される。



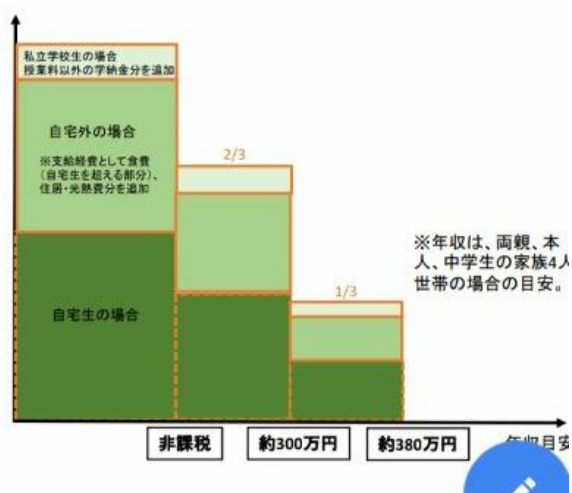
第3節 給付型奨学金

対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校で、対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生である。

給付型奨学金の給付額は住民税非課税世帯、300万円、380万円世帯によって異なる。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○ (私立学校生に限る)	
修学費 (教科書、参考図書等のために支出した経費)	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△ (自宅分を超える額)
住居・光熱費	—	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○

※具体の支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。



第4節 支援対象者の要件

支援対象者の要件は次のようになっている。

1. 支援措置の目的は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。学習意欲や進学後の学習状況を見極めた上で学生に対して支援を行うことで、社会的にも理解が得られるような仕組みとすることが必要。
2. 高校の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認。進学の意欲や目的等を確認・評価することが重要。
3. 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、それに満たない場合には支給しない。

第5章 政策の問題と解決策

第1節 問題、課題

新しい経済政策パッケージのよって授業料が減免されることは決まったが、それによって減免される額は先のデータより国立大学の場合54万円である。しかし、生活費のデータによると、生活費の額を補えていない上に、その額は当然ながら学費よりも大きい。よって、授業料減免や給付型奨学金だけでは住民税非課税世帯の学生は経済的に厳しいことは変わらないのではないかと考える。

また、住民税非課税世帯は住民税が非課税だけでなく、行政から様々な支援があるが、それ以外の例えば年収300万円未満や380万円未満の世帯は、住民税非課税世帯に比べると支援は少ない。つまり、この政策が施行されても住民税非課税世帯どころか低所得世帯の大学進学率は上がらないのではないかと私は考える。

第2節 解決策

先に述べた高等教育費の公的負担が大きいフィンランドでは、教育の原則として、全員が平等に教育を受けることが出来るという精神を大事にしている。日本でも中等教育までは義務教育なので、平等の教育が実現

されているが、高等教育では今まで述べてきたように、各家庭の所得によって大学進学率が大きく異なっており、とても平等の教育が行われるとはいえない。

フィンランドでこうした無償化が実現できているのは、やはり消費税の税率の高さが原因といえる。日本が現在 8%なのに対して、フィンランドは 24%である。他の国でも教育の無償化が進んでいる国ほど消費税が高い。

よって、我が国で高等教育の無償化を実現させるためにはフィンランドと同じように消費税を上げなければならない。しかし、2019 年 10 月に消費税が 10%に上がると聞くだけで税率が高いと思う人も多いのではないだろうか。しかし、フィンランドの人々は高い税金を 80%以上の人が納得して払っているというデータがある。これは、税金の使い道を市民の目の見えるようにしているからだ。フィンランドの人口は日本に比べてとても少ない。規模が小さいため、税金の使い道がわかり、ほとんど全員の人が納得して税金を払っている。一方、日本は人口が多く、税金の使い道を国民が詳しくわかるわけではない。だから、税金を高くすると批判が出たりする。日本でもフィンランドと同じように、税金の使い道を明確に国民が見られたら批判も少なくなるだろう。そのために、地方に税源移譲し、税金が使われる規模を小さくすることで、市民が税金の使い道を見ることができると考える。

第3節 今後の研究の方向性や課題

高等教育の無償化を実現するためには、消費税やその他の税率をあげることになるが、高等教育費を払うのとどちらが負担なのか、税率をあげることにに対して批判が出ないようにするにはどの程度が限度なのかについて今後研究していきたいと考えている。

参考文献

- ・小林 雅之「高等教育費負担の国際比較と日本の課題」
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2018/05/pdf/004-015.pdf> (2018.11.15 閲覧)
- ・ビジネス・シフト！日本が20年前にやらねばならなかった事。「フィンランドでは学費も給食も医療費もタダ。でも消費税は23%も…」
https://amiyazaki.net/BUSINESS_SHIFT/EducationalReform/consumption_tax_22.html (2018.12.23 閲覧)
- ・西川 龍一「「高等教育無償化の課題」（時論公論） | 時論公論 | 解説アーカイブス | NHK 解説委員室」
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/287891.html> (2018.12.23 閲覧)
- ・米山隆一「【特別寄稿】高等教育の無償化は「天下の愚策」である」
<https://ironna.jp/article/8040> (2018.12.23 閲覧)
- ・新美昌也「大学等高等教育無償化は、中間層の国立大学進学者にとって実は、改悪!? | その他 | ファイナンスフィールド」
<https://financial-field.com/living/2018/11/21/entry-29413> (2018.12.26 閲覧)

【15】 勉強をどうとらえるべきか

How should we face up to the study?

柚木 瞳子

Abstract: Improving academic ability is important for us to pass the entrance examination. And I think improving motivation to learn is the best way to improve academic ability. I read books, searched on the Internet and did a survey on teachers to know their opinion about studying. From these things, setting the goal and thinking that studying is a means to an end are the best ways to improve students' motivation and academic ability.

Keywords: Academic ability, Motivation to learn, Reason to study

1. 研究背景・研究動機

1999 年ごろに学力低下論争が展開され、「日本の子供たちの学力が非常に低下している」ということが学力低下論者によって主張された。この学力低下の原因は 1991 年に行われた学習指導要領改訂によって日本の教育が「ゆとり教育」に移行されたからであると指摘された。しかし、表①によると学歴低下の原因は「ゆとり教育」だけのものではない。(財)日本青少年研究所が東京・北京・ソウルの 3 都市の小学生を対象に行った国際調査によると、「勉強のできる子になりたいか」という質問に対して「そう思う」と答えた小学生は北京で 78.2%、ソウルで 78.1%。いずれも 7 割を超えたのに対して東京は 43.1%と半数以下。ともに受験戦争が過熱化している 3 カ国だが、中国、韓国に比べて日本の小学生は際だって学習意欲が低いことが分かり、この意欲の低下が学力低下の一つの要因であることが言える。

本研究では、学力低下問題の原因の一つである学習意欲に着目し、学習意欲を高めることで学力低下が抑制できると考え、学習意欲を高めるためについて研究した。また、学習意欲を高めるうえで最も重要である勉強をする理由・意義について研究した。

2. 研究方法

本研究では、主に 2 つのことを行った。

- 1, 学力低下問題、学習意欲、勉強する理由・意義について、これらに関する書籍またはホームページなどを読み、基礎知識を蓄えた。そのうえで導かれる仮説を詳しいデータを参考に検証した。
- 2, 千里高校の先生方を対象に「勉強に対する意識に関するアンケート」を実施し、その結果から勉強する理由・意義について考察した。

3. 学力と学習意欲

第 1 節 学力とは

第 1 章でも述べたとおり、1999 年ごろに学力低下論争が展開され、「日本の子供たちの学力が非常に低下している」ということが学力低下論者によって主張された。しかし、学力の中にも学んだ力としての学力と学ぶ力としての学力がある。これらは表②のようにそれぞれ測りやすい力と測りにくい力に分類される。「学んだ力としての学力」の中の測りやすい力は今まで重視されてきた学力で、近年低下している学力である。学力低下論者が言っていたのはこの学力のことである。一方「学ぶ力としての学力」と「学んだ力としての学力」の測りにくい力は今までずっと低かった学力で、1991 年の学習指導要領改訂で新しい学力観として現在重視されている学力である。学力とは、知識だけのことではなく学習意欲も学力の中に含まれる。

第 2 節 学習意欲とは

学習意欲とは、自らが進んで学習しようとする気持ちとそれを実行しようとする気持ちのことである。心理学では学習意欲は学習の動機づけとして扱われており、ここで言う学習動機とは、学習活動そのものに対する欲求や、自己実現の手段としての欲求などの認知的欲求・社会的欲求・人格的欲求のことである。また、学習意欲は欲求、興味、必要感、欲求水準、忍耐力、持続性、自発性、自主性から構成されている。つまり学習意欲とは「学習動機を選択し、それを実現しようとする心の働き」であり、「私達の勉強に対するやる気」であると言い換えることもできる。

第3節 学力と学習意欲の関係

わが国には学習適応性検査（AAI）と呼ばれる学習意欲・計画性、授業の受け方など、学習活動に関連の強い特性を測定する検査がある。平成 18 年に実施された AAI の結果（図①）見てみると、すべての下位検査において AAI の得点が高いほど学力検査の得点も高くなっている。しかし、神奈川県藤沢市の学習意識調査（図②）と家庭での学習時間（図③）を見ると、生徒たちの学習意欲は年々減少している。

現在、学力の低下とともに学習意欲の低下が問題視されており学習指導要領改訂においても、学習意欲の向上が強調されている。

4. 学習意欲高めるためには

第1節 学習意欲の差が出る原因

第1章第3節の図②からわかるように生徒の間で学習意欲に差が出ている。これらの原因は大きく分けて3つある。（勉強のやる気を出す方法）

1, 学習内容の理解力の差

学習内容がすぐに理解できる生徒は勉強することに努力や忍耐を伴わない。しかし、学習内容を理解に時間がかかる生徒は粘り強く考える姿勢が必要になってくるため、勉強に努力や忍耐が伴う。そのため勉強が苦行となり、学習意欲が高まりにくい。

2, テストの成績

学習内容の理解・定着力がある生徒は、努力に応じて良い成績をとることが出来るが、これらの力が弱い生徒は努力に見合った成績をとることが出来ず、勉強にも努力にも意義を見出しにくくなる。よって、学習意欲が低い状態にとどまりやすい。

3, 勉強することに価値や意義を見出しているかどうか

勉強することには意義があり、勉強には十分な価値があると思う気持ちが強ければ強いほど学習意欲が高まる。

第2節 学習意欲を高める方法

学習意欲を高める方法は興味、好奇心、競争に訴える方法、目的・目標を意識する方法、自己動機づけを高める方法などと様々ある。（学習意欲を高める 12 の方法, 辰野千壽）

第4章第1節で述べた学習意欲に差が出る原因と学習意欲を高める方法の例から、学習意欲を高めることの根本には「自身の中に勉強する理由・意義がはっきりとあること。そして、勉強が好きになれること。」が必要ではないかと私は考えた。

5. 勉強する理由・意義

第1節 アンケート調査

- このアンケート結果によって2点のことが分かった。

2つ目は、勉強したことは無駄ではないということである。アンケート4の結果より、全ての先生方が勉強したことは役に立つと答えていることが分かる。学校には、学習内容が本当に将来役に立つのか疑問を抱いている生徒が多くいるだろう。実際、数学の対数や化学反応式など日常生活においてどのように使われているのか説明できる者はそうそういないだろう。何のために学ぶのかが分からないので生徒たちの学習意欲はなかなか上がらない。しかし、アンケート結果により勉強することは将来的に無駄なことではないと分かった。勉強することは私たちにとって苦行かもしれないが、決して無駄骨ではないということだ。

第2節 人それぞれの勉強

「なぜ私たちは勉強するのか」という問いに対して多くの人は「将来に役に立つから」「志望する大学に合格したいから」と答えるだろう。この問いに対する答えは人それぞれであり、間違っている回答はないと思う。

しかし、国立教育研究所が行った「学習意欲に関する調査研究」の結果(表③)を見てみると、授業が理解できるとき、面白いときや将来の目標がはっきりと決まった時に勉強に対するやる気が出るのが分かる。逆に授業が理解できないとき、つまらないときや勉強しろと言われた時にはやる気は失われる。つまり、生徒たちにとって勉強は将来の役に立つという理由だけでは勉強に精を出すことはできない。

勉強する理由ということで将来の役に立つと挙げることは適当であると思うが、生徒たちの勉強する理由・意義として将来の役に立つと挙げることで必ずしも学習意欲を高めるとは限らない。

6. 結果・考察

本研究では、学力低下問題の原因である学習意欲に着目し、学習意欲を高めるために勉強する理由・意義をはっきり持つことについて論を進めてきた。

これまで述べてきたように、学力と学習意欲は大きく関係している。学習意欲を高めるためには自分自身が勉強する理由・意義をはっきりと持つことが効果的である。しかしながら、自分自身の勉強する理由・意義を見つけ出すことは簡単ではない。勉強が将来の役に立つことは実際大人になってからでないと実感することができない。大学に合格するために一生懸命勉強したとしても学部や分野によっては高校時代に身につけた知識が全く使用されないこともあるだろう。自分自身の勉強する理由・意義は大人になってから勉強から離れたところで身につけた知識が生かされたときにやっとわかるものではないかと私は考えた。高校生の私たちにとって勉強する意義を自分自身で見つけ出すことは難しいことであるかもしれない。しかし、私たちでも「何のために勉強するのか」ということは定めることができる。「志望大学に合格したい」や「成績を上げたい」などのようなことだ。「何のために勉強するか」というような勉強する理由を具体的に定め、勉強を勉強としてとらえるのではなく、その目的を達成するための1つの手段・道具として勉強をとらえる。これが高校生である私たちの学習意欲を高め、学力を向上する効果的な方法の1つでと考える。

今回私が提示した方法は1つの方法に過ぎない。また、学習意欲や学習内容の理解力・定着力は先に述べたよう個人差がある。そのため、学習意欲が高まったからと言って、全ての人においてすぐに学力が向上するとは限らない。学習意欲を高めるために勉強する理由を持つこと、勉強に対する意識を変えることが効果的であると述べたが、学力を向上させるためには根気強く、粘り強く勉強を続けていくことも必要である。

7. 今後について

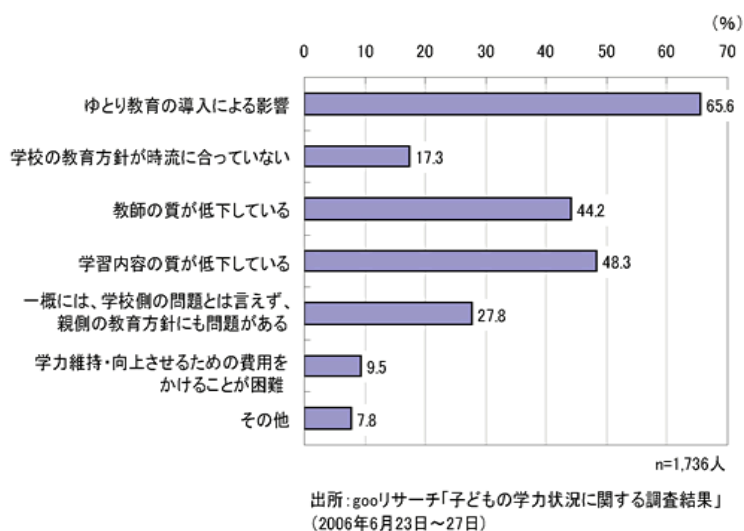
高校生の時期に勉強する理由・意義を得ることが難しいと考えたが、自分自身の勉強する理由・意義がはっきりとある人に意見や経験を聞くことでより早く勉強する理由・意義を見つけ出すことが可能であると私は考えている。そこで身近にいる先生方から意見をもらうことが良いのではないかと考えた。

また、単に学習内容を生徒に伝える授業をするのではなく、今伝えた学習内容が私たちの生活空間の中でどのように関わっているのかというような、身近にある具体例を用いて説明することで、勉強が私たちの身近にあることを感じられるようになると期待できる。

よって、今後は先生方が自身の経験を生徒に語る場を設け、授業の中で勉強と生活を結びつけることで、生徒が勉強する理由・意義を見つけ出しやすい環境・勉強に対する意識を変えていくための環境を整えることについて考えていこうと思う。

8. 参考資料

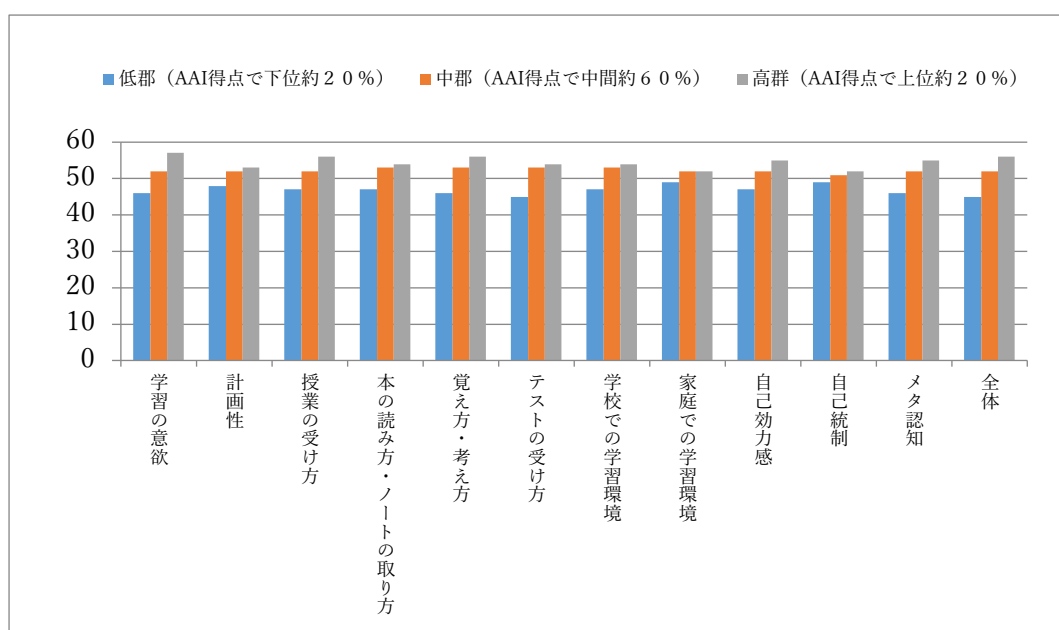
表① 子どもの学力低下要因



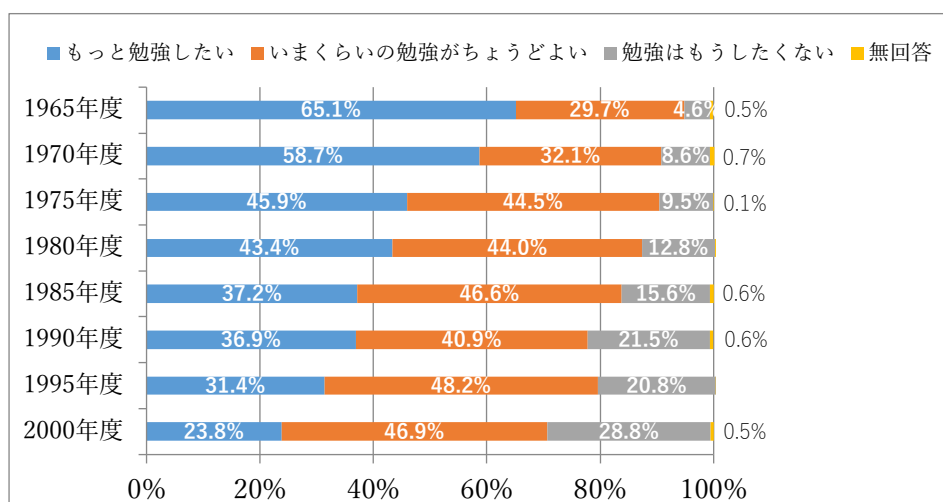
表② 学力とらえ方

	測りやすい力	測りにくい力
学んだ力	知識 (狭義の) 技能	読解力、論述力 討論力、批判的思考 問題解決力、追究力
学ぶ力		学習意欲、知的好奇心 学習計画力、学習方法 集中力、持続力 (教わる、教え合う、学び合うときの) コミュニケーション力

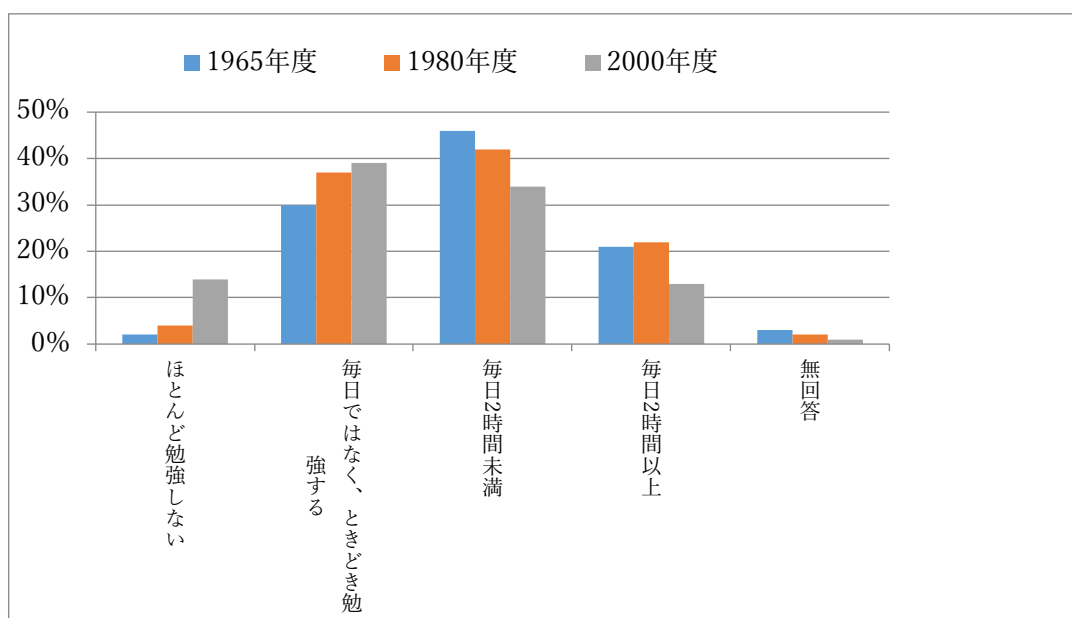
図① 学習要因別・AAI 特典の高低と学力偏差値の関係 (中3,5教科平均)



図② 「もっと勉強したいと思う」に対する中学3年生の回答の変化
(藤沢市で行われた学習意識調査から)



図③ 中学3年生の校外学習時間の変化(藤沢市学習意識調査の結果から抜粋)



表② 学習意欲に関する調査研究(高等学校)

～とてもやる気になる、やる気になる～	
1 授業がおもしろいとき	93.3%
2 授業がよく分かるとき	93.0%
3 将来つきたい職業に関心を持ったとき	89.7%
4 将来行きたい学校がはっきり決まったとき	88.9%
5 成績が上がったとき	86.8%
6 級や段、資格などを取ろうと思ったとき	86.8%
～やる気がなくなる～	
1 授業がつまらないとき	94.8%
2 授業がよく分からないとき	81.1%
3 母親に「勉強しなさい」といわれたとき	78.3%
4 父親に「勉強しなさい」といわれたとき	72.0%
5 家族の仲が悪かったりしていやなとき	70.2%

9. 参考文献・引用文献

- ・市川伸一（2005）『学ぶ意欲とスキルを育てる いま求められる学力向上策』小学館
- ・伊藤敏雄（2006）『誰も教えてくれない 教育のホントがよくわかる本』文芸社
- ・国立教育政策研究所「研究成果 0208_01 」https://www.nier.go.jp/seika/seika0208_01/seika0208_01.htm
〈2018/11/06 アクセス〉
- ・城東進学会「勉強のやる気と出す方法」
joto-juku.com/yaruki.html 〈2018/10/23 アクセス〉
- ・辰野千壽（2016）『科学的根拠で示す 学習意欲を高める 1 2 の方法』図書文化
- ・栃木県総合県民センター「今、学ぶ意欲をはぐくむことが求められています！」
<https://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/leaflet/...h21/manabuiyoku-h21.pdf> 〈2018/06/26 アクセス〉
- ・ベネッセ教育総合研究所「分析と考察」https://berd.benesse.jp/up_images/research/2016_oyako_web04.pdf
〈2018/08/08 アクセス〉

【16】 ケニアの初等教育の質を上げるにはどうすればよいのか。

TO IMPROVE THE QUALITY OF ELEMENTARY EDUCATION IN KENYA

池川 梨花 小林 美穂 佐野 友萌

Abstract: All children living in Kenya have the right to education, but most children cannot go to school because of many problems like the regional difference. We read some preceding studies and websites to solve this. We found that there are no human rights of children and they need to cooperate with local citizens. We hope that all children living in Kenya can study at school.

1. 研究の動機・背景

私たちは探求の授業で青年海外協力隊としてケニアで活躍されている樋口耕平さんとの交流からケニアの教育の現状について知った。そこでケニア政府が国際条約である「児童の権利に関する条約」に加盟し様々な政策を行っているのにも関わらず、良い教育とは言えないケニアの教育に疑問を持った。

2. 研究の目的・意義

ケニアだけではなく多くの発展途上国の良いとは言えない教育が原因で貧困問題、経済発展やジェンダーといった問題を引き起こし、その国の発展を妨げているといえる。よって、教育の基礎である初等教育を改善することは前述した問題の解決の第一歩になるのではないか。そこで本研究ではケニアの初等教育について注目し、教育の質の底上げを行うことを目的とする。

3. 研究の方法

- ・自分たちの目的、疑問にあった先行研究・文献を読む。
- ・自分たちの定義を決めるため学校内アンケートの実施。
- ・海外青年協力隊員である樋口さんへのインタビュー

4. 日本の教育

まず、比較的充実している日本の教育制度に注目した。

明治時代に学生が發布され、大正時代に臨時教員養成所が設立された。昭和になり、教育基本法、学習指導要領、教育免許法が改正され、平成では、全国学力、学習状況調査が行われるようになった。これらの制度のうち私たちは2つの制度が大変重要であると考えた。

①学習指導要領

この制度によりどの地域でも平等な教育が受けられるようになっている。

②教育基本法

この法律は、教育に関する権利、学問の自由を保証している

私たちは日本の教育に満足している。教科書は1人1冊あり、ほとんどの生徒が学校に通うことができている。授業内容も教科書だけでなく千里高校のようにタブレットを、様々な工夫により質の良い教育を受けることができている。

5. アンケート

私たちは初等教育の妨げとなっている 4 つの問題を解決し、質を上げ良い教育に近づけられる改善策を考えることにした。しかしそこで、良い教育とは何かという疑問が生じた。本来ならば、ケニアの人たちにアンケートを実施すべきであるが、それはあまりにも困難であったため、先程の制度により比較的良い教育を受けられている日本の生徒、その教育を行っている日本の教師である千里高校の生徒と教師に「良い教育とはどんな教育なのか」というアンケートを実施した。

私たちは生徒と教師に共通している考えであるとしたが、具体的ではないため、千里高校に在籍する 2 年生、勤務しておられる 2 年生の担任・副担任の先生方計 119 人にアンケートを実施した（2018 年 11 月）。なお、このアンケートは自由記述となっており、1 人につき何個でも書けるものとした。

表 1、表 2 それぞれ回答数の多かった上位 2 つを参考に考える。表 1 では①必要な知識を教える、②生徒と教師が互いに信頼している、とある。一方、表 2 では①必要な知識・豊かな教養をつけられる授業、②身につけたいこととレベル（内容）が生徒と教師で一致している、とある。“必要な知識を生徒に教えること”が最も回答数が多く、生徒と教師で一致している。

よって、良い教育とは「生徒と教師がお互いのことを理解し、生徒が必要な知識やマナーはもちろん、社会的な概念や権利を教師がきちんと教えることである」と定義する。

（表 1）千里高校の生徒が考える「良い教育」

千里高校 51 期 2 年一部生徒（延べ回答）			
将来必要な知識 （勉強、マナー等）を教える	25	体罰がない	3
生徒と教師が互いに信頼している	11	良い人格になる	3
自ら学び、眠くない	10	無償	3
積極性、考える力を養える	8	レベルがあっている	3
自由	8	自立できる	1
環境が整っている	8	教師の知識が十分である	1
平等	8	宗教に偏らない	1
個人を尊重	7	その他	10
生徒主体	5		
わかりやすい授業	5	合計	127
平和	5	実施生徒数	108

（表 2）千里高校の教師が考える「良い教育」

千里高校 51 期 2 年担任、副担任（延べ回答）	
必要な知識、豊かな教養をつけられる授業	5
身につけたいこととレベル（内容）が生徒と教師で一致している	3
学びたいことを学べる機会がある	2
個人を尊重する	2
将来いい大人になれる	2
生徒の意欲による	2
学習場を提供する	1
授業内容を忘れさせない授業	1
信頼関係がある	1

平等	1
授業にかかる費用を公費で賄う	1
思考力、表現力をつけられる授業	1
合計	22
実施教員数	11

6. 現状と課題

10. 6.①先行研究から明らかになったケニアの初等教育

まず、ケニアはじめ、多くの開発途上国が抱えている深刻な問題として、社会開発、経済発展、貧困、環境破壊、人口問題、ジェンダー、エイズといった様々な問題が挙げられること、またそれらの問題の解決の第一歩につながるのが、いわゆる基礎教育、初等教育の徹底普及が各国で謳われていることが明らかになった。今回の研究対象であるケニアも同じく、貧困からくる食糧不足と栄養危機が今深刻な現状にある。それらの問題を解決するためにもまずはケニアの初等教育の現状、および教育制度の実態に焦点を当てて研究を進めた。

まず、筆者らはケニアの初等教育の質が悪い大きな原因の一つとしてケニアの子どもの人権に関する法律や制度が不十分であることを予想した。しかしユニセフによると、1989 年の第 44 回国連総会において採択された児童の権利に関する条約（または子どもの権利条約）をケニアは 1990 年に批准しており、18 歳以下の子どもの基本的人権を保障し、子どもたちの権利の実現のための国内法の整備を国際的に宣言していることがわかった。このことにより、ケニアでの子どもたちの基本的人権が全く存在していないわけではないことが分かった。

次に私たちは具体的なケニアの教育制度について調べ、現行の制度についての問題点を探った。ケニアは教育制度改革が行われた。1985 年より初等教育 8 年、中等教育 4 年、高等教育 4 年の 8・4・4 年制という教育制度を採用しており、また初等教育は学校区を定めてないので全国のどの学校にも入学が可能であることが判明した。教育機関は公立と私立に分かれており、授業料の高い私立学校は裕福な家庭の子どもしか通うことができない。私立学校は優秀な教師と十分な設備が整っているのに対し、ほとんどの一般家庭の子どもの通う公立学校では不満足な教材と圧倒的な教員不足、それと関連して知識のない教師による教育が問題となっている。また、人口増加による就学児童数の増加による公立学校の不足も深刻である。しかし公立・私立の差よりも、初等教育における地域格差が大きな問題である。ケニアでは小学校の退学率が高い(小学校から中学校への進学率が 73.3%であり約 30%の生徒が中学校)。その理由として、主に経済的な理由が挙げられていることが分かった。ケニアの小学校教育は国連ミレニアム目標（MDGs）とケニア政府のコミットメントにより 2003 年から無償化、2010 年から義務教育化されているのだが、テスト作成や書類などの費用や施設費が多少なりともかかってしまうため、自費用が払えない家は学校に来なくなるという現状が存在している。また、退学率は田舎にいけば行くほど高いといわれており、東部や北部地域に比べてナイロビやモンバサなどといった都市部との地域格差がとて顕著である。ケニア政府は初等教育についての問題の改善策あるいは解決策を考えており、さまざまな改革案を実施している。しかしながら、ケニアの初等教育の現状はほとんど改善しておらず、加えて政府がシステムを改革したことにより新たな問題を生んでしまっているという結果になっていることが分かった。

11. 6.②ケニアに力強く残る文化的儀礼

私たちは研究を進めるうえで、ある興味深いケニアに根強く残る文化的儀礼があることを知った。澤村信英・内海成治編『ケニアの教育と開発 アフリカ教育研究のダイナミズム』(明石書店・2012)によると、その文化的儀礼の一部が十分な初等教育が受けられない原因として FGM や児童婚、強制婚などの文化的儀礼が存在していることが分かった。FGM とは女性性器切除(Female Genital Mutilation)のことである。ケニアではこれらの有害な文化的儀礼を慣習とし、生活をしている民族がマサイ族やソマリ族など全部で 7 つの民族がいるとされている。FGM を受けていない女性が産んだ子供は社会全体に不幸をもたらすと考えられており、女性の出産にまつわる汚れを払うための重要な慣習とされている。この FGM・児童婚・強制婚を行う時期は小学校の高学年ごろであることが多い。そのため小学校での就学を中断せざるを得られない状況や、妊娠をしてしまったことにより退学させられてしまう(ケニアの教育と開発 澤村信英・内海成治 2012 年)。マサイ民族の社会において女性は伝統的に父から未来の夫への贈呈品とされており理想的な妻になることができるように育てられる。学校へ行くことよりも結婚し妻になることを優先させられるため十分な教育を受けることができていない。そのような状況にある子どもたちが教育を受けられるように民族における有害な文化的儀礼をなくすための政策を政府は打ち出した。2001 年末の子ども法で初めて FGM を法律で禁止し、18 歳未満の子供に強要した場合には罰則を与えた。国家開発計画「ケニアビジョン 2030」では FGM を根絶することを求めている。ケニア共和国憲法は 2010 年に改正され、こどもの権利として有害な文化的儀礼や非人道的扱いから保護されることが定められている。更に NGO が FGM 啓発セミナーを実施するなど活発な FGM 廃絶運動により FGM が悪い慣習であると考え、FGM を回避した人、親が子供に受けさせなかった人が増えてきている。しかし昔から続いている伝統的な慣習に対する民族の人たちの考え方は簡単には変わるものではない。FGM 廃絶に向けての外部の活動に対して批判的な考えの人、特に男性が現在も多くいるためこの有害な文化的儀礼は今も行われている。

7. 4 つの主要な問題の改善策

①教師・教材不足 ②経済的理由の退学 ③地域格差 ④文化的儀礼

①教材・教師不足

・教科書不足

先進国の学校や本屋などで寄付ボックスを配置する。ケニアは昔、イギリスの植民地だったため英語が広く普及しており、公用語にもなっている。そのため、英語の教科書を多く集めることで教科書不足を改善することができる。この改善策は民間人の私達が積極的に取り組むことで実現することができる。

・教師不足

日本は多くの教育大学を設置することによって、教師の育成をし、教育の質を上げている。私たちは、日本を参考にしてケニアにも政府による教育大学を設置することを提案する。教育大学を卒業すれば 教師になれるようにする。そうすれば、教師は安定した職業になり、教師を目指す人も増えると考えられる。さらに、教育大学で教師になるための教育を受け、知識を身につけることで子どもたちもより良い質の教育を受けることができるようになる。しかしながら、この改善策には様々な問題がある。それは、教育大学の設置、運営のための多額の資金と教育大学の生徒に教える教師をどうするかということである。さらに教育大学の学費が高くなってしまうと大学に通える生徒が限られてしまい、通いにくくなってしまう。この改善策の実現には時間がかかるだろう。しかし、教師不足の問題に対して、他の国からのボランティアの教師に頼っているとケニアの人たちはいつまで経っても自立することができない。この悪循環サイクルから抜け出すためには、ケニア人教師を育成することが必要である。

②経済的理由

初等教育の完全無償化を目指す。2003 年に初等教育は無償化された。しかし、施設費や紙費用が払えず学校へ通えなくなってしまう生徒がいるのが現状である。完全に無償化するためにはユニセフへの募金により国の負担やケニアの人たちへの負担を減らすことが大切である。

③地域格差

私立と公立の多少の差が存在することは仕方がないと言えるが、ケニアの場合、差がありすぎることは事実である。よって公立の多い田舎ではやはり公立学校の教育の質を上げることが重要である。

ケニアは 1990 年半ば世界銀行からの支援を凍結された。それ以降ケニア政府による政策決定が容易な環境になったため、教育分野では教員数、教員給与の増加を打ち出したが、これによって教員のモラルが上がり、生徒の学習効率が上がったというはデータない。むしろ、もともと少ない教育財政を圧迫し教材やカリキュラムなどの開発といった生徒に直に関わるシステムへの予算配分はなく、教育の質は低下したままであった。私たちはこのことから政府レベルの改善策の提案として教育の予算配分の再検討をあげたい。もっと貧困や質の低い教育によって苦しむ大多数の国民の小さな声を拾い、政策化することが大切である。また、自分たちのような一個人で取り組める改善策としてケニアの問題、教育向上のために現地で活躍している団体である「Can do」「SMASSE」などを支援することが挙げられる。これらの団体は公立学校の問題である、教室不足や教員トレーニング、画期的な授業形態の提案により教育、学びの質の向上を実現しているため、我々が支援することが解決の一步につながると考える。

④文化的儀礼

私たちはより多くの人に文化的儀礼、特に FGM を知ってもらうことが問題を改善するための身近な第一歩になると考えた。FGM を受けることによって身体的、精神的苦痛が与えられる。その苦痛を私達が代わりに感じることはできない。しかし、世界中の多くの人が FGM という儀礼を知ってくれている、多くの人が改善のために何かをしてくれようとしているということがケニアの人たちに少しでも伝われば、自分たちだけがこの問題と戦っているのではない、みんなが支えてくれているのだと感じてもらうことができる。そして、その支えがあるということが民族の FGM に対する取り組みを促進させることができる。さらに、事実として現在ユニセフなどの国際団体が FGM を減らすための取り組みを行っており、徐々に FGM 実施数は減ってきている。世界の FGM 認知度が上がれば、そのユニセフの取り組みを支援する人が増え、FGM によって苦しめられている人をより多く減らすことができるはずである。しかし、FGM という文化的儀礼を完全に否定することは、民族の人たちの伝統的な考えを否定し、彼らと完全に対立してしまうかもしれない。FGM を行う民族の人たち意見も尊重しながら、より多くの人たちに FGM という文化的儀礼を私たちは具体的な改善案を 2 つ提示する。

・ポスター掲示

私たちはこの取り組みを実際に行った。2 月 6 日が「国際 FGM 根絶の日」ということを知っているだろうか。私たちはこの日のことをこの探求を通して知った。世界にこの日のことを知っている人は何人いるだろうか。私たちは、2 月 6 日こそが FGM を知ってもらうための最大のチャンスだと感じたため、2 月 6 日に学校にポスターを掲示した。

・カレンダー作成

2 月 6 日に「国際 FGM 根絶の日」と記載されているケニアについてのカレンダーを作りたい。カレンダーは人々にとって身近なものであり、毎日目にする人も多いと考えた。FGM だけではなく、様々な国際デー、

例えば 12 月 1 日の「世界エイズデー」、4 月 4 日「地雷に関する啓発および地雷除去支援のための国際デー」、6 月 12 日の「児童労働に反対する世界デー」や 6 月 12 日の「紛争における性的暴力根絶のための国際デー」なども記載する。このカレンダーを通して FGM はもちろん、その他の国際的に改善、解決していかなければならない問題を多くの人々に知ってもらいたい。しかし、カレンダー作成のためには企業の方々の協力が必要である。私達の力だけでは作れないため、私達のこのケニアに対する取り組みに賛成して下さる企業の方々がいるのならば、ぜひ協力していただきたい。カレンダーのどこかに企業の名前などを記載すれば企業の宣伝にもなる。さらに、そのカレンダーの売り上げをケニアの教育の質の向上のために、ユニセフに募金したい。このカレンダーをつくることができれば、世界中で起こっている問題や、ケニアの現状についてより多くの人が知ることになりケニアの教育向上に少しでも力になれると考える。

8. まとめ

私たちが提案した改善策には、実現するのに時間がかかるものもある。しかし、これらの改善策をすべて実現することができれば、ケニアの教育の質は上がり、必ず「良い教育」に近づくだろう。

12. 参考文献

- ・ユニセフ「ユニセフの主な活動分野、子供の保護」
<https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act04_03.html> (2018/9/30 アクセス)
- ・ユニセフ「世界の子供たち」
<<https://www.unicef.or.jp/news/2016/0169.html>> (2018/9/30 アクセス)
- ・林愛美「ケニアのマサイ社会における FGM に関する研究-ジェンダーの視点を中心に-」
<[https://ir.library.osaka-u.ac.jp/ouka>all](https://ir.library.osaka-u.ac.jp/ouka/all)> (2018/9/30 アクセス)
- ・澤村信英、倍賞佑里「ケニアにおいて有害な文化的慣習に抗する少女と学校の関わり」
<<https://home.hiroshima-u.ac.jp/cice/wp-content/uploads/2014/02/15-1-0.9.pdf>> (2018/10/3 アクセス)
- ・外務省「国・地域/ケニア共和国」
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/index.html>> (2018/10/3 アクセス)
- ・Wikipedia「ケニア」
<<https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B1%E3%83%8B%E3%82%A2>> (2018/10/9 アクセス)
- ・田中一絵、西谷純、垣本和宏「アフリカ諸国における女性性器切除についての Demographic and Health Survey(DHS)の比較」
<https://www.jstage.jst.go.jp/jaih/28/4/28_327/_pdf/-char/ja> (2018/10/27 アクセス)
- ・外務省「諸外国・地域の学校情報」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC71400.html> (2018/11/10 アクセス)
- ・文部科学省「教育基本法」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/06042712/003.htm> (2018/11/22 アクセス)
- ・JICA「各国における取り組み」
<<https://www.jica.go.jp/regions/>> (2018/12/1 アクセス)
- ・フリー・ザ・チルドレン・ジャパン「ケニアでの海外事業」
<<http://www.ftcj.com/international/where/kenya.html>> (2018/12/8 アクセス)
- ・沢村信英、内海成治編 (2012 年) 『ケニアの教育と開発—アフリカ教育のダイナミズム』明石書店

【17】 スリランカの教育と日本の教育の比較

市原 隆晃 木内 奎介

Abstract: We thought we should consider better education in Japan. We were interested in education and had chances to interact with Mr. Harada, one of Japan Overseas Cooperation Volunteers in Sri Lanka. We tried to find out good and bad points of education in both Sri Lanka and Japan by researching the differences such as education systems, subjects and exams. As a result of this study, we would suggest the better way for both Sri Lanka and Japan. We realized considering about not only Japan but also other countries is important. I hope Japanese current education to become better.

1. 研究の動機・背景

探求の授業で青年海外協力隊の隊員である原田陽輔さんとブログで交流する機会があった。原田さんは2018年現在京都教育大学で数学の教員免許を取得後、青年海外協力隊（2017年度一次隊）の数学教育隊員としてスリランカに派遣されている。私たちは原田さんと交流しているなかでスリランカの教育について興味を持ち日本の教育と比較することにした。

2. 研究の目的・意義

スリランカの教育と日本の教育を比較することで違いがあることがわかる。それらを相互に補完をしたり組み合わせる新しいかつ最適な教育を生み出したりして、これからの日本の教育について考える。

3. 研究の方法

教育に関する歴史やスリランカの地理などをインターネットで調べることによってスリランカの教育の起源などを調べた。先行研究を調べたり論文を読んだり青年海外協力隊の原田さんとブログでの交流を通して現地の情報などを聞き疑問に思ったことなどを質問したりして現地からの声を聞いた。

本題の教育の比較では、教育の現状と教育制度、各教育段階、大学入試制度について考えた。

4. 結果・考察

第一節 結果：スリランカについて

第一項 スリランカの一般事情

まずは、日本と比較する対象となる国のスリランカについて説明する。

- ・首都 スリジャヤワルダナプラコッテ（南アジア）
- ・面積 約6万5000平方キロメートル
- ・人口 約2120万人(2016年)
- ・言語 公用語：シンハラ語、タミール語/連結語：英語
- ・通貨 ルピー（1ルピーは約0.6円）
- ・宗教 仏教徒（70.1%）、ヒンドゥー教徒（12.6%）、イスラム教徒（9.7%）、キリスト教徒（7.6%）（一部地域を除く値）

正式な国名は「スリランカ民主社会主義共和国」。1948年2月4日、イギリスから自治領の「セイロン」として独立し、1972年にスリランカ共和国に改称。その後1978年から現在の国名になった。スリランカは日本と同じく島国で、主たる島はセイロン島である。

第二項 スリランカの教育の歴史

ここでは、スリランカの教育が現在に至るまでの歴史を考える。

初期時代：紀元前 314 年から

スリランカはアジアの発展途上国の中で最も基礎教育が発達している国だといえる。紀元前 314 年は仏教がスリランカに導入された年だとされており、当時のデーワナーナム・ピヤティッサ王はその後スリランカで最初の教育施設を設立させたと言われている。この教育の対象は一般人ではなく僧侶で、その内容は言語及び仏教教育であった。その後のマハセナ王時代には、大きな変化が起きた。言語及び仏教教育の他に、外国の歴史、文学、韻文、医学、星占い、建築などの分野における教育を行った。スリランカでは、仏教が各地に広がっていくとともに寺院が建設され、それぞれの寺院で学校が設立された。後にそれぞれの寺院内学校が、仏教に限らず多数の科目を対象とした「初等教育」や「中等教育」、そして「高等教育」を担うことになった。より広範囲の高等教育、技術専門教育に関する学校設立は 1000 から 1200 年代にかけてさかんに行われた。教育内容としては、新たに金属細工・建築などの技術関係の教科や芸術関係の教科、さらに文学などが導入された。

ヨーロッパ支配の時代：1505 年から

スリランカは 1505 年からの 153 年間、ポルトガルの支配下に置かれた。キリスト・カトリック教を普及させるためだ。教育内容は、カトリック教、言語、数学であり、仏教教育はなくなっていた。その後 1658 年から 1796 年にかけては、ポルトガルに代わりオランダからの支配を受けることになり、男子は初等教育終了後中等教育を受けられたが、女子は初等教育しか受けられなかった。このようにオランダの植民地時代は教育において男女差別も見受けられるようになった。その後 1796 年から 1948 年にかけては、スリランカはイギリスの植民地となった。この時代も主としてキリスト教を普及されるものであったとされている。しかし、1831 年に教育内容はそれまでと改められた。主な内容は下記の通りである。

- ・ 宗教心を問わず、すべての子どもたちを学校に受け入れる。
- ・ 国立学校を改革する。
- ・ 自国語のための学校を設立する。
- ・ 書籍の提供をしたり外国語の書籍をスリランカ国語へ翻訳をしたりする。
- ・ 教員訓練校を設立して学校監視制度を導入する。

この結果、初等教育に関わる学校制度が確立され、バイリンガル(2 か国語)教育のための学校や母国語のみによる教育のための学校、女子学生専用の学校が各地に設けられた。中等教育に関しても、「拠点校」が新たに設立された。

無料教育制度の導入：1931 年から

初代教育大臣は幼稚園から大学までの学校教育を無料で行うべきだという考えや、学校教育において使用する言語は基本的に国語であるべきだという考えを確立させた。「社会的地位などは関係なく、全ての人々が平等に教育を受けられるようにする」という方針は国民から非常に高く評価された。この結果として、今日のスリランカは 90 パーセント以上の高い識字率を達成している。

第二節 結果：現状と教育比較

現状と教育制度の比較

ここでは、比較する対象としてスリランカ・日本それぞれの、教育に関するデータの現状と教育制度について考える。

○識字率・就学率の現状

下記の表は、スリランカと日本の識字率・就学率の現状を示した表である。

内容	スリランカ	日本
成人識字率	90.7%	99.0%
初等教育（就学率）	97.5%	98.8%
中等教育（就学率）	97.7%	101.4%
高等教育（就学率）	5.1%	51.0%

統計データ | 世界こども白書 2017 より

<https://www.unicef.or.jp/sowc/data.html>, (閲覧日: 2019 年 2 月 5 日)

この表から、初等教育と中等教育の就学率はスリランカと日本でほとんど変わらない。それに対して高等教育の就学率は、両国で全く異なる。スリランカはなんと 5% である。これはスリランカにある大学がわずか 15 校しかないからである。

スリランカには国立大学が 15 校しかない。有名なのは、コロombo大学、ペラデニヤ大学、ルフナ大学、ケラニヤ大学、スリジャヤワルダナプラ大学、モラトゥワ大学、など。それに対して、日本にある大学は 778 校なので、スリランカの大学数は極端に少ないと言える。

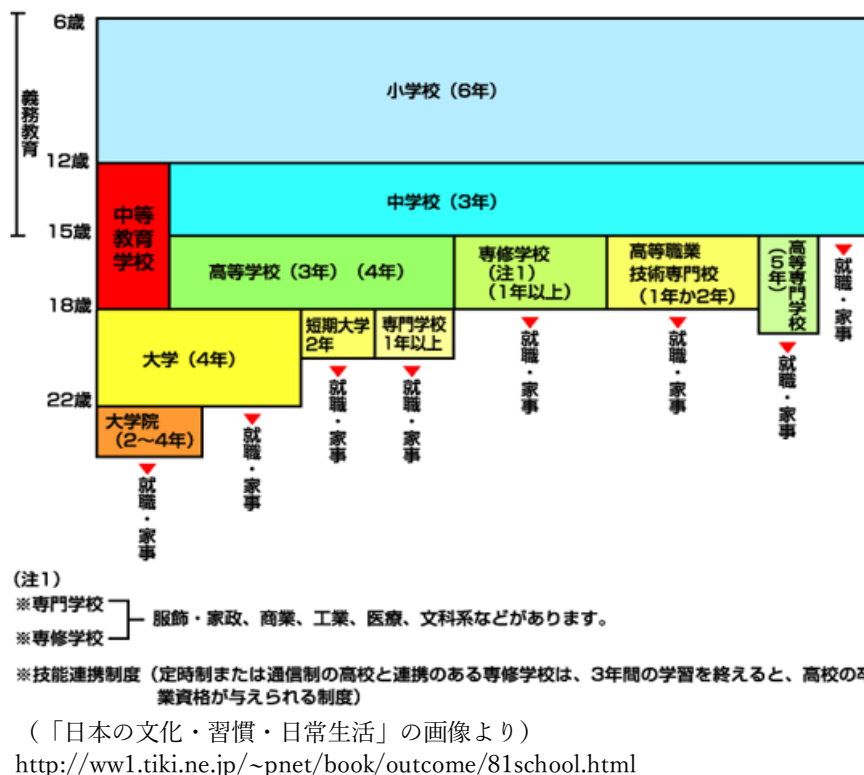
○教育制度

スリランカ



スリランカの教育制度は5-4-2-2制。初等教育（日本でいう小学校）は5年。前期中等教育（日本でいう中学校）4年、後期中等教育（日本でいう高等学校の前期）2年。高等学校（日本でいう高等学校の後期）2年。高等教育（日本でいう大学）3～5年。初等教育と前期中等教育が義務教育期間。

日本



日本の教育制度は 6-3-3 制。小学校 6 年、中学校 3 年、高等学校 3 年、大学 4 年。小学校と中学校が義務教育期間。

2 国間の教育制度を比較してまとめると、次の表のようになる。

スリランカ	日本	違い・補足
小学校(5年)	小学校(6年)	スリランカより日本の方が1年多い。
中学校(4年)	中学校(3年)	日本よりスリランカの方が1年多い。ここまでが義務教育期間。
高等学校前期(2年) 高等学校後期(2年)	高等学校(3年)	日本よりスリランカの方が1年多く、スリランカでは前期と後期に分けている。
大学(3~5年)	大学(2年または4年)	日本よりスリランカの方が、最小でも最大でも1年多い。

第二項 教科の比較

次は、比較する対象として、スリランカ・日本それぞれの学校で学ばれる「教科」を考える。

①初等教育

○教科

	教科	
	スリランカ	日本
①	算数	算数
②	国語 ※1	国語
③	自然学 ※2	理科
④	図工	図工
⑤	体育	体育
⑥	宗教学 ※3	
⑦	英語 ※4	外国語活動
⑧		社会
⑨		生活
⑩		音楽
⑪		家庭
⑫		道徳
⑬		総合的な学習の時間
⑭		特別活動

○共通教科

・①～⑤、⑦

○教科の違い

・スリランカ→⑥

・日本→⑧～⑭

補足

※1：公用語のシンハラ語

※2：日本でいう理科のようなもの。

※3：宗教学とは、宗教について勉強をする教科である。スリランカは、国民のおよそ70%が仏教徒で、お寺やお坊さん、仏教に関係する儀式がとても大切にされている。仏教について勉強をする。もしその学校に全体の25%（4分の1）以上がキリスト教の子供であれば、キリスト教についても勉強するそうだ。

※4：英語は3年生から。

②中等教育

○教科

	教科	
	スリランカ	日本
①	数学	数学
②	国語 ※1	国語
③	自然学 ※3	理科
④	美術 ※2	美術
⑤	保健体育	保健体育
⑥	宗教学	
⑦	英語 ※1、4	外国語
⑧	自然学 ※3	社会
⑨		生活
⑩	西洋音楽 ※4	音楽
⑪	技術 ※2	技術
⑫		家庭
⑬		道徳
⑭	総合学習	総合的な学習の時間
⑮		特別活動
⑯	タミール語 ※5	
⑰	科学技術	

共通教科

①～⑤、⑦、⑧、⑬

○教科の違い○

・スリランカ→⑥、⑯、⑰

・日本→⑨、⑫、⑬、⑮

補足

※1：スリランカは多民族多宗教国家であるため、どちらか得意な言語で授業を受けることができる。

※2：9年生から、美術、技術のどちらか1教科選択する。

※3：自然学が理科と社会に分かれる。

※4：英語（筆記）と西洋音楽のどちらか1教科選択する。

※5：6年生からは、さらにタミール語が入る。

③高等教育

○教科

	教科	
	スリランカ	日本
①	数学	数学
②	国語	国語
③	科学	理科
④	美術	美術 ※1
⑤	保健体育※4	保健体育
⑥	宗教学	
⑦	英語	外国語
⑧	社会 ※2	社会 ※3
⑨		生活
⑩		音楽 ※1
⑪		書道 ※1
⑫	技術 (科学技術)	
⑬		家庭
⑭		情報
⑮	総合学習	総合的な学習の時間
⑯		特別活動
⑰	第二言語 (シンハラ語・タミール語) ※4	
⑱	歴史学 ※4	
⑲	地理学 ※4	
⑳	文学 (英語・シンハラ語・タミール語) ※4	
㉑	近代・古典言語 ※4	

○共通教科

①～⑤、⑦、⑧、⑮

○教科の違い

・スリランカ→⑥、⑫、⑰～㉑

・日本→⑨～⑪、⑬、⑭、⑯

補足

※1：3教科合わせて芸術と呼ぶ。この中から1教科選択する。

※2：「社会」と「歴史」に分かれる。

※3：「地理」「歴史」「公民」に分かれる。

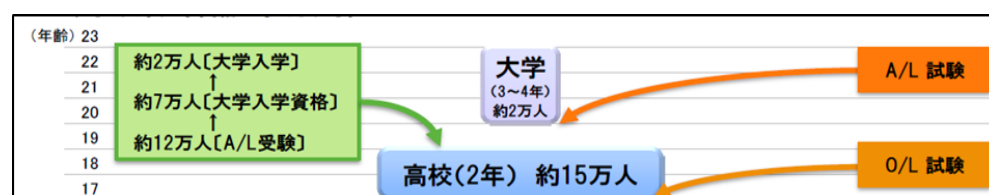
※4：これらの教科の中から3教科を選択する。

第三項 大学入試制度

ここでは、大学入試制度について考えていく。

①両国の大学入試制度について

～スリランカ～



(スリランカ-ジェトロ 教育事情 2015年3月 スリランカ BOP 層実態調査レポートより)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/bop/precedents/pdf/lifestyle_education_201503_lk_rev.pdf

上の図のように、13年生（スリランカでの高校2年生）、つまり大学入試を受ける学年の8月に大学入学試験に相当する一般教育資格エーレベル試験（G.C.E.A/L 試験）があり、合格すると大学入学資格が与えられる。大学入学試験を受験する人数は約12万人で合格して大学入学資格を与えられるのが約7万人である。しかし、大学数が少ないことなどが原因で実際に大学に入学できるのは約2万人しかいない。合格した場合は

試験の結果により大学や学科が割り振られる。一般教育資格エーレベル試験は生涯 3 回まで（もしくは 25 歳まで）受験が認められるが、それに失敗するとスリランカ国内で大学に進む道が絶たれてしまう。

～日本～

（１）一般入試

基本的には国語・数学・英語などの主要科目の筆記試験またはマーク試験である。

（２）推薦入試

主に高校の評定などの書類審査や面接、小論文によって、受験生を総合的に評価する選抜方法になる。入試には、大きく分けて指定校推薦と公募推薦がある。どちらも高校からの推薦状がないと受験資格は得られない。指校推薦は私大で行われており、自分の高校が指定校になっていると受験できる推薦制度である。逆に、自分の高校がその大学の指定校になっていなければ受験はできない。

（３）AO 入試

AO とはアドミッションズ・オフィスの略称で、出願者の人物像を学校側の求める学生像と照らし合わせて合否を決める入試方法である。つまり、「大学が求めている学生」が選抜されるのが AO 入試である。推薦入試とは違い、高校からの推薦状は必要ない。

（４）センター試験

国公立大学では、独立行政法人大学入試センターが作成する試験問題を解く、「センター試験」という一次試験を受験する。国公立大を志願する受験生“全員”が、1 月に同じ試験問題を解く。センター試験は国公立大受験者には必須の試験です。出願は 9 月の下旬から 10 月の上旬に行われる。センター試験の自己採点による得点率で、最終的に二次試験を受ける大学を決めることになります。センターの翌日に自己採点をして得点率を出し、そのパーセンテージを志望校のボーダーラインと照らし合わせて受験するかを判断する。また、推薦入試と AO 入試も実施されている。

○国立大学の受験方法

一般入試の受験方法だが、基本的には各大学に、センター試験後から 2 月の上旬に出願する。国立大学は二次試験の日程が統一されているので、1 つの大学しか受験することができない。前期日程では 2～3 科目の筆記試験が一般的である。文系では「英語、国語のほか数学・地歴公民から 1 科目」理系では「英語、数学、理科から 1 科目」というケースがほとんどである。後期日程は科目数を減らした試験や、小論文、面接、総合問題などが多くなっている。国公立大学では、毎年 2 月 25 日 26 日に「二次試験」と言われる各大学別の個別学力検査による選抜試験が行われる。

○公立大学の受験方法

国公立大の一般入試は、原則として前期日程と後期日程の 2 つに分けて行われているが、公立大の中には、「公立大学中期日程」や「別日程」と言った独自日程で入試を実施する大学もある。そのため、前期・後期日程と併願して受験することができる。そのため、国公立大学は“最大で 3 回の受験チャンス”があることになる。

○私立大学の受験方法

・一般入試

私大の一般入試は 1 月下旬から 2 月中旬に行われ、試験日が重ならない限り何校でも併願が可能。私大の一般入試は、3 教科が基本だ。文系では「英語、国語のほか地歴・公民や数学から 1 科目選択」理系では「英語、数学、理科から 1 科目選択」が一般的だ。

- ・センター利用

センターの受験科目を利用して複数の大学（同大学の複数学部学科も受験可能）を受けられるため、受験生にとっては非常に便利な受験方法だ。

- ・推薦入試

推薦入試には、「指定校推薦」と「公募制推薦」がある。

指定校推薦は、まず、高校内での選抜によって推薦状を得る権利を獲得しなければならない。高校での成績や日々の学習、部活動、生活態度などの総合評価によって、高校の先生方が「高校の代表として」推薦する生徒を選抜する。そして、指定校推薦の権利を得ることができると、大学では小論文と面接のみで判定を受けることになる。指定校推薦の特徴は、受験する資格を得ている時点で“ほぼ 100%合格できる”ところだ。

公募制推薦は、国公立大学の推薦形式とほぼ同じ。国公立大と違うのは、私大ではセンター試験を課されない点だ。

また、私立大学の指定校推薦は専願である。そのほかの公募制一般推薦・特別推薦入試は、一部の私大で併願が可能な場合もある。推薦入試が不合格だった場合に、同じ大学・学部の一般入試を受験することは可能。

- ・AO 入試

本来であれば、学力テストを基に可否を判断するのが大学入試だが、AO 入試制度では、「面接」+「論文」などを基に可否の判断材料としている。

- ・一般入試の流れ

高校 3 年生の 9 月～10 月にセンター試験出願、12 月～1 月に私大出願、1 月中旬にセンター試験受験、1 月～2 月上旬に国公立出願、2 月上旬～中旬に私大受験、2 月 25、26 日に国公立受験。

②大学入試制度の比較

- ・①を見ても分かるように、大学入試の種類の差が全く異なる。スリランカの大学入学試験の種類はわずかに一種類だが、日本は多数ある。

- ・スリランカでは国内の大学入学試験を生涯で 3 回、もしくは 25 歳までしか受験できないが、日本では何度でも、何歳でも受験することができる。

- ・新年度が始まる時期は両国で異なるが、大学入試を受験するタイミングが異なる。

第三節 考察（まとめ）

今回の探求で、スリランカの教育について徹底的に調べてみると、日本の教育との違いが想像以上にあることが分かった。

特に興味を持ったことが 2 点ある。

1、スリランカで高等教育までずっと学ばれていた教科：「宗教学」

日本にはない、珍しいこの教科。日本も宗教を信仰している人が多いので、もし宗教学が日本の教育に導入されると、自分と異なった宗教の理解を深めることができそうだ。

2、大学入試の種類の差

日本の大学入試の種類が多いイメージはあったが、スリランカの大学入試が 1 種類しかないことは驚きである。こう考えてみると、日本の大学を受験するチャンスはたくさんあるので、利点は大いにあるといえる。

私たち日本人のほとんどが日本の教育を受けているが、その中にはそれを批判したり不満を言ったりする人がいる。私たちもそのような考えを持っていた。しかし、他国の教育と比べてみることで日本の教育の方が良い点はたくさんあることがわかる。そのことを考えると今私たちが受けている日本の教育が悪いとは思っていないのではないだろうか。よって、これからは日本の教育の捉え方を変えてよい方向に捉えるべきだと考える。

参考文献

- ・ 外務省. 世界の学校を見てみよう！スリランカ民主社会主義共和国
https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/srilanka_2014.html, (閲覧日：2018 年 11 月 6 日)
- ・ 外務省 (2018) スリランカ民主社会主義共和国
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/index.html>, (閲覧日：2019 年 1 月)
- ・ 池上彰 (2014) . 『池上彰の「日本の教育」がよくわかる本 』.PHP 研究所, 349p.
- ・ 荒川哲郎 (1997) .スリランカの教育の現状と課題.三重大学教育学部研究紀要.教育科学.pp115-122
- ・ クマーラ アーナンダ (2007) .スリランカの教育制度の歴史と現状及びその問題について. 鈴鹿国際大学紀要 Campana.pp1-19
- ・ 山田純(1997).共同研究：英語教育の国際比較.インド・スリランカの英語教育. 中国地区英語教育学会研究紀要 No7.pp49-53

【18】 日本の小学校教育に英語はいらない？

Is it necessary for elementary schools to provide English education?

田中 楓

Abstract: I thought English class during elementary school is not necessary because I wondered that English class is made obligatory in spite of the fact that the number of Japan is decreasing. The problems of it is taking too much time and too difficult for us. Also, I compared to Korean English education and Japanese one and find difference from them. Therefore, doing English class at elementary school is necessary for students, but I think it is not necessary to make it compulsory.

Keywords: English education/elementary school/Korean education

第6章 テーマ設定の動機・目的

私は、日本の小学校教育に英語は必要か？というテーマで考える。近年、日本の学力が低下しているといわれている中で、小学校から積極的に英語の授業を取り入れている日本の義務教育の方針に疑問を抱いた。それは、ほかの基礎知識がきちんと身につけていないうちに英語の知識を入れても両方が中途半端になってしまっているのではないか、国語や算数などの主要科目を増やすほうが優先なのではないか、という疑問である。

朝日、日本経済の各新聞の調査によると日本の子供の学力低下は著しい。{表 1}

東京理科大学の澤田利夫教授は、学力水準が平均的な 11 都道府県の小学生から小学 6 年生を 1000 人選び、1982 年、1994 年に文部科学省が行った全国規模の学力調査と同じ問題を解かせて比較した。{表 1} を見てわかるように、82 年には 80.8%の子供が解けていた問題が、00 年には 61.7%に減っている。このように、日本の子供の学力低下は顕著に表れている。もしも小学校からの英語教育がこのような結果を生んでいるとしたら、これは由々しき問題であり、一刻も早く改善すべきだと私は思うのである。

そこで私は、小学校の英語教育は日本人にとって本当に意味があるのか、また本当に必要なのかを、齋藤孝 + 齊藤兆史 (2004) 『日本語力と英語力』中公新書ラクレ、反例として、森貞孝 (2014) 『小学校英語が日本を変える 英語ショック』幻冬舎 を主に取り上げて考えていこうと思う。

第7章 日本の義務教育の実態

第一節 文部科学省が設定しているこれからの英語教育の方針

ここでは、文部科学省が設定している教育方針をみていく。

文部科学省は、「今後の英語教育の改善・充実方策について報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」の中で、次のように述べている。

英語教育改革の背景

①グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要である。アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべき。今後の英語教育改革においては、その基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成は重要な課題。

②我が国の英語教育では、現行の学習指導要領を受けた進展もみられるが、特にコミュニケーション能力の育成について改善を加速すべき課題も多い。東京オリンピック・パラリンピックを迎える 2020 (平成 32) 年を見据え、小・中・高等学校を通じた新たな英語教育改革を順次実施できるよう検討を進める。

並行して、これに向けた準備期間の取り組みや、先取りした改革を進める。

第二節 日本の英語教育の具体的な改革について

第一節に続いてここでも、文部科学省が提言している小学校での具体的な授業内容について見ていく。文部科学省は次のように述べている。

小学校中学年からは外国語に触れていく活動、およびコミュニケーション能力の基礎を学び、小学校高学年では身近な基本的な表現を「聞く」、「話す」＋「読む」、「書く」の四つの視点から学ぶ。

また、授業日数に関しては、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の中で、小学校中学年では活動型の授業を1～2コマ程度、高学年では教科型を週3コマ程度が理想であるとしている。小学校では、初歩的な英語の運用能力を養う、英語指導力を備えた学級担任に加えて専科教員の積極的活用を目標に掲げている。

第8章 小学校の英語教育の問題点

文部科学省が公表している小学校の学習指導要領によると、今まで高学年から週一回行われてきた外国語活動は本格的な「英語」の授業に変わり、授業時間は年間70時間と、大幅に授業日数を増やしていく傾向にあることがわかる。教育学者の齊藤孝（2004）は、『日本語力と英語力』の中で、小学校では、母国語である日本語をしっかりと教えるべきだと述べている。また、英語の授業の増加は他の教科に影響を与え、学力低下につながるとも述べている。また、ベネッセ教育総合研究所の「第一回小学校英語に関する基本調査」の英語教育に対する賛否（教員調査）{表2}では、小学校で英語教育を行うことについて半数以上の教員が賛成しているのに対し、小学校で英語教育を必修にすることについては半数以上が反対していることがわかる。やはり、小学校から本格的に英語教育を始めることに問題があると思っている人が多くいることがわかった。具体的にその問題として何があげられるのか。同調査の「小学校での英語教育や、貴校での英語教育の取り組みについて、ご意見があればご記入ください」{表3}という自由記述の欄では、「英語より日本語などを優先すべき」、「体制を確立してほしい」、「小学校では音声中心に、慣れ親しむことを目標に行うべき」、「教える人材が不足している・担当教員の負担が大きすぎる」などの声が多くある。このアンケート調査から、小学校での英語教育の問題点として、英語に時間を割きすぎていること、体制がしっかりと確立されていないこと、教員への負担が大きすぎることの3つが主に挙げられると私は考える。

第9章 韓国との比較

第一節 韓国の英語力

ここからは、韓国と日本の英語教育を比較していく。比較対象に韓国を選んだ理由は二つある。一つ目は、韓国語と日本語は言語的に共通点が多いことである。両者とも語順は主語＋述語＋目的語の順であり、韓国語は日本人が一番習得しやすい言語であるとも言われている。そのため、英語を学ぶ際のハンデは同じ程度なのではないかと私は考えた。

二つ目は、韓国の英語レベルの水準が世界的に見ても高いことだ。イー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社による国別英語能力ランキング「EF EPI」によると、日本が88カ国中49位なのに対し韓国は、31位である。アジアのみのランキングを見ても、日本は10位、韓国は5位である。また、2017年のTOEICのリスニング・リーディングのスコアを見てみると、日本の517点に対し、韓国は676点とここにも大きな差があることがわかる。隣国である韓国となぜこんなにも差が出てしまうのか、その理由を考えていく

第二節 韓国の小学校での英語教育

韓国の小学校での英語教育と日本の英語教育を比較していく。

文科省が公表している、「韓国における小学校英語教育の現状と課題」の教育目標・指導方法によると、韓国では小学校 3,4 年生の外国語（英語）の授業は一年間で 34 時間、小学校 5,6 年生では 68 時間である。それに対して現在の日本では、小学校 3,4 年生で 15 時間、5,6 年生で 50 時間と、授業時間に大きな差がみられるが、2020 年からの改革によって 3,4 年生で 35 時間、5,6 年生で 70 時間〔表 4〕と大幅に増やしていくという。日本は今英語教育の改革を進めている中途であり、2020 年からは他国の教育に追いついていく見込みであることが分かる。

次に、授業内容について比較していく。(株)オーシャングローバルネットワークのアジアの「英語教育事情」という資料によると、韓国の英語の授業は通常の教室ではなく、家庭科や美術の授業のように特別教室で行われることが一般的であり、少人数でおこなわれることも多い。空港やショッピングセンターなどを模したコーナーもあり、実際に海外に行ったときに遭遇するだろう状況を想定して、英会話が学べるようになっていいる。また、授業進行はほとんど英語で行われる。授業内容としては、自分の友達を招待するための「招待状」を英語で書くなど、英語のリスニング・スピーキング・ライティングを重視した内容になっているという。

これに対して日本は、通常の教室で英語の授業を行い、少人数で行われることはほとんどない。第二章でも述べたように日本でもコミュニケーション力は重視されているが、韓国のように英語で授業が行われるほどではない。これは、日本の英語教育が改革途上であることや、小学校教師の英語能力の差があることが理由としてあげられるだろう。

第 10 章 考察・これからの研究について

第一節 考察

私は初め、日本の小学校教育に英語は必要ないという考えであった。しかしこれまで英語教育の実態を調べたり、小学校から英語を学ぶことのメリットが書かれている書籍を読んだりしていくうちに、「英語教育は必要だが、英語改革を進めていく中で授業内容に工夫をしていくべきだ」という結論に至った。現在の世界の流れや他国の英語レベルに拮抗していこうと思うと、小学校から英語を学ぶことは必須なのかもしれない。

第二章では日本の小学校英語の授業時間に触れたが、これに関しての考えは変わっていない。英語の授業日数が増えることで他の科目に影響が出るという現実はある。最初に提示した学力低下に問題にも目を向けて考えるべきだ。しかし、2020 年から授業日数が大幅に増える改革が為されているのは事実だ。英語の授業と他教科のレベルを高水準で保つことが大切だと思う。

第四章では、英語能力ランキングが高い韓国では実際に使えるコミュニケーション能力を重視していることが分かった。日本でもコミュニケーション能力は重視されているが、他国と比べるとまだまだ座学の授業が多い。それよりも、もっと子供が英語を楽しめるような「慣れ親しむための」授業を行っていく必要があるのではないだろうか。

これらのことを達成するためにも、小学校の英語教育の体制をきっちり整えることは重要である。教師への負担が大きすぎることで、地域によって授業内容の格差があることなどは、本格的な英語教育を行っていくため、また、他教科にも悪影響を与えないためにも速球に解決すべき問題であると思う。

第二節 これからの研究について

これからの研究では、現役の教員に話を聞いたり、さらにデータの収集をしたりして自分の主張の信憑性を高めていこうと考えている。また、第一章で述べた「英語の授業時間を増やすことが他の教科に影響する」などの問題点が実際にどのような問題として表れているのかをインタビューなどで具体的に例を示したいと思う。

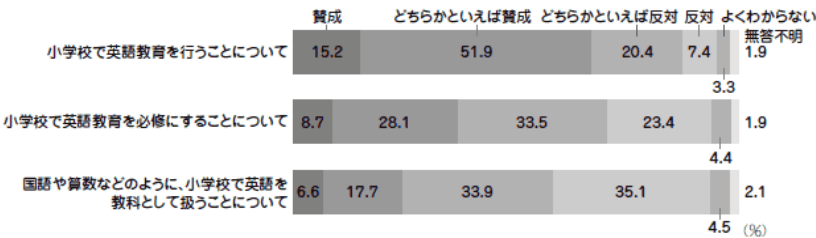
また、私がこれまで述べた以外のまだまだ見えていない問題を色々な人の視点になって考える作業もしていく。

■ 小学 6 年生の計算力 <注>問題例と調査年、正答率(%)			
	1982 年	1994 年	2000 年
$\frac{5}{6} + \frac{3}{8}$	80.8	77.6	61.7
$\frac{5}{6} \times \frac{4}{9}$	94.0	91.3	65.8
$\frac{4}{9} \div 2\frac{1}{3}$	90.7	86.9	66.5
9.3×0.82	77.2	73.4	70.2
$7 - 0.14 \div 0.7$	38.3	36.1	32.8

(朝日、日本経済の各新聞より)

{表 1}

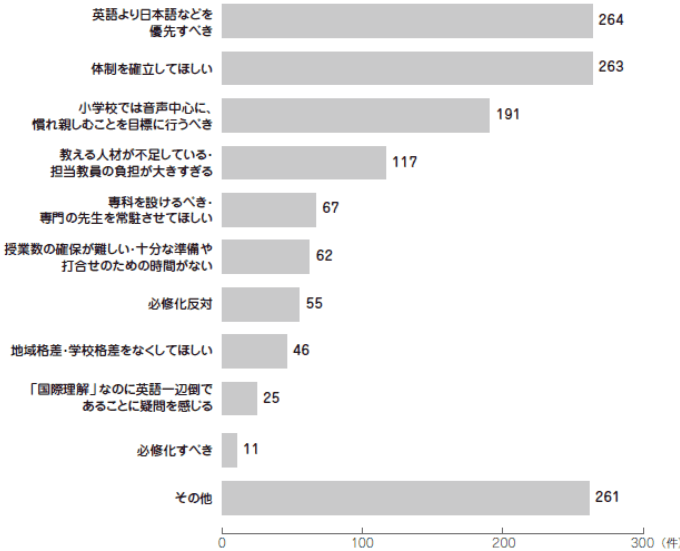
図1-2-2 英語教育に対する賛否（教員調査）(n=3,503)



※「第1回小学校英語に関する基本調査(教員調査)報告書」より。

{表 2}

図2-7-1 小学校英語に対する意見



※設問内で得られた1,145件の自由記述を分類。意見の抽出は、1人分の意見でも内容的に複数に分かれるものは分解して分類して行った。そのため、意見数は自由記述回答人数よりも多くなっていることを記しておく。

{表 3}

外国語活動の時間数 (2018年度)



※全公立小学校を対象にした文部科学省の調査から。6年生は5年生、4年生は3年生とほぼ同じ割合

{表 4}

参考文献

- ・ 斉藤孝＋斉藤兆史（2003）『日本語力と英語力』 中公新書ラクレ
- ・ 森貞孝（2013）『小学校英語が日本を変える 英語ショック』 幻冬舎
- ・ 文部科学省 学習指導要領
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1387017_11_1.pdf (2018.11.17)
- ・ EF. EF EPI 2018 – EF 英語能力指数.
<https://www.efjapan.co.jp/epi/> (2018.11.17)
- ・ 文部科学省. 外国語教育：文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm (2018.11.17)
- ・ 朝日新聞. 全国学力調査に関するトピックス：朝日新聞デジタル
<https://www.asahi.com/topics/word/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E5%AD%A6%E5%8A%9B%E8%AA%BF%E6%9F%BB.html> (2018.11.17)
- ・ (株)オーシャングローバルネットワーク. アジアの英語教育事情
http://ocean-gnet.com/images/pdf/asia_jijyou.pdf (2019.2.06)

【19】 飢餓地域における食育について

Food Education In Places Where Hunger Is Serious

戸祭 華子

Abstract: Food education is effective in places where hunger is serious. In the world, over 20% people of the total population are suffering from serious hunger. They can't have sufficient education such as food education. Also, people in the hunger area don't understand the importance of food. I think these two reasons are becoming the cause of serious hunger. Food education is being done in developed countries such as Japan. Therefore, the problem in the area where hunger is serious will be improved by following the example of developed countries.

Keywords: Food Education, Hunger Area, Sufficient Education, Importance of Food

第1章 テーマ設定の動機・目的

以前、私の好きなチキンラーメンが、飢餓が深刻な地域に届けられる国連の WFP レッドカップキャンペーン(：国連 WFP が給食を入れる容器として使っている、赤いカップを目印に、飢餓が深刻な地域で 1 人でも多くの子どもたちに学校給食を届けるためのキャンペーン)という活動を知った。その時私は自分たちにとっても身近なものが飢餓に苦しむ人の役に立っている事に嬉しさを覚えたと同時に私たちにも食糧問題に苦しむ人たちに何かできる事があると感じ、具体的な改善案を見つけ、実践したいと感じ、このテーマを設定した。そこで私が注目したのは、『食育』だ。食育とは、生涯を通して健全な食生活を送ること、地域の食文化の継承、健康確保を目的に行われている授業だ。主に、小学校において児童あるいはその保護者に向けて行われている。先進国ではこの取組が進んでいる一方、飢餓が深刻な地域ではこの取り組みは行われていない。さらに、食育はおろか、教育の重要性が認知されていないのだ。例を挙げると、飢餓が深刻な中央アフリカのチャド共和国における成人識字率は jp.knoema.com の 2017 年の調査によると、40.0%となっている。これは、日本の 99.0 パーセント(同調べ)と比較すると極めて少ない数字となっており、この結果より十分な教育を受けられていないと感じた。これを踏まえて、私は諸地域においてどんな食育を行えば有効的で飢餓問題が改善されるのか、また教育を受けることが出来る人を増やせるかについてのプランを導き出す。

第2章 飢餓地域の現状

飢餓が発生する理由として、ある国では内戦、ある国では干ばつなどの自然災害、ある国では飢餓が慢性的なものとなっている、など様々なものが挙げられる。国連 WFP のホームページによると、世界の 5 歳未満の死亡率のうち 4 5 %が、栄養不足が根底のものである。その理由として、第一に挙げられるのは飢餓である。また世界には先述の理由で引き起った飢餓によって苦しんでいる人は国連 WFP(2017)によると全世界の人口の 9 人に 1 人にあたる 8 億 5000 万人存在している。特にアフリカでの状況は深刻で、UNICEF(2017)によると、全人口の 20 パーセントが飢餓に苦しんでいる。その中でも国連 WFP 作成、世界の飢餓状況を示すハンガーマップ(2017)によると、西アフリカのリベリア、中央アフリカの



ウガンダ、ザンビアなどでは国民の 35 パーセント以上の人々が栄養不良で、子どもの発育不良など様々な悪影響を及ぼしている。また、第一章で述べたチャド共和国もその中の一つである。このことから私は、飢餓問題を改善することで十分な教育を受けることができる人が増加すると考えた。

第3章 国連 WFP とは

国連 WFP とは飢餓の無い世界を目指して活動する国連の食糧支援機関である。毎年、約 80 か国 8000 万人に支援を行っており、2015 年現在、国連 WFP の支援を受けた人は 7670 万人にのぼる。国連は緊急時に命を救い暮らしを守ること、緊急事態に備えること、緊急事態が起こった後に暮らしを再建して守ること、あらゆる場所で慢性的な飢餓と栄養不良を減らすこと、飢餓を減らすために各国の能力を強化することを目標に、世界中で飢餓と戦っている。具体的に国連 WFP が行っている支援の内容は 5 つある。まず、一つ目は『学校給食支援』だ。学校給食を支援することで、栄養状態や健康状態の改善だけではなく、生徒の出席率や成績の向上にもつながるとされている。また、子どもを学校に継続的に通わせることができるきっかけになるといったメリットもある。2016 年現在、69 か国で実施され、60 か国約 1640 万人に提供され、60 か国では国の事業として WFP の支援を受けて学校給食が提供されている人は世界に約 4500 万人にものぼる。次に、紛争や自然災害などで被災した国の政府から要請を受け、迅速に対応する『緊急食糧支援』だ。この支援では、緊急対応チームが命の糧となる食糧を届けている。そして 3 つ目は『母子栄養支援』である。最も飢餓にさらされやすい母親と乳幼児を対象とした支援で、この層への支援は他の年齢層への支援よりも効果が絶大であると言われている。さらに 4 つ目の支援は『自立支援』である。地域で作物を作り、それを自分たちの食糧にして飢餓を減らしていく支援である。この支援のねらいは地域の自立ということである。そして、『輸送・通信支援』がある。

第4章 日本における食育の実践例

日本は、ヨーロッパの先進国と並んで、世界的に見ても特に食育が盛んに行われている国の一つである。ここでは、日本の小学校で行われている食育の実践例を、藤本勇二(2015)『入門・食育実践集』全国学校給食協会より三例紹介する。まず初めに、『おにぎりコンテスト』(p76)。内容として、自分たちでより良いおにぎりを作るため、グループごとに工夫し、競い合うというものだそう。ご飯を自力で作る、自分で作ったご飯を食べる楽しさを子どもたちに知ってもらうこと、地元にある食材に気づくことがねらいとされている。そして 2 つ目は『丈夫な体を作るために』(p48)。内容は、体の発育のために食事の大切さを知ってもらい、成長期に必要な栄養素含んだ食品や、成長に望ましい食について理解することがねらいだそう。さらに 3 つ目は『地産地消』だ。自分たちの地域で作られている作物を知り、地域をもっと好きになることがねらいであると述べられている。私はこの三例全てが飢餓の深刻な地域に有効的であると思う。その理由として、自分たちの地域で何を作ることができるのかを知ることは地域の農業の発展、さらには飢餓の改善につながるからだ。また、子どもの体の発育に必要な栄養を親が知ることは重要で、子どもの栄養状態や健康状態の確保、さらには子どもの死亡率の減少にも効果的だろう。

第5章 飢餓が深刻な地域での有効的なプラン

慢性的に飢餓が深刻な地域の母親の特徴として、食に対する正しい知識の不足が挙げられる。それは、食についてでも起こり得ることで、知識不足が連鎖的に続いているため飢餓問題、貧困問題などの解決にはなかなか至らないようだ。そのような痛ましい出来事を少しでも減らすべく、私は食育の授業を受けたことのある先進国の人が飢餓が慢性化した地域に出向き、その地域にあった食育の講座、もしくはワークショップ

を無料で開くことを提案する。学校に通うことのできない人たちが多く住むこのような地域では、学校でこのような取り組みを行っても有効的ではないと考えたため、地域のコミュニティで行うのが有効的だろう。ここで、私が最も有効的だと考えたイギリスにおける食育の実践例を紹介する。アメリカと同様に肥満人口の増加に悩むイギリスで、国策としてキッチン内蔵バスが全国を回り、生徒たちに健康的な食生活の事、食の安全の事、食材の調理の仕方などを教えている。これを、飢餓が深刻な地域で応用するのだ。そのような地域で、食に関する正しい知識や食材の正しい調理方法などを人々に教える。なぜなら、飢餓が深刻な地域では、何をどのくらいの程度、さらに、どうやって食べるのかという食に関する正しい知識が浸透していないからだ。その地域で育てることのできる食材、栽培方法などまでも包括的に教えることができればよい。前章で述べた WFP の『自立支援』のようなものだ。勿論、諸地域ではイギリスのような設備を整えるのは困難だ。しかし実際に行うときにはその生活水準に合わせた設備、状況に合わせればよい。これらの食育による栄養状態の改善により生活水準が向上し、学校に通える人が増え、成人識字率の向上にも繋がるだろう。また、UNICEF(2017)によると、世界には栄養不良(：健康に育つためのバランスのとれた栄養が摂取できていない状態を示し、発育阻害、消耗症、低体重、過体重などの形態がある。また、栄養不良の子どもの中には、複数の形態を示すケースもある)の子ども(ここでは 5 歳児未満とする)が 6 億 6900 万人おり、その中でも、発育阻害(：日常的に栄養を十分に取れずに慢性栄養不良に陥り、年齢相応の身長まで成長しない状態)の子どもは世界の 5 歳未満児人口の 22.9 パーセントにあたる 1 億 5500 万人いる。しかし、1990 年には発育阻害の 5 歳未満児は 2 億 5500 万人だった。この事より私は少なからず栄養問題ならびに飢餓問題が少し改善されているのではないかと考えた。これから、この問題を解決するために、クッキングバスの応用版を有効的な改善策として考えた。

第 6 章 自分の改善策との類似案

ここで、私の改善案と類似した活動として JICA(国際協力機構)が行っている青年海外協力隊での取り組みが挙げられる。沢山ある派遣内容の中でも、『家政・生活改善隊員』だ。JICA ホームページによると、女性や子どもを含めた人々の生活が、家庭や地域全体で良くなっていくよう、地域コミュニティや学校等で、主に衣食住やくらしの改善に関わる活動を行う、というものだ。さらに、JICA ホームページによると、地域住民が望む生活向上や地域活性化への寄与を目的とし、住民とともに、人的資源・地域資源を最大限活用し、地域の開発課題解決のために活動する『コミュニティ開発隊員』などだろう。現存のこれら二つの活動とも協力しながら先述の改善策を実践することで諸地域での活動はより強力なものとなるだろう。

第 7 章 考察と課題

私は、国連 WFP といった世界的にも有名で比較的经济力のある公的機関がこのクッキングバスを支援の一環として行うことで強力な支援が行え、飢餓地域における栄養状態などの現状が改善されると考えた。課題としては、クッキングバスは移動式という特性上、次の場所へ回ってしまうのでそもそもの継続的な支援が困難なことだろう。そこで、国連 WFP、JICA、NPO などがタッグを組み、継続的にどう食育を行い、食の重要性を浸透させるかが課題である。

参考文献

- ・ 小松太郎(2016)『途上国世界の教育と開発』上智大学出版
- ・ 藤本勇二(2015)『入門・食育実践集』全国学校給食協会
- ・ 国連 WFP. 飢餓をゼロに. <https://ja1.wfp.org/zero-hunger> (最終アクセス日 2/4)
- ・

- ・ 国連 WFP. ハンガーマップ http://ja.wfp.org/sites/default/files/ja/file/wfp_hunger_map_2017_jp.pdf
(最終アクセス日 2/4)
- ・ 国連 WFP. レッドカップキャンペーン
<https://www.jawfp.org/redcup/>(最終アクセス日 2/4)
- ・ GRWS.クッキング・バス～イギリス～ grws.jp/?p=1119 (最終アクセス日 2/4)
- ・ JICA 国際協力機構. JICA ボランティア/家政・生活改善
https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/job_info/home_arts/(最終アクセス日 2/4)
- ・ JICA 国際協力機構. JICA ボランティア/コミュニティ開発
https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/job_info/community/(最終アクセス日 2/4)

【20】 体力向上には何をすべきか

How to improve elderly physical fitness

木村 瑠奈

Abstract : These days, the declining birthrate and the aging population are progressing in Japan and I wanted to know the measures to make them live autonomously and well. So I'd like to introduce how to improve our physical strength. Japan's life expectancy is long thanks to Japanese food and medical technology. By actually listening to the elderly, I found that physical fitness measurement is effective for maintaining the health of the elderly. This will make the declining birthrate and aging improved.

Keywords: old people, physical fitness, Japanese, physical fitness measurement

第1章 テーマ設定の動機・目的

日本では高齢化が進み、経済活動や社会制度への影響が懸念されている。特に私たち若い世代にとっては、社会保障制度の負担増も心配だが、将来にわたって維持されるのかという点は深刻な問題だと思う。高齢化は避けて通れない問題であるため、年配の方が如何に元気でいられるかが社会保障制度維持のためには重要となってくる。日本の高齢者が少しでも元気に自立して暮らすためには、体力を向上させることが大きなテーマとなる。それにはどんな方法があるかを知りたいと思った。また自分もいずれ高齢者になるので、その時周りの人に迷惑をかけずに安心して暮らせるようにするためには、日ごろからどんなことに注意すれば良いかに興味を持ったからである。

第2章

第1節 体力とは何か

文部科学省は「体力」を以下の様に定義付けている。

「体力は活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達、成長を支える基本的な要素である。」

第2節 体力の構成

体力とは、運動をするための能力だけだと思われがちだが、実は知力や精神力を向上させ、健康に生活するための体力も含んでいるのである。

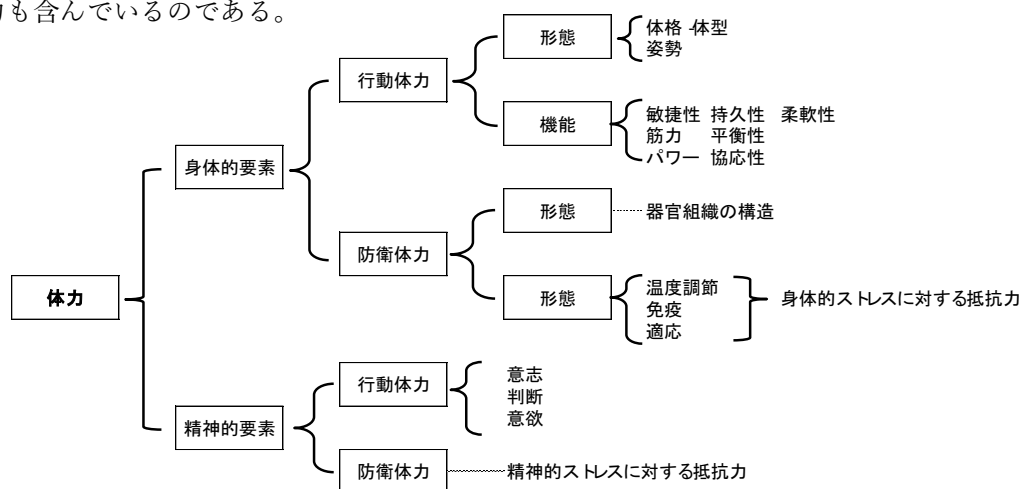


図1：体力の構成（出典 長寿科学振興財団）

第3節 構成する体力とは

広義の体力は身体的要素と精神的要素に大別され、それぞれの中が更に行動体力と防衛体力に分けられる。身体的要素の行動体力とは運動するための体力ともいい、身体を動かすために必要な基本的な能力のことを指す。筋力、運動に合わせて身体の動きを調整するための調整力、行動を起こすための瞬発力、行動を持続するための持久力などである。身体的要素の防衛体力とは健康に生活するための体力ともいい、体の健康を維持し、病気にならないようにする体力のことで、具体的にはインフルエンザにかかりにくいなど、感染症をはじめとする病気に対する抵抗力のことを指している。

また、一方の精神的要素の行動体力とは、身体を動かすことや健康を保つことへの意欲・気力・判断などを指し、精神的要素の防衛体力とは精神的ストレスへの抵抗力などを指している。

第4節 体力の強化

体力の強化には日頃から生活の中で、「散歩をする」、「歩く時は速歩きをする」、「階段を使う」など、積極的に身体を動かすことを意識することが大切である。最初の運動としては有酸素運動であるウォーキングが適している。ストレッチングや筋力トレーニング、体操、レクリエーション、水中ウォーキングや水泳、仲間と楽しむ卓球やバドミントンなどの軽いスポーツも効果がある。これらの運動が身に付いたら、次に習慣付けることが大事である。手軽なランニングや自宅でできる有酸素運動が効果的である。

食生活も重要である。体は日々食べるもので作られているので、栄養バランスの取れた食事を摂る必要がある。ビタミンB1やカルシウムなどの体を疲れにくくする食べ物を積極的に摂ることや、エネルギーの源である炭水化物をしっかりと摂ることが必要である。

更には質の高い睡眠で体力をしっかりと回復させることも重要である。睡眠は自律神経を整え、体の機能を修復し、リセットする貴重な時間である。また、睡眠以外にもリラックスできる時間を作ることが体力回復には有効である。お風呂に入ることやペットとのふれあい、人との会話など方法は人様々であるが、リラックスできていると感じる方法を見つけると良い。

第3章 日本人の平均寿命

ここで日本人の平均寿命を調べてみた。

WHOが発表した日本人の平均寿命は84.2歳で世界一であった。2位はスイスだが1歳近くの差をつけている。なぜ、日本人の平均寿命は長いのだろうか。それは次の3つの要素が日本にあるからである。

① 食文化

- ・ 和食に健康に大切な栄養素が多く含まれている

② 高度な医療技術と保険制度

- ・ 日本の医療水準は高く、救急救命体制が整っている。また、国民皆保険制度により、高齢は費用負担が少なく、気軽に病院に行くことができる。

③ 高齢者の運動による健康維持

- ・ 日本では高齢者が健康維持には運動が必要であることを理解して、ゲートボールなど高齢者でもできる運動を楽しんでいる

第4章 高齢者の健康維持

第1節 高齢者の運動

上にあげた項目の内に、意識的に行う必要があるのは運動である。運動と言っても、激しいスポーツをする必要はなく、年齢や体力水準、健康状態などに応じて無理のない日常的な運動を続けることが大事である。歩くだけでも、からだは丈夫になり、転倒予防に効果的な足・腰・腹部の筋力アップやバランス能力、歩行能力が改善される。

しかし、運動の必要性は理解しても、なかなか実践できないのが運動である。外出するだけでも運動になるのだが、加齢による心身の変化で外出するのが怖くなるなど、面倒になる。それが原因で自宅にこもる高齢者は少なくない。長期間、閉じこもりの状態が続くと、認知症やうつ病などを発症するリスクを高め、要介護にも繋がりがねない。しかし、外出を無理強いするのは逆効果である。本人が納得し、自ら進んで外出しなければならない。外に出る目的を作り、日常生活の中に取り入れることが必要である。

第2節 高齢者の外出意欲低下を改善するには

高齢者の体力向上には、高齢者向けの体力測定を実施することが有効だと思う。今現在の運動能力や筋力・柔軟性などが数値で分かり、運動することで改善されていくというプロセスを楽しむことができるからである。誰でも、数値が向上すれば、更に努力して改善させたいと思うものである。高齢者にこの機会をより身近に与えるべきだと思う。それには、体力測定できる場所に影響すると思う。お年寄りに聞くと、「近くの公園に散歩する程度であれば少しは参加意欲が湧くが、離れた体育館などになれば意欲は湧かない」といった意見があったので、体力測定の実施場所は公園にするべきだと考えた。「公園なら」といった身近なところで体力測定が実施されることで体力測定に興味を持ってもらい、普段家を出ないで閉じこもりがちな方にも公園まで来てもらい足腰を強くすることができる。体力測定をする日にちを決めておくことで公園に多くの人が集まるので会話をする機会を作ることも可能になる。それぞれの家を訪れることも可能だが、敢えて身近な公園を選択することで、認知症やうつ病対策にも繋がりと考える。

第5章 高齢者の生涯スポーツ

第1節 高齢者の生涯スポーツ

体力は活動の源であり、健康維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達・成長を支える基本的かつ極めて重要な要素であることがわかった。体力は単に運動するためのものではなく、病気から体を守り健康な状態を作るものである。心身ともに健康にするのが体力である。高齢化社会となった日本では、高齢者が健康でいることが社会保障費を下げる最良の方策である。まだ、私にとって老後生活はずっと先の実感のない話となるが、体力の面では実は今現在から老化がはじまっている話となる。また、身近には両親がそろそろこの域に入ろうとしている。

このチェックには、生活習慣病につながる要因に関する値（血圧、コレステロール、肥満度を測定することが必要で、数値を基準内に押さえることが重要である。それには、食生活を改善することなどが有効であるが、更に効果をあげるには簡単な運動を継続することである。特に、スポーツは上達の目標を持つことが容易で、いくつになっても上手になりたい、あるいはいくつになっても続けたいと思える性質を持っている。そういう意味では生涯スポーツを持つことが、体力向上には有効で、心身共に健康な状態と保つことができる。

高齢者の体力維持には、歩くなどの軽度な運動が効果的だと述べたが、一步進めて更に若いうちに生涯スポーツに出会うことができると幸せである。もちろん、65歳を過ぎた高齢者でもスポーツを始めること可能である。しかし、そのスポーツの力量や上達の度合いなどを考えると若いうちに始めたスポーツの方が、より継続して楽しむことができるはずである。

第2節 生涯スポーツとしてのテニス

テニスは生涯スポーツのひとつで、高齢者でも気軽に楽しめるスポーツである。両親の廻りでは70歳を超えた方でも、楽しく、元気にテニスを続けている方が多くいる。毎日、4時間を超えてもテニスできる体力には、到底かなわないと父が言っていた。また、市民大会への出場も果たしており、楽しむだけでなく勝敗にもこだわっていることが分かる。幸いにして、私は現在テニス部に所属しており、将来に亘ってテニスを楽しむことができる。基礎技術を持っていれば、一時期テニスから離れることがあっても、ボールを打ち返すことくらいは簡単にできるはずである。最近は若い頃にしていたスポーツを高齢になってから始める人が増えていると聞く。現に父も学生時代にテニスサークルに入っていたが、就職してからは全くテニスをしていなかったが、50歳を過ぎてから再度はじめている。生涯スポーツを持つことは、健康維持のためには必要なことで、私はテニスを生涯スポーツとして続けていきたいと思う。

第6章 おわりに (体力向上には何が必要か)

高齢者の健康維持には体力測定が効果的だと思う。市の施設で実施できるが、より身近な場所、体力測定ができればよいと思う。一度自分でも身近な施設で体力測定を受けてみて、自分の体力がどの程度なのかを知るとともに、車を改造して出前体力測定などができないかを自治体などに提案したいと思う。また、幼少期の外遊びや運動が体力向上や運動継続に密接に繋がっているのを、高齢者に限らず、子供たちにはその機会を作ってあげたいと思う。地域活動にも参加していきたい。

両親には長生きして欲しいので、私のテニスが役立ってくれれば嬉しく感じる。私が試合に勝つことを素直に喜んでくれるので、大会で少しでも勝ち上がりたいと思う。そして、幸いにして、両親と姉の3人はみんなテニスをするので、健康維持のために家族でのテニスも楽しみたいと思う。私は体力測定の大切さを知ったので、自分が高齢者の立場になったときには積極的に体力測定などのイベントに参加していこうと思う。自分が高齢者になる頃には体力測定の公園での実施が実現していて少子高齢化社会が少しでも変わっていることを私は期待している。

参考文献

- ・ 長寿科学振興財団 「体力の構成」
<https://www.tyojyu.or.jp/net/kenkou-tyoju/undou-kiso/tairyoku.html> (2018/8/26 アクセス)
- ・ 文部科学省 「子供の体力向上について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/05_c.htm (2018/8/26 アクセス)
- ・ 日本経済新聞夕刊 2016 年 12 月 14 日付. NIKKEI STYLE「高齢者の外出を促す動機づけ、そして不安解消」
<https://style.nikkei.com/article/DGXMZO10587250T11C16A2NZBP00?channel=DF130120166126>
(2018/11/18 アクセス)

【21】 どちらのワンピースを選びますか ～児童労働を失くすには～

Which dress would you choose? ～How can we reduce child labor?～

田中 理歩 森吉 天

Abstract: Behind the prices of inexpensive clothes, many children are working in awful environments and there are actions taken to solve it. In Cambodia, workers under 15 were given access to vocational training institute and were given the average wage of factory workers. In India they discussed and committed with America to improve the labor in India. We suggest to make a mark to show that consumers can know whether the product used child labor to make the product or not.

Keywords : child labor, fast fashion, fair trade, Cambodia, India, United States

1000 円のワンピースと 5000 円の「児童労働は使用していません」と記載されているワンピースがあるとします。あなたならどちらを選びますか？何を基準に選びますか？

1. 問題設定

私たちは「この T シャツは児童労働で作られました。」というシモン・ストランゲルの本を読み、私たちが日々安さを求めて買っているファストファッションの裏側には児童労働が関わっているということを知った。そこでこの課題に興味を持ち、インターネットや本でさらに調べた。児童労働によって製造された製品は私たちの身近にあり、決して無関係な課題ではない。また、国際連合の持続可能な開発目標の目標 8 のターゲット 7 に 2025 年までにすべての形態の児童労働を撤廃すると明確に目標が掲載されているように、児童労働は現在世界が解決に向けて働きかけている問題である。そのため私たちも現状を知り、それをほかの人と共有することで、この課題に対する関心を高める必要があると考えた。そして最終的に、健やかに育ち教育を受けるという子供の権利を取り戻すことが、この課題を解決することの社会的意義である。

2. 問題の現状

2-1. 児童労働の定義

私たちは国際労働機関（以下 ILO）の定義の通り、児童労働を「15 歳未満で義務教育を受けるべき年齢の子供が教育や健康的な成長を妨げられ、大人と同じように働くこと」と、「18 歳未満の危険で有害な労働を児童労働」と定義する。ただし、ILO は「5 歳未満で家事の補助や学校に通いながら放課後や休みの日に家業を手伝ったりすることは児童労働とは言わず、15 歳を過ぎて学校に通いながらするアルバイトも、児童労働にはあたらない」としている。以上の ILO の定義に則り、私たちの研究を進めていった。

2-2. ILO

ILO が発表した「児童労働の世界推計」（Global Estimates of Child Labor）によると、2016 年現在、世界では女子 6400 万人以上、男子 8800 万人以上、計 1 億 5200 万人以上の子供が児童労働に従事している。これは全世界の子供のうち、約 10 人に 1 人が児童労働に従事しているということとなる。このうちのほぼ半数の 7300 万人の健康や安全、道徳的発達を直接的に危険に晒す危険有害労働に従事している。危険有害労働は最悪の形態の児童労働であり、ILO の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」では人身売買などの奴隷行為や売春、薬物の生産、その他児童の健康、安全、道徳を害する恐れのある労働と規定している。児童労働に従事している子供のうち 68% は教育を受けているが、児童労働状態にあることで教育上、不利な立場に置かれていることを示唆する研究結果が出ている。これは教育と児童労働が両

立する根拠とはならないことを示唆する。仕事に必要な時間と労力によって、子供が授業を受け教育上十分な恩恵の享受や、授業時間以外の自習時間の確保をする能力を阻害する。その結果、児童労働に従事する子供は相対的に成績が悪く、進級という点でも他の子供達に遅れをとる傾向にある。児童労働に従事している子供のうち 5 歳から 11 歳が 48%、であり約過半数を占めている。また、経済分野別の児童労働に占める割合がサービス業は全体の 17.2%で 2610 万人、そして工業は全体の、11.9%で 1800 万人、農業は全体の 70.9%で 1 億 700 万人が従事している。この児童労働の中には、アパレル産業で働く子供たちもいる。現在、私たちが買うファストファッションブランドの衣服のほとんどが、児童労働の上に成り立っている。アパレル産業はグローバルな産業であるため、私たちが日本で購入する衣服も、児童労働に貢献してしまっているということになる。

2-3. アパレル業界における児童労働の現状

アパレル業界においては、国際人権 NGO である Human Rights Watch の報告書「Work Faster or Get Out」によると、2013 年と 2014 年にカンボジア国内の 13 の工場で働く労働者を対象に行ったインタビューではカンボジア国内では少なくとも 11 個の工場で児童労働が報告されている。子供を含む労働者は長時間労働を訴えており、子供は教育を受けられないことや最低賃金以下の賃金しか支払われていないことを訴えている。カンボジアの労働法では 15 歳以上の労働は合法ではあるが、18 歳以下の子供には軽い労働を与えることや 1 日 8 時間以上働かせないこと、勤務の間は 13 時間以上開けること、夜は働かせないことが定められている。にもかかわらず、インタビューでは子供たちからは 12 歳から労働に従事していたことや、7 時から夜の 9 時半までの 14 時間半にも及んで長時間労働をしていたことが報告されている。また、児童労働の隠蔽も行われており、「工場に来客が来る日には子供は来るな」と命令され、児童が工場にいた場合は、服の下などに隠し、児童労働の事実を隠蔽することもあった。

2-4. ACE

国際協力 NGO である ACE によると、インドではたくさんの幼い子供たちが児童労働を強いられている。私たちが普段身に着けている衣服の代表的な原料であるコットンは、世界生産量の約 80%が発展途上国で生産されている。特にインドでは、国内外で使用されるコットンの種子が多く栽培されており、その量は世界生産量の 20%にのぼり、世界第二位となっている。そこでは、約 40 万人以上の子どもたちが働いており、その約 7 から 8 割は女の子と言われている。子供たちが児童労働をしている主な理由としては、親の借金を返すため、つまり家計を助けるため、といったものが挙げられる。家計を支えるために、畑で長時間働かなければならないため、学校に通えず、大人よりもはるかに安い賃金で働いていることがほとんどである。

3. 原因の分析

先ほど 2-3.でも挙げた「Work Faster or Get Out」によると、カンボジアの工場においては家庭の貧困が原因としてあげられる。家庭が貧しいため、親の収入だけでは生活を維持できず、子供が働かざるを得なくなり、児童労働が起きてしまう。さらに発展途上国の人々は、住んでいる地域の衛生環境が悪いということもあり、さまざまなウイルス、病原体が流行し、病気にかかりやすい。しかし、医療機関の欠如のため、本来なら治療すれば治る病気も治らなくなってしまう。さらには親が病気のため寝たきりの状態が続き、余計働き手が少なくなってしまう、親が稼いでいた収入を代わりに稼ぐため、そして高価な薬代を稼ぐため、子どもが働かなければならないことになってしまう。インドにおいては働いている子供の約 7 割から 8 割が女子であることから、女性の社会的地位の低さが考えられる。また、ACE によると、「学校に行っても意味がない」や、「女子は教育を受ける必要がない」といったその国での教育や、男女差別に対する意識や考え方も原因の一

つとしてあげられる。発展途上国の人々と、先進国の人々の間での児童労働に対する価値観は違う。そのため発展途上国の人々にすれば、児童労働は地域に根付いている文化の一つであり、「子供は働かず、大人になるまでは学校に通い教育を受けるものだ」という認識をもっていないことも児童労働が多いひとつの原因として挙げられよう。

4. 解決のための取り組み例

本項では、このような児童労働問題を解決するために各国でとられた取り組みについて述べる。

4-1. カンボジアでとられた政策

カンボジアにおいて、「Work Faster or Get Out」によると、親の賃金だけでは生活できないため子供が働き生活費を補うといったケースが多く報告されている。そのため、児童労働なしでは生活できない家庭が出てくるため、安易に児童労働を禁止することはできないといった問題があった。その問題に対して ILO の Better Factory Cambodia は 2014 年 12 月にカンボジアの縫製業協会である Garment Manufacturers' Association Cambodia と 15 歳未満の労働者には職業訓練所で工場労働者の平均月収を支払いながら訓練させるということとで合意をした。

4-2. インド、アメリカでとられた政策

独立行政法人労働政策・研修機構によると、2010 年 7 月 20 日、アメリカの労働省は児童労働によって製造されている商品のリストを発表した。その中にはインドのアパレル産業に関わりのあるコットンや、絹の布地などもある。この調査の発表を受け、同年 11 月、インドのアパレル産業は、最大の市場であるアメリカのバイヤーが消極的な行動を起こさないように米国政府と児童労働に関する協定を結んだ。インド政府は、児童労働をなくし、さらに、労働慣行に関する指針を作成することを約束しました。さらに、アメリカの政府は、児童労働を完全になくし、消費者に自らができる行動を促すための政策を行った。2016 年にアメリカのオバマ元大統領は、児童労働に関する法案を改正した。以前までの児童労働に関する法律では、基本的には児童労働により製造された商品を輸入することを禁止していたが、製品の供給が追いつかない場合などは特別に輸入を許可する、というものであった。それに比べ可決された新法案は、いかなる時も児童労働によって製造された商品を輸入しない、というものである。そしてオバマ元大統領は、この新法案に署名し、実行に移した。そのため現在、アメリカでは児童労働により生産された商品はどのような条件のもとであっても、輸入しないこととなっている。さらに同じく 2016 年に、アメリカ政府は消費者が児童労働を削減するために、なにをすべきか、というステップを解説するスマホアプリ、そしてどのような商品がどのような国で児童労働によって作られているのかがわかりやすく、細かいところまで書かれているスマホアプリをリリースした。このようにアメリカでは、政府が積極的に児童労働をなくすための政策、そして消費者が児童労働を減らすためにとるべき行動を示すための政策を行った。

5. 未解決の課題

未解決の課題としては、やはり教育機関の欠如があげられる。教育を受けていない子供が大人になり家庭を持つと、さらにその子供の代までが教育を受けずに大人になる、という様な貧困の負のループが続いてしまう。このループを断ち切るには、教育機会を増やし、学校に通うためにかかる費用を政府が負担することや、先進国が今以上に募金活動に積極的に取り組む必要がある。そして、学校に通わなかった発展途上国での親世代の人々は、学校に通わなかったため教育の大切さを知らない。そうすると、自分の子供に教育を受けさせねばならない、ということをおぼえず、自分の子供を学校には行かせず、働かせてしまう。学校に通わない子供が増え、その子供世代の子供たちが親世代へとなった時に、自分が教育を受けなかったため、そして周

りに育を受けている人が少ないため、教育の大切さを知らない人が増え続けてしまい世代を超えて連鎖していくのである。その結果、再び子供に教育を受けさせないということになってしまう。

6. 4.で述べた解決策についての考察

ここでは、先ほど 4.で挙げた各国でとられた政策に対しての私たちの考察を述べる。

6-1. カンボジアの解決策に対する考察

カンボジアでの解決策は「児童労働をなくすと生活ができなくなる家族がいるため簡単になくすことができない」という現状に子供たちにカンボジアの工場の平均収入を与えるというのが現状を考えた上での対策であり、適格で適切な対応だと考える。また、職業訓練所に通わせるということは、賃金を払ったうえで、まだ労働に対しての知識の浅い児童に労働の基本を教えるということである。つまりこれは児童の未来にもつながり、一時的ではなく持続的な、未来まで見据えた良い解決策だと思う。

6-2. インド、アメリカの解決策についての考察

アメリカのとした、児童労働によって作られた衣服の輸入を完全に禁止する、という政策は、児童労働をなくすにあたって一番の近道だと思った。しかしながら、このように完全に輸入を禁止してしまうのは、児童労働をその国の産業としている国の文化を尊重しないということでもある。その国で児童労働を強いられている貧しい家庭の収入源が失われてしまい、たくさんの発展途上国の家庭がさらに貧しく、生活するのが厳しい状況になってしまうと考えられる。そのため、このような悪い影響も出るということを考え、よりよい解決策を考えたいと思う。さらに、アメリカ政府がリリースしたアプリについては、とてもよい方法であったと思う。近代化する世界の中で、ネット上に児童労働を広めるというのは、現代の人々が最も簡単に児童労働の現状に触れることができるいい機会になると思う。このように児童労働について深く調べる前の私たちは、このアプリの存在を知らなかった。先進国には昔の私たちのように、このアプリのことを知らない人がほとんどであると思う。そのため、今後は児童労働についての知識がない世界中に人々にこのアプリを広め、そしてたくさんの人々にこのアプリをダウンロードしてもらうことが必要だと思う。

6-3. 私たちが提案する解決策

また、消費者に働きかける解決策として、この衣服は児童労働を使って製造していない、ということを示すマークをタグに付けることを提案する。この解決策は、フェアトレードマークやラグマークを参考に行っている。特にラグマークについては、カーペットの製造過程において児童労働を一切使用していないことを示すものである。これに似たマークをアパレル業界でも使用することによって、児童労働によって作られている衣服もあるのだということをより明確に消費者に示すことができる。そうすることにより、消費者の児童労働によって作られた安価な衣服への購入意欲を減少させることができると思う。今は消費者が自分の買う服が児童労働を使用して製造されたのかどうか分からないため、たとえ児童労働がいけない、子供たちの作った製品は避けようと考えていても判断の材料がないのでどうしようもないというのが現状である。また、このようなマークを付けることにより、生産者側もマークがないと商品が売れず、ブランドイメージを保つため、マークを付けられるように児童労働を使用しない服を作ろうとするのではないかと推測できる。

7. アクションプラン

今後、私たちは次の 3 つのことを調べることにした。まず、アメリカのように児童労働によって作られている製品の輸入を禁止している国はほかにもあるのかということ。次に、先ほど挙げた、カンボジアとインドでとられた政策によってその国での児童労働の現状は具体的にどのように変わったのか、ということ。そして最後に、わたしたち日本人にできることはあるのか、そして具体的に何をすればいいのかということだ。

今後は、このような事態がさらに悪化することがないようにたくさんの人にこの現状を広め、知ってもらいたい。今、世界では児童労働を失くす運動が先ほどにも挙げたようにたくさん起こっている。その成果があり、児童労働の数は徐々に減りつつある。しかし児童労働が完全に無くなるということはない。そのため、ほかにも解決策を考える必要がある。このような児童労働への取り組みは、子供たちを児童労働の搾取から守るだけではない。貧困の解決につながり、同時に家庭、地域社会、経済の強化にも繋がる。私たちは、狭い範囲に囚われるのではなく、もっと広い範囲で世界を見て、明るい将来を作っていくために今出来ることをしっかりと考え、少しずつでも行動に移すよう心がけることが必要となる。

参考文献

- ・ ACE.インド・コットン生産地の児童労働
<http://acejapan.org/cotton/childlabour> (2018 年 9 月 24 日閲覧)
- ・ ILO. Global Estimates of Child Labour: Results and trends, 2012-2016
http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_575499.pdf (2018 年 9 月 24 日閲覧)
- ・ Human rights Watch. Work Faster or Get Out” Labor Rights Abuses in Cambodia’s Garment Industry
https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/cambodia0315_ForUpload.pdf (2018/11/10 閲覧)
- ・ 独立行政法人労働政策・研修機構. 労働省、外国の児童・強制労働で生産された製品リストを公表（アメリカ：2009 年 10 月） | 労働政策研究・研修機構（JILPT）
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009_10/america_02.html (2018/11/10 閲覧)
- ・ ILO. 1999 年の最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）
https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238996/lang--ja/index.htmX

【22】 広告に見られる人種差別を撤廃するためには―「話題性」の追求と差別的広告の関係―

In order to abolish racism in advertisements

松本 葵 中川 瑠花

Abstract: There are a lot of advertisements that include racism especially against black people in the world, and we have to solve the problem because all people should live equally. To solve the problem, we had a questionnaire to forty high school students, and visited a company for an interview. We propose making a new law which demands that if a company make advertisements of racism, the nation punish the company. We think that the law leads to solve the problem.

Keywords: globalization, marketing, racism, discrimination, advertisement, company

1. 課題の背景

今日、人種差別は解決すべき問題として取り上げられ、私たちがそのことについて考える機会も多くなった。世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることから分かるように、人種差別は間違った行為である。そして多くの場面において、反差別国際運動（IMADR）などによる差別を撤廃しようとする取り組みが行われている。

しかし、世界中で人種差別は未だ根強く存在し続けている。私たちはその中でも、身近で普段目にしている広告にも人種差別と捉えられるような内容があるのではないかと感じ、もし存在するならばこれを問題であると捉え、解決すべきだと考えた。本研究では、主に広告に焦点をあて人種差別の原因と解決法について考えていく。

本論では「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に従い、人種差別を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」とする。

2. 研究の意義・方法

広告とは様々な人種の人が見るものであるから、特定の人々に対する差別的な表現を用いた広告によってマイノリティーの人々の自尊心が失われることはあってはならないと私たちは考える。また、この問題を解決していくにあたって、最終的には広告業界に限らず様々な業界での人種差別をなくし、人種に関わらず全ての人が生きやすい社会を形成することが私たちの目的である。

その目的を達成するため、この研究ではまず人種差別と捉えることのできる具体的な広告の例を先行研究や書籍、インターネット等を用いて調べた。また、化粧品メーカーのマンダムを訪ねて、マンダムが展開している海外事業や CSR(企業の社会的責任)についてのお話を伺った。次に、そのような広告が作られる原因を考え、またこの問題に対する人々の意識を明らかにするためにアンケート調査・インタビューを行い分析することにした。そしてこれらの調査の結果を踏まえ、実現可能な解決策を提示する。

3. 調査の結果 ―なぜ人種差別的広告が作られるのか―

3-1. 実例

調達・購買コンサルタントの坂井孝則氏による記事、『5 大有名「人種差別 CM」に学ぶ』において、人種差別の問題が指摘された例として次のようなものが見つかった。

1 つ目は、ボディケア商品のダヴで知られるアメリカの日用品メーカー、ユニリーバが 2017 年に公開した広告動画である。この動画はボディウォッシュの宣伝のために制作されたもので、黒人女性が茶色い T シャツを脱ぐと白人女性になるという内容であり、「肌の色の違いに対しての差別である」などの批判がユニリーバに寄せられた。

2 つ目は、2018 年に衣料メーカー、H&M のオンラインストアのサイトに掲載され批判を受けた 1 枚の画像である。画像は黒人の少年が H&M の商品のパーカーを着ているもので、そのパーカーには“COOLEST MONKEY IN THE JUNGLE” (ジャングルで 1 番かっこいい猿) とプリントされていた。これには「このデザインは黒人を猿のように扱っているものであり人種差別的である」などの批判が H&M に寄せられた。

3 つ目は、オランダのビールメーカー、ハイネケンが 2018 年に公開した CM である。ハイネケン・ライトというビールを宣伝する CM で、バーテンダーがビールのボトルを手で押してカウンターの上を滑らせ、そのボトルが黒人のギタリストや黒人の女性の横を通り過ぎてから肌の色の浅い女性のもとへと届くという内容であった。ボトルが黒人の人々を素通りして黒人でない女性のもとへ滑っていたため、これには「黒人の地位を低く見ているのではないか」などの批判がハイネケンに寄せられた。

最後に、市川孝一氏の論文「社会問題化した広告表現－炎上 CM から見えてくるもの－」より、ケータイ会社、イー・モバイルが 2008 年に公開した CM についてである。この CM は、スーツ姿の猿が演じる「新ケータイ候補」が聴衆に「CHANGE!」と携帯電話の変更を呼びかけるという内容だった。5 月下旬からの放送だったが、この時期は米大統領選でバラク・オバマ上院議員が民主党候補指名を事実上確実なものとしていた。そのオバマ上院議員が使っていたスローガンが、「CHANGE!」だったのである。そのため、この CM に対して「オバマを猿に見立てている」「猿は黒人を『非人間』として描くために使われてきており、この CM は人種差別に当たる」という批判の声が上がった。イー・モバイル側は、「オバマ氏のスピーチのうまさやエネルギーにヒントを得たもので、人種差別の意図はない」と反論したが、結局 6 月下旬に放映をとりやめた。

これらの例から分かる通り、世界には現在でも人種差別と捉えることのできる広告が存在している。こういった広告は、「あらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」という点で人種差別撤廃条約の定義に該当し、一部の人々に劣等感や疎外感を与えるものだとは私たちは考える。

3-2. 原因の考察

私たちは、これらの人種差別的広告には主に 3 つの原因があると考えた。まず 1 つめの原因として「話題性」というものが挙げられる。私たちは過去に問題化した事例を見て、なぜこのような広告を公開する前に企業側が誰も止めないのかと疑問に思った。そして、このような差別的な広告による宣伝は、過失ではなく故意に行われているのではないかと考えた。商品を宣伝する上で、話題性というものは重要視される。なるべく見た人の印象に残り、その商品を覚えてもらえるようにしなければならないからである。そのため、製品やサービス、店を宣伝する目的で、あえて感情的な反応を呼ぶような宣伝を行うことで注目を集め、知名度向上や売り上げ増加を狙うという商法をとる企業が存在すると考えられる。このような商法は「炎上マーケティング」または「炎上商法」と呼ばれる。つまり商品が消費者の記憶に残るためにユニークな宣伝をするという企業のやり方が過激化したものが、差別的な表現を取り入れた広告となっている、ということである。

次に、歴史的背景が原因として挙げられる。様々な地域の中で、特にアメリカ合衆国の差別的な歴史に着目し調べると次のようなことが分かった。第 2 次世界大戦以前の帝国主義が台頭していた時代、白人が植民地として統治していたのは多くが有色人種の住む国であり、たくさんの白人が有色人種に対して非人道的な行いをした。この歴史が、白人から有色人種に対する優越感、有色人種による自身と白人を比べての劣等感を生み出し、それが差別となって広告にも根強く残っているのではないかと考えられるからである。

また、いくつかの宗教もこの人種差別に関わっていると考えられる。黒崎真氏の「宗教、人種、アイデンティティー—アフリカ系アメリカ人の想像力における「出エジプト」物語—」によると、次のように述べられている。『特にキリスト教に着目すると、キリスト教が南部白人のアイデンティティの重要な構成要素であったとするならば、奴隷制が最盛期を迎える南部において、南部の白人牧師や白人奴隷主が、奴隷制の存在意義を聖書に照らして解釈したとしても不思議ではない。すなわち、奴隷制が存在し繁栄しているということは、そこに神の何らかの意図が働いているはずであり、その答えは聖書の中にあると。そのような眼差しで聖書が読まれるとき、白人牧師や白人奴隷主は奴隷制を積極的に支持する聖句を豊富に見出した。白人牧師や白人奴隷主の関心が集中した典型的箇所は、旧約聖書創世記 9 章 20 節の「ハムの呪い」であった。「ハム」は「黒人種」と解釈され、黒人は神の呪いを受け、奴隷として仕えるよう定められていると解釈された。』つまり白人による意図的な聖書の解釈により、人種差別を正当化していたのである。このように、宗教が原因の人種差別が起きていることがあると考えられる。

4. 課題への解決案

4-1. 「話題性」

私たちはこれらの原因の中で、特に「話題性」について掘り下げていくことにした。この問題の解決には「表現と倫理」が深く関わっていると考える。今私たちは、自分たちの考えや思いを自由に表現することができる。世界の多くの国で表現の自由が許されているからだ。しかし、企業が自分たちの表現を外部に発信し、様々な人に見せるものである広告において、特定の人を傷付けるような表現はしてはならないと私たちは考える。大辞泉によると、倫理とは「人として守るべき道。道徳。モラル。」とされている。企業のこうした行いは、倫理を守っているとは言えない。企業に広告においての「表現と倫理」の兼ね合いについて今一度考えさせることが、対策につながると考えた。

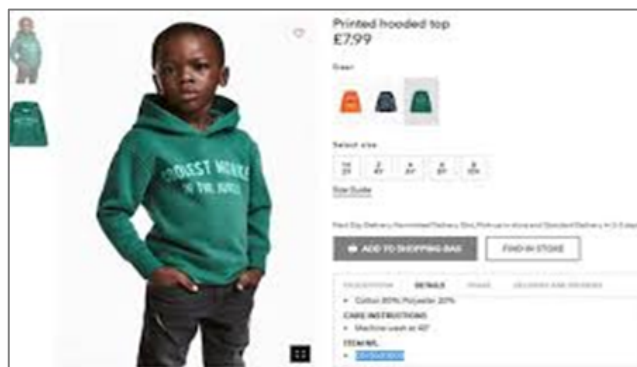
しかし企業側としては、利益を求めすぎてしまうばかりに、時として話題性を重視した炎上マーケティングのような倫理を無視した行いをしてしまうこともあるだろう。なぜなら、大辞泉が企業を「営利を目的として、継続的に生産・販売・サービスなどの経済活動を営む組織体」としていることから分かる通り、企業の本来の目的は商品を宣伝して購買者にそれを購入してもらい、利益を得ることだからである。そしてただ純粋に利益を求めている企業に対して、私たちが規制を行うことは難しい。ではどうすれば企業に倫理を守らせて、広告に見られる人種差別を撤廃することが出来るのか。そこで私たちは、そのような倫理を無視した行いは利益を生み出すことにはつながらないという仮説を立てた。この仮説が立証されれば、利益を生み出すことが目的である企業は「表現と倫理」についてより考えながら広告を作成するのではないかと考えたからである。

4-2. アンケート調査

この仮説が正しいのかを確かめるため、私たちはアンケート調査を行った。今回は千里高校 2 年生 20 人を対象として、人種差別的と捉えられる広告を使用している企業に対する意識を調べた。

以下が実際のアンケート内容である。

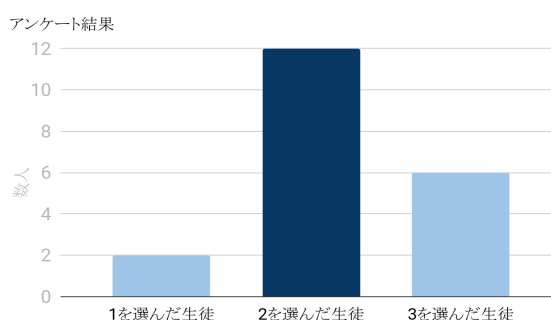
「あなたがある衣料品メーカー・A による下のような広告を見たとします。



・黒人の男の子が着ているトレーナーには“COOLEST MONKEY IN THE JUNGLE”(ジャングルで一番かっこいいサル)とあります。

・その後あなたが洋服を買いに行くと、この広告の衣料品メーカー・A と別の衣料品メーカー・B の 2 つの店がありました。2 つはどちらも同じような価格帯の商品を売っています。あなたはどちらの店で買い物をしたいと思いますか。3 つの選択肢のうちどれか 1 つを選んでください。

1. A の店の広告が黒人差別だとは感じなかったので、特に気にせず A の店で買う。
2. A の店の広告が黒人差別だと感じ、人種差別をするメーカーの服を買いたくないので B の店で買う。
3. A の店の広告が差別的だとは感じたが、気にするほどのものではないので A と B どちらの店で買ってもいい。」



集計は、2 または 3 の選択肢を選んだ人は A の店の広告が差別的であると感じており、また 2 の選択肢を選んだ人は A の店の商品を買いたくないと考えているとして行った。その結果、約 9 割の人がこの H&M の広告を人種差別だと考え、約 6 割の人がこの企業の商品を買いたくないと考えていることが分かった。

また私たちはアンケート調査と同時に、「なぜその選択肢を選んだのか」という内容を尋ねるインタビューも行った。すると、2 の選択肢を選んだ人からは「仮に A の店の商品が B より安くても、A の店で商品を買いたくとは思わない。」といった回答や「A の店の商品を着用すると自分も人種差別をしているような気持ちになるから、A の店では商品を買わない。」といった回答があった。さらに、「このような差別的な広告によって 1 度でも評判が落ちた店では、今後いっさいその店の商品を買おうとは思わない。」といった回答まであった。

4-3. 課題への対策

このように、差別的な広告などの倫理を無視した行いのためにその企業に対するイメージは悪くなり、その結果商品を買いたいという顧客が減ることがわかった。よって、製品やサービス、店を宣伝する目的であえ

て感情的な反応を呼ぶような宣伝を行うことで注目を集め、知名度向上や売り上げ増加を狙うという企業の方針は失敗し、結果的に企業の利益に負の影響を与えることになる。よって私たちは、企業の利益のためにも人種差別をなくすためにも、倫理を重要視した広告制作を企業が責任をもって行うことを推奨し、そのことについて企業への働きかけを行うことが解決に繋がると考える。

現在、国際連合や様々な条約によって、企業による人種差別的な行為は行ってはならないものとされている。いくつか例を挙げると、まず、国際連合の定める「国連グローバル・コンパクト」の 10 原則の原則 1 では「企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである」、原則 2 では「企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである」とされている。

また、世界 179 カ国が批准している「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の第四条の(b)では「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること」が定められている。

私たちは、先にあげたような広告における人種差別は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動」に該当しており、またそのような差別的な行為は「国連グローバル・コンパクト」の 10 原則の原則 1、原則 2 にのっとり必ず廃止しなければならない行いであると考え。よって、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」でも認められているように、そのような行いははっきとした犯罪であり国が処罰すべきであると考え。

具体的な対策としては、各国に広告が人種差別的でないかどうかを審査する機関を設置し、市民からある特定の広告が人種差別的であるという情報を得た場合にはその機関がそれらを審査し、人種差別的であると判断した場合にはその企業に何らかの制裁を行い、加えて市民にもその企業の広告が人種差別的であると判断されたという旨を公表するというものを考えた。市民への公表を行うと、先のアンケート調査からも分かる通り、企業の倫理を守らない行いが市民に公表されその企業に対するイメージは悪くなり、その結果商品を買いたいという顧客が減る。そして、このことが企業への制裁となると考えたからである。この方法なら差別的な広告を摘発することができ、また企業側は自分たちの行いが差別的であると判断されれば大きな痛手となるため、自ら「表現と倫理」を考えた広告制作を行うようになるのではないだろうか。よって私たちは、企業が責任を持って「表現と倫理」を考えた広告制作をすることを推奨し、また国が人種差別的である広告を摘発するシステムを確立することでそのような広告を撲滅させ、結果的に世界中から人種差別を撤廃することに繋がると考える。

参考文献

- ・ 市川孝一 (2018) 「社会問題化した広告表現－炎上 CM から見えてくるもの－」 明治大学文芸研究会.
- ・ 黒崎真 (2008) 「宗教、人種、アイデンティティーアフリカ系アメリカ人の想像力における「出エジプト」物語－」 神田外語大学英米語学科.
- ・ 田中辰雄・山口真一 (2016) 『ネット炎上の研究』 勁草書房.
- ・ 市川孝一 (2014) 『増補新版 流行の社会心理史』 編集工房球.
- ・ 外務省.あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html> (2018/10/20).
- ・ 坂口孝則. 5 大有名「人種差別 CM」に学ぶ 日経ビジネスオンライン
<<https://business.nikkeibp.co.jp/atcl/report/15/258308/053100032/>> (2018/10/20)

【23】 フェアトレードは本当にフェアなのか？

Is Fair Trade Really Fair?

松村 佳吾 松園 葵

Abstract: Today, the world is becoming more globalized, the problem about the fair trade has been discussed. Fair trade is “fairness, fair trade”. In other words, it is structure of the trade that by continually buying materials and products made in developing countries at a reasonable price, to improve the living conditions and independence of people in developing countries. We examined about the relationship between producer union and producers and reason and solution for not spending fair trade in Japan.

Keywords: Fair trade, Colony, Child labor, Europe, Japan, Developing country, Certification mark, certified product, Fair trade town

1. 研究の動機・背景

去年の国際理解でフェアトレードについて学んだが、実際に発展途上国の映像を見てみると児童労働が続いていたり、十分な食事をとれていなかったりした発展途上国の生活レベルの低さが印象に残った。フェアトレードとは、直訳すると「公平・公正な貿易」。つまり、発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」のことである。このように、フェアトレードとは発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を掲げた制度のはずなのに、そういった現実を見てフェアトレードが発展途上国の人たちにとって本当にフェアであるのか疑問に感じたためである。

2. 研究の目的・意義

フェアトレードに関する問題を解決し、発展途上国に住む人々の生活レベルを向上させる具体的な案を提示するためである。

3. 課題の現状

図 1

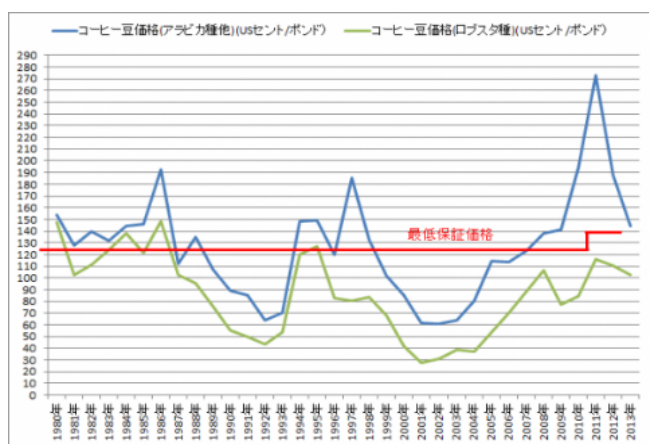
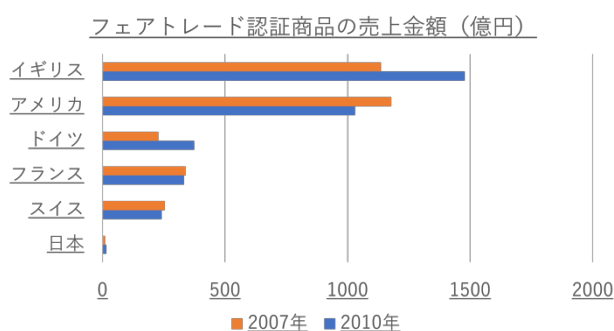


図 2



まず、私達は国連の定めるフェアトレードの最低保証価格と国際価格について調べた。フェアトレードの最低保証価格が国際価格を下回っているのではないかと考えた。図 1 は、コーヒー豆の価格変動と最低保証価格を表したグラフだが、カカオ豆の価格の変動に合わせて最低保証価格も変動していることが分かった。よって、企業と生産者組合の間ではフェアトレードはフェアに行われているという結論に至った。しかし、生産者は運営・管理のために組合を作っており、安全な労働環境、人権の尊重、人種差別・児童労働・強制労働

働の禁止など ILO 条約を順守することを取り決めているが、実際には生産組合内でも搾取構造が存在し末端の生産農家に適切なお金が支払われていないことがある。だが、これについての情報はあまりなく、現状はわかっていない。

もう 1 つ、私たちは現地の人々の声を聞いてみた。フェアビーンズコーヒーというサイトの調査によると、

- 「今はコーヒー価格が非常に低いですが、フェアトレードは借金があっても私たちが生きていけるように助けてくれます。フェアトレードのおかげで借金に苦しまずに済むし、子供たちに勉強をさせてあげることできるのでとても安心できます。」 イリス・ロドリゲス (34) エルドス協同組合 コスタリカ
- 「フェアトレードのおかげで、共同で使用しているデパルピングマシンにモーターを取り付けることができた。」「コーヒーの加工場所を（働きやすいように）作り直すことができたよ。」 フェアトレードコーヒー生産者 プロドコプ協同組合 ニカラグア
- 「非常につらい。致命的であろう。恐らく生産コストをカバーすることはできず、組合のコーヒー加工費や運営費をまかなうこともできないであろう。」（「もしフェアトレードが無かったら」という質問に対して） ファン・カルロス・アルバレス(35) エルドス協同組合事務局長 コスタリカ
- 「ここまで国際コーヒー価格が低いと、多くの生産者は家族を養えず、土地も維持できません。今まで以上にフェアトレードが必要なのです。」 ヘロニモ・ボレン(不詳) マノスカンベシーノス・フェアトレードコーヒー輸出協同組合ディレクター ケツアルテナンゴ グアテマラ
- 「プランテーションのオーナーは王様のような存在だ。彼らは大きな力を持ち、労働者に挨拶をするような地主はいない。」（プランテーションでの労働者の農業被害について）「多くの場合彼らは病院へは行かない。なぜなら病院へ行く為のお金などないのだから。雇い主たちも彼らの健康にお金をかけることはほとんど無い。」 カルロス(不詳) 公立小学校教師 ケツアルテナンゴ グアテマラ

これらの意見から、元植民地の国々の中でもフェアトレードによって生活状況が改善した人々もいれば、現在のフェアトレードの国際価格では満足な生活を送れない人々や、生産者組合による不当な搾取によって、今も苦しい生活を送る人々がいることもわかった。

次に、私たちはフェアトレードの認識率と歴史について調べた。図 2 は 2007 年と 2010 年の各国のフェアトレード認証商品の販売量を表したグラフだが、図 2 より、現在、日本のフェアトレード商品の認知度は先進国の中でも特に低い数字になっていることが見て取れる。現在、ヨーロッパでフェアトレードに関する活動が盛んなのは大航海時代から 20 世紀後半における、アフリカやアジアでの植民地支配によって、現在までアフリカが抱える問題に対する責任からであるとわかった。例として、児童労働や大規模工場生産の方式を取り入れ、熱帯、亜熱帯地域の広大な農地に大量の資本を投入し、単一作物を大量に栽培するプランテーション農園を作ったことによる、モノカルチャー経済などがあげられる。図 2 より、フェアトレード商品の売り上げ額が二番目に多いイギリスは 1585 年から 1997 年まで植民地支配をしており、その全盛期には全世界の陸地と人口の 4 分の 1 を版図に収めた史上最大の面積を誇った植民地帝国だった。また、フェアトレード商品の売上額が最も多いスイスは、支配者の異なる領地が何世紀もの時間をかけて次第にまとまり、自治体のゆるやかな同盟から連邦国家へと発展した被支配国家だったため直接的な支配は行っていないが、スイスから、植民地に創立された企業や奴隷売買への投資が行われ、スイスの企業も他国への植民地政策で利益を得た。『白黒への旅』という本によると、奴隷により生産された物品の売買をするスイスの商社があり、奴隷が働くプランテーション農場の所有や経営に携わるスイス人がいた。また、植民地の保安や奴隷の管理を請け負うスイスの企業もあった。ザンクトガレンの兵士のみならず、奴隷制度に携わったスイス人はスイス全

土に広がっている。奴隷制度は、経済的にスイスの近代国家の形成に「貢献」したばかりではなく、スイスは奴隷制度を通して文化、教育、国際社会における活動やあらゆるネットワークの確立など、多くの面で利益を得たと同書は断言する。また、fairtrade(フェアトレード)はfair(公平な)、trade(取引)という言葉の成り立ちからやはり、フェアトレードという制度はヨーロッパ諸国が元植民地の国々に対してヨーロッパ主体で行っている制度であるといえるだろう。

4. 課題の解決案

1つ目の調査から、フェアトレードは、企業と生産者組合との間ではフェアに行われていることが分かった。生産者組合と生産者の関係については情報が少なく、不透明な部分が多い。そこで私たちは2つ目の調査から、労働環境や児童労働が改善しない理由をフェアトレード商品の認知不足だと考える。先ほども述べたように、日本人のフェアトレード商品の認知度は非常に低い。たとえフェアトレードがフェアに行われていたとしても、フェアトレードを普及させて消費者側がフェアトレード認証商品を選ばなければ意味がない。また、フェアトレードに関する情報が少なく、特に日本では政府や行政によるアプローチが弱く社会問題にもならないことが原因だと考えられる。フェアトレード認証商品の認知が高いスイスなどのヨーロッパの国々では、認知を高めるための独自の取り組みが多く行われている。

海外での取り組みとして、大きく2つあることがわかった。1つは、「フェアトレードタウン」だ。フェアトレードタウンとは国際フェアトレード認証ラベル製品を積極的に購入するなど、フェアトレードをサポートする努力を表彰され、その称号を得た市、町や地域のことである。現在、フェアトレードタウンはアメリカに44都市、イギリスに631都市あるのに対し、日本は熊本市、名古屋市、逗子市、浜松市の4都市にしか制定されていない。日本は世界的に見ても、フェアトレードが浸透していないことがここにも表れている。2つ目は、フェアトレードを身近な存在にすることだ。フェアトレードが普及しているスイスでは、小さい頃からフェアトレードに関する教育を行っており、その価値を十分に理解しているようだ。それは、行政がフェアトレード認証ラベルの推進組織の意義を認めて、資金的な援助を行っているため、市民レベルでのフェアトレードの広報や教育が可能になっている。

これらのことから私たちは、先進国側の立場に立って、日本でフェアトレードを普及させるためにやるべきことを3つ考えた。

1つ目は、フェアトレードタウンの制定都市の数を増やすことだ。先ほども述べたように、日本では4都市しかフェアトレードタウンが制定されていない。フェアトレードタウンとして認証されるには基準と活動ガイドラインがあり、表1より例えば吹田市なら、フェアトレード認証商品を扱う小売店が47店舗、飲食店が23店舗必要であるため、いきなり増やすことは難しいが、地域のスーパーマーケットなどに交渉するなどしてフェアトレード認証商品を置いてもらって、宣伝することによってその街に住む人にフェアトレードについて知ってもらうことから始めたらいいと考える。

1. 地元自治体がフェアトレードを支持する決議を行うとともに、自治体内（事務所や食堂、会議などでフェアトレード製品を提供することに合意する。

2. 各種のフェアトレード製品が、地元の小売店（商店、スーパー、新聞販売店、ガソリンスタンドなど）で容易に購入でき、飲食店（カフェ、レストラン、パブなど）で提供される。注）2品目以上のフェアトレード製品を販売／提供する小売店・飲食店は、人口に応じて次の数以上を必要とする。

表 1

人口	小売店	飲食店
2 5 0 0 人以下	1	1
2 5 0 1～5 0 0 0 人	2	1
5 0 0 1～7 5 0 0 人	3	2
7 5 0 1～2 万人	4	2
2 万～2 万 5 千人	5	3
2 万 5 千～3 万人	6	3
3 万～1 0 万人	5 千人増えるごとに + 1	1 万人増えるごとに + 1
1 0 万人以上	1 万人増えるごとに + 1	2 万人増えるごとに + 1

3. 地元の職場や団体（宗教施設、学校、大学など）がフェアトレードを支持し、フェアトレード製品を利用できる時は必ず利用する。（人口 10 万人以上の町では地元の基幹雇用者 8）の参加が義務づけられる）。
4. メディアへの露出やイベントの開催によって、地域全体でフェアトレードへの意識と理解が高まる。
5. フェアトレード推進委員会（steering committee）を設けて、フェアトレードタウン運動が発展を続け、新たな支持を得られるようにする。

＜フェアトレードタウン運動 ―その意義と課題― 渡辺龍也＞より

2 つ目はテレビや新聞などのマスメディアを利用することだ。1 つ目の理由で述べたように、フェアトレードを普及させるためには、まず日本国民にフェアトレードについて知ってもらう必要がある。そこで、より多くの人に知ってもらうにはマスメディアを活用するのがとても効果的だと考える。広告などにして自然と人々の目に入るようにすれば、意識せずともフェアトレードの認知度は上がっていくだろう。

3 つ目は、小中学校・高校でのフェアトレードに関する授業をもっと盛んに行うことだ。ほとんどの小中学校ではフェアトレードに関する授業が行われておらず、国際関係の授業に特化した千里高校の国際文化科でも、一年生の国際理解の授業でさっと触れるだけにとどまっている。この現状を見れば、日本でフェアトレードに関する知識がない人が多いのも納得できる。学校側がフェアトレードに関してもっと主体的に取り扱えば、今すぐとはいかなくても、10 年後、20 年後にはフェアトレードに関する知識を持った大人が日本を担うことになり、フェアトレードを積極的に担う国の 1 つになるだろう。

ここまで、よりフェアに行うために先進国側の課題と解決策を述べてきたが、私たちの研究の意義は、発展途上国の人々にとって本当にフェアになることだ。私たちが 1 つ目の調査で分かったように、生産者組合と生産者との関係はフェアであるとは言い切れない。また、2 つ目の調査で分かったように、フェアトレードは先進国が発展途上国に善意で行っている事業ではない。過去に自分たちがした植民地支配とこれからの発展を妨げていることへの償いと責任だ。そして発展途上国の人々にとって、植民地として支配されていたという歴史は負の遺産である。こうした事実を踏まえると、フェアトレードという制度も発展途上国の人たちにとって決して喜ばしいものではないはずなのに、続けられているのはなぜなのか。私たちは今までの調査をもとに仮説を立て、考察した。

私たちは、発展途上国がフェアトレードに頼らざるを得ない現状に今もある、またはプランテーションやフェアトレードに頼ることで成功を掴もうとしているのではないかと感じた。

5. 今後の研究課題

4 で述べたように、企業と農業組合の間ではフェアに行われていることが分かったが、生産者組合から生産者へお金が公正に支払われているかは分かっていない。やはりこれも、生活レベルが上がらないことの 1

つの原因だと考える。フェアトレードはもっと普及していくべきであり、農業組合と生産者の関係を明確にするために、国際的に協力して調査を行うべきだ。もちろんヨーロッパの国々は植民地支配に対する責任があるが、日本のように、直接的に植民地支配にかかわっていない国も、グローバリゼーションが進む今無関係とはいえない。また、フェアトレードに頼らなくても生活していける持続可能な社会を実現するために、より進化したフェアトレードの在り方を考えていきたい。

参考文献

- ・ 「早稲田大学社会科学部「政策科学研究」上沼ゼミ 3 年 佐々木達也の個人研究ページ」
<http://www.waseda.jp/sem-fox/memb/05s/sasaki/sasaki.index.html> (accessed November 25, 2018)
- ・ Kawasaki Mariko. 「in you journal フェアトレードの認知度世界最低レベルの後進国日本。フェアトレードはなぜ日本で広まらないのか？海外と日本を比較して見えたもの。」
<http://macrobiotic-daisuki.jp/fair-tradenihon-118361.html> (accessed December 22, 2018)
- ・ STONE. 「フェアトレード批判、フェアトレードの問題・デメリットについて考える（フェアトレードのおかしな真実を読んで）」
<http://seize-stone.com/international-cooperation/pros-and-cons-of-fairtrade-label/> (accessed December 22, 2018)
- ・ 渡辺龍也. フェアトレードタウン運動：その意義と課題. 現代法学：東京経済大学現代法学会誌(21), 83-130, 2012-03

【24】 イギリスの EU 離脱から考えるグローバリゼーションの課題とは？

～What is the challenge of globalization that I think

from England's withdrawal from the EU? ～

今井 美佑 松下 史歩

Abstract: We have chosen this topic because we are interested in EU and we think EU is an example of globalization. The biggest problem EU has is a British withdrawal. We researched why British left EU on the internet, and the biggest reason is immigrant problem. The UK accepts a lot of immigrant and cannot control the number of immigrants because of the low of EU. In conclusion, we will think about a solution to be able to control the number of immigrants.

Keywords: EU, immigrants, globalization, UK

1. 探究の背景

近年、世界中の企業が生産拠点を他国へ移し、世界各国の貿易額も増加しているようにグローバリゼーションが加速している。そこで、グローバリゼーションの定義について調べた。weblio 辞書によると、グローバリゼーションとは、「人・政治・経済・文化などが国境を超えて地球規模で拡大すること」であり、グローバリゼーションは EU と似ているのではないかと考えた。また EU にも興味があったため、EU の定義についても調べると、EU とは「ヨーロッパの政治経済の統合を目指し、加盟国間の相互協力を強化することを目的として設立された超国家機構」であることが分かった。グローバリゼーションも EU も国境を超えるという点から EU はグローバリゼーションの代表例であると考えた。EU の抱える大きな問題といえば、イギリスの EU 離脱である。2016 年 6 月 23 日にイギリスで行われた国民投票でイギリスが EU から離脱することが決定した。ヨーロッパの中核マーケットであるイギリスの脱退により EU の GDP の縮小など、EU やほかの国に悪影響を及ぼすと言われているが、私たちは、「イギリスの EU 離脱がグローバリゼーションへの逆風であるのか」ということをリサーチクエスションに置いた。世界各地で様々な連合や共同体がつくれ、様々な法律がつくられているがその法律に問題があればイギリスが EU を離脱してしまったように、その連合や共同体を離脱する国が生まれてしまうのではないかと考える。対して、グローバリゼーションの課題はイギリスにおいてのグローバリゼーションが富裕層にしか機能していないことだ。イギリス労働党のゴードン・ブラウン元首相は「グローバリゼーションは英国全ての人のために機能せねばならない事だ」と述べている。世界的に見ても同じことが言える。

2. 課題の現状

なぜイギリス国民は EU から離脱することを支持したのか。その理由として岡部伸 (2016)『イギリス解体、EU 崩壊、ロシア台頭』PHP 新書によると、①移民受け入れ問題②経済格差問題③EU の厳しい立法④民主主義の欠如、⑤複雑な官僚機構、⑥ユーロクラットの厚遇、⑦独仏主義への反発、⑧植民地問題が挙げられる。

①移民問題

イギリスの移民問題とはイギリスに流れ込む移民の数を調整することができなかったことである。キャメロン首相は 2010 年の政権発足時に移民の規模を「年間数万人」に押さえると約束した。しかし、ポーランドやルーマニアなど EU 域内からの英国へのより良い労働、生活環境を求める「労働移民」が、2004 年～2015 年までの 11 年間で 100 万人から 300 万人へと 3 倍に増えた。このことにより、社会保障や教育面などで自国

民と同等に扱わなければならない人口が 1 年間で急増しイギリスの負担が増加している。そして、イギリス欧州移民と雇用や公共住宅の確保などで競合する労働者、低所得者層を中心に、英国では反 EU 感情が急速に高まってきた。つまり、「国境管理」という主権を EU に移譲したイギリスは、自国への移民の数を調整することができないほか、移民の人数の急増に対する具体的な対策を示すことができなかった。

②経済格差問題

イギリスの経済における問題とは EU 加盟国内の経済格差によるイギリスの分担金問題である。イギリスは EU 加盟国内では経済的に発展している国であり EU 加盟国内の経済格差を埋めるために GDP の低い加盟国に補助金を出していた。例えば、2014 年度にイギリスが EU 予算で負担した金額は、140 億ユーロ（約 1 兆 6500 億円）であり、43 億ユーロ（約 5400 億円）の赤字となった。このことによりイギリス国内での EU に対する反発が広まった。

③EU の厳しい法律

EU が貿易や農業などほとんどの分野に規制をかけてしまった。またその規制を決めるのは大企業幹部たちであるために、中小企業と一般市民が損をしている。

これらの問題によりイギリス国からの移民や EU への反発が強まった。イギリスは EU を離脱することにより、イギリス自身で移民・難民の受け入れ数を決めることができ、移民や難民の流入を制限できる。また、EU の経済格差がある国へお金を回すことなく、また EU への分担金を自国の政策に回すことができるため、自国への主導権を回復できる。さらに、EU 立法については、EU に加盟している限り従わなくてはならないルールから解放され国民の自由が増える。これらのメリットがあることもイギリス国民の離脱派が多かった原因である。

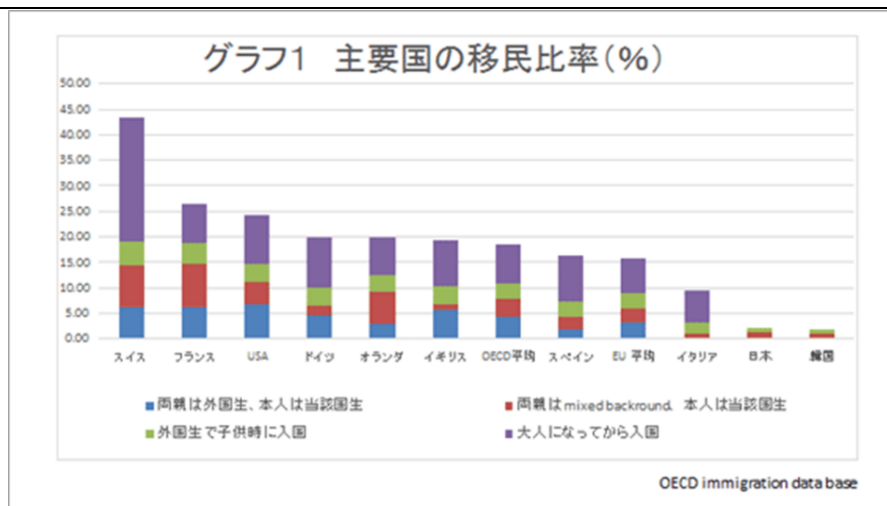
しかし EU を離脱してしまうと、EU との自由貿易ができなくなり関税がかかるようになるため輸出が減少する。また、世界からの信用力が低下し自国通貨ポンドの下落（ポンド安）などの悪影響を及ぼすとされている。さらに、EU 離脱のペナルティとして高い関税をかけられると、必要な生活物資の多くを輸入に頼っているイギリス経済は、消費の減少を中心に大打撃を被りかねない。

現在イギリスと EU の交渉は始まったばかりだが、EU がイギリスの離脱に反対する決議を出すなどの強気の姿勢からイギリスが本当に EU を離脱するのかということも叫ばれ始めている。やはりイギリスでも国民投票で離脱という想定外の結果になっただけに、いざ離脱となると腰が引けている感じがする。逆に離脱を宣言された EU 側は、今回のイギリスのこの行動を認めていないため、今後も交渉としてイギリスは不利な状況が予測される。

日本では、イギリス国民は日々の暮らしと大陸欧州で繰り返されるテロのことを考えて、「移民制限」を選んだ。将来を見据えて移民に一定の制限を加える英国の判断は人口減少時代を迎えた日本にも参考になる。移民の密度が高まってくると国民が不満をつのらせ、やがて極端な民主主義が台頭することをイギリス EU 離脱が教えてくれた。離脱の交渉次第によっては関税がかかるため、メーカーや金融機関は対策が求められる。特にイギリスで自動車の生産台数の約半数が日系メーカーで EU への輸出割合も高いため、離脱交渉次第で対応に追われることになる。

3. 探究の過程

イギリスの EU 離脱運動が加速する火種となったのは、移民問題である。イギリスが EU を離脱した理由のうちイギリス国民が最も負担を受けている問題は移民に対する税金である。また移民問題はイギリスやその

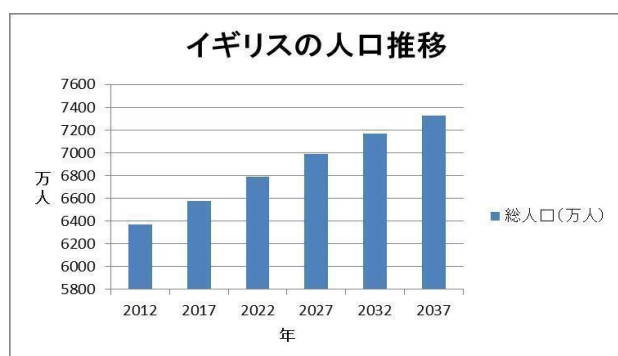


他の EU 加盟国をはじめアメリカやアジアの国々でも問題となっている。そこで、イギリスが EU を離脱した理由の中から移民問題に着目していきたいと思う。左の表より、EU 加盟国内ではイギリスより多くの移民を受け入れている国はあり、イギリスの他にも移民を受け入れている国は多くある。このこと

から、イギリス以外の世界各国でも移民を受け入れていることがわかる。また、世界中には 2 億 4 4 0 0 万人もの移民がいるというデータがある。ヨーロッパの国々は早い時期から移民を受け入れる体制をとっており、外から若い労働者をたくさん受け入れ、自国の労働力を上げて国の経済を活性化させようと始まった移民受け入れだが、実際には移民を多くしてしまったために問題が起こるようになった。

移民を受け入れることにより起こる問題は①失業率の増加②不法移民の流入③治安の悪化④就労先での言語問題などがある。移民が増えすぎて仕事が足りなくなり失業率が増えてしまう、移民はその国の人よりも安い賃金で働く傾向にあるために、国の賃金が全体的に下がる、安い給料の仕事しかなくなってしまうという問題が起こる。また経済的な問題もある。イギリスは医療費の無料化、雇用保険・救済制度・公営住宅といった社会保障が充実しているが、その充実した社会福祉が移民に対しても適用されるため、税負担を担うイギリス国民の不満が高まった。また、「充実した社会保障が受けられる」という理由で流入する移民が多いため国民の税負担は大きくなった。そのうえ、仕事をするために移民を受け入れていても、実際には仕事に就けず生活保護を受けている移民も数多く存在する。

EU のかつての移民問題は、1960 年以降旧植民地のインドやカリブ諸国などから大量に労働者を受け入れた。急激に増え、低賃金で長時間働くことの出来る東欧移民により英国人は仕事を奪われた。また、移民も国営医療事業(NHS)により無料で医療を受けられるので、一般市民が利用できにくくなったことも要因だ。その他にも移民の子供たちは無料の公立学校に行くことが出来るため、ロンドン市内の学校がどこも定員満員で待機状態になった。これらのことからイギリス内での移民に対する反抗心が広まった。



移民を受け入れることは必ずしも問題を引き起こすわけではない。例えば、移民の受け入れと経済的発展について見てみると、多くの移民を受け入れることにより社会保障や教育面での問題は発生するが必ずしも多くの移民を受け入れることがその国に悪影響を及ぼすわけではないということが分かった。

上のデータによると、イギリスの人口は 2 0 1 2 年～2 0 3 7 年までに約 1 0 0 0 万人増加する見込みであることがわかる。このうちの 43%に当たる 4 3 0 万人は移民や移民家族の出生によるものとされている。つまり国民 1 人当たりの国内総生産 (GDP) がかわらなくてもイギリスでは今後 25 年間に移民によって合計で 8%近い GDP の成長が期待できる。このように多くの移民を受け入れることにより労働者が増え、国の

経済の発展の期待が持てるということが分かる。つまり適切な数の移民を受け入れることは、経済的発展につながるということが分かった。

4. 探究方法

この問題は非常に複雑であるため独自の解決案ではなくイギリス（EU）の例を参考にする。

1. イギリスでの成功例を調査し促進する。
2. ほかの国の成功例を調査しイギリスでも同じことが行えるか検証する。
3. 考えた解決案をほかの国でも実施できるようにその国のニーズに合ったものに変えていく。

5. 結論

イギリスの EU 脱退により欧州各国での EU からの離脱ドミノが懸念されている。オランダでは 54%の国民が国民投票の実施を指示している。また、欧州各国でも EU 離脱派が勢いを増している。「英国の EU 離脱を機に一気に影響力を拡大すれば欧州各国での離脱のドミノは避けられないだろう」と岡部伸さんは著書「イギリス解体、EU 崩壊、ロシア台頭」で述べている。先程述べたことから私たちはイギリスの EU 離脱はグローバリゼーションの逆風であると考え。その理由はグローバリゼーションの代表例である EU からイギリスが離脱することによりこのままでは EU の崩壊が起ってしまう可能性が高いからである。

6. 解決案

移民問題についての解決案は、①移民の受け入れ数をその国のニーズに合わせて調整できるよう法整備②移民がその国に来了後に問題を起こさずに充実した生活を送れるような制度の確立である。

① 移民の受け入れ数をその国のニーズに合わせて調整できるよう法整備

EU で行われている移民政策：EU 加盟国間では移民問題を解決するために共通移民政策が行われている。共通移民政策は「本来、領域内に流入する移民と領域外へ流出する移民の両方についての政策」であるが現在ヨーロッパにおいて問題とされているのは、ほとんど領域外から領域内に移動する人々を対象としたものである。共通移民政策が目指すのは、各国の主権行為である移民政策を、EU 加盟国共通の基準にすることであり、移民・難民問題を共通の問題と捉え、入国管理、統合政策、差別の除去、不法移民対策、加盟国民及び第三国民の雇用格差の解消などにより多面的に共通政策策定をすることである。この政策は長年の間調整が難航していた。この共通移民政策の成功例として挙げられるのは「経済移民」である。weblio 辞書によると、経済移民とは「移民者自らの地域では不十分なその生活条件または雇用機会を理由に生活水準を改善するよう求めてひとつの地域から別の地域へ移住する者」である。経済移民については、少子高齢化が進む中で EU 経済の競争力を確保する観点から、その必要性が認められつつも、加盟国との調整が難航し、対応が遅れていた。しかし近年、幾つかの重要な立法の成立にめどが付くなどの進展が見られている。つまりその国にとって移民が不利益ではなく利益となるように法整備を行なうことにより、経済移民などの良い移民を確保することができるのである。

② 移民がその国に来了後に問題を起こさずに充実した生活を送れるような制度の確立

先程述べたように移民を受け入れることが必ずしもその国に損失を与える訳では無い。つまりその国へと入って来る移民の数を調節することの出来れば良い。しかしたとえ移民の数を調整できたとしても、働き手にならなくては意味がない。例えばオランダでは、移民は年数回行われているオランダ語試験と社会化講習についての試験を受ける。無事に受験終了し試験に合格すると、市民化講習調査局より受講終了証がそれぞれの受講者に発行され、就職相談を受講者は受ける。就職相談を受けた後、受講者はそれぞれの状況に応じて、次の道のりにすすんでいく。具体的講習内容オランダ語講習、社会化講習、職業に関する講習の三つである。

いったん受講者として認定されれば、移民は無料で受講できる。受講が免除されるのは、高等教育機関に留学や研究でやってきた者、そして既に十分にオランダ語を話し、安定した仕事を持っていると判断された者である。移民は最終的に受講者となると、ほぼフルタイムで地域教育センター（以下、原語表記に従って ROC とする）に通う。

1) オランダ語講習

ここでは移民は 570 時間のオランダ語講習を受講する。また授業に組み込まれる形で、パソコンを使用した自習時間が設けられており、移民はパソコンにインストールされている文法、リーディング、リスニング、スピーキング問題を解く。講習の終了後には、オランダ語検定試験を受けらず、そこでの成績は修了証にも示される。

2) 社会化講習

ここでは、郵便制度、医療制度、政治・社会的常識、その他、オランダ社会で知っておくべきとされている基礎的な法律について講義を受ける。また市民化講習を受講する移民には、無料ないしは格安のクーポン券が配られ、これを使って自由に博物館や美術館に行くことができる。計 30 時間にわたる講習の終了後、理解度をチェックする試験（下記の教材例を参考のこと）が行われる。受講者はこれに合格しなければならない。

3) 就職支援

カウンセラーによる講義と就職相談がセットとなっている講習である。講義では、カウンセリングでは就職のために取りうる最も現実的なステップを中心に具体的な進言を受ける。このように、オランダの労働市場の状況に鑑みつつ、できるだけ教育訓練機関を設け、失業状態が長引かない道を選択するように促される。

これまで示してきたように、市民化講習には実に多くの人々が関わっている。上でも示したが、これは市民化講習法（WIN）によって規定されているところである。法によって、ROC、就職斡旋事務所、自治体レベルで政策の調整を行う市役所といった公的機関に勤めるスタッフたち、いわゆるストリートレベルの行政官（教員やスタッフ）が職務を担い、移民が政策の受益・対象者となるのである。行政官と移民が国レベルの制度設計の通りに動くかどうかで、市民化講習は解決策ともなるし、逆に新たな問題を生むこともある。国はそうならないためにも、彼ら、いわば現場の人間を法という制度設計によって縛りかける。その結果、現場の行政職員と移民は日常的に多くのコミットメントが求められるようになるのである。

経済移民などの政策によって移民の数を調整する、オランダで行われている移民受け入れ後の取り組みのようなことを他の移民問題を抱えている国でも実施することにより、移民問題を解決することができると思う。

7. 今後の課題

移民の数を調整できる法律とは具体的に何なのかということを、例えば EU の中でも成功している法律をもとに考える。また移民を受け入れた後その移民を良い働き手とするためには、どのような取り組みをする必要があるのかということを、オランダのように取り組みをしている国とイギリスとを対比することによって考える。イギリスの EU 離脱問題を探求することで学んだ移民問題は EU 内にとどまらず、日本やその他の国でも問題となっているため、世界の移民問題の現状を知り解決案を考えていきたい。移民の受け入れ数の問題や移民を受け入れた後の問題を解決するだけでは根本的な移民問題の解決にはつながらない。今後は移民問題がおこる根本的な問題について研究し、移民が世界からなくなるため研究をしてきたい。

参考文献

- ・ 参議院. EUにおける共通移民政策の現状と課題
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20090601024.pdf
(accessed November 19, 2018)
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構. 欧州連合の共通移民政策
https://www.jil.go.jp/institute/reports/2006/documents/059_02-6.pdf (accessed November 19, 2018)
- ・ 木村正人. 人口減に対する移民受け入れの難しさ【デモクラシーのゆくえ：欧州編】
<https://news.yahoo.co.jp/byline/kimuramasato/20140415-00034529/> (accessed November 19, 2018)
- ・ 笠原 敏彦. 【ゼロからわかる】イギリス国民はなぜ「EU 離脱」を決めたのか
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/50639?page=3> (accessed November 19, 2018)
- ・ 岡部伸 (2016) 『イギリス解体、EU 崩壊、ロシア台頭』 PHP 新書
- ・ 新海 英史. 行政から見た解決策、移民から見た解決策—オランダの市民化講習の事例
https://www.ritsumeai-arsvi.org/publication/center_report/publication-center4/publication-44/ (accessed December 14, 2018)
- ・ 安達 誠司. イギリス「EU 離脱」の損得勘定～経済的デメリットはむしろ EU 側にある
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/48985> (accessed December 17, 2018)